

**邑 南 町**  
**一般廃棄物処理基本計画**

平成24年11月

邑 南 町



# 目 次

---

## 第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の位置づけ	1-1
第2節 計画の期間	1-2
第3節 計画対象廃棄物	1-2

## 第2章 地域特性

第1節 自然環境	2-1
第2節 社会環境	2-4
第3節 都市環境	2-7
第4節 上位計画	2-8

## 第3章 ごみ処理基本計画

第1節 廃棄物処理の現状と課題	3-1
第2節 ごみ処理の目標	3-30
第3節 施策の体系	3-38
第4節 排出抑制の推進（排出抑制計画）	3-39
第5節 リサイクルの推進（再資源化計画）	3-43
第6節 適正処理の推進（ごみ処理計画）	3-45
第7節 その他の計画	3-54

## 第4章 生活排水処理基本計画

第1節 水環境・水質保全の状況	4-1
第2節 生活排水処理の現状と課題	4-4
第3節 生活排水処理計画	4-20

検討資料

推計結果



## 第1章

# 計画策定の趣旨

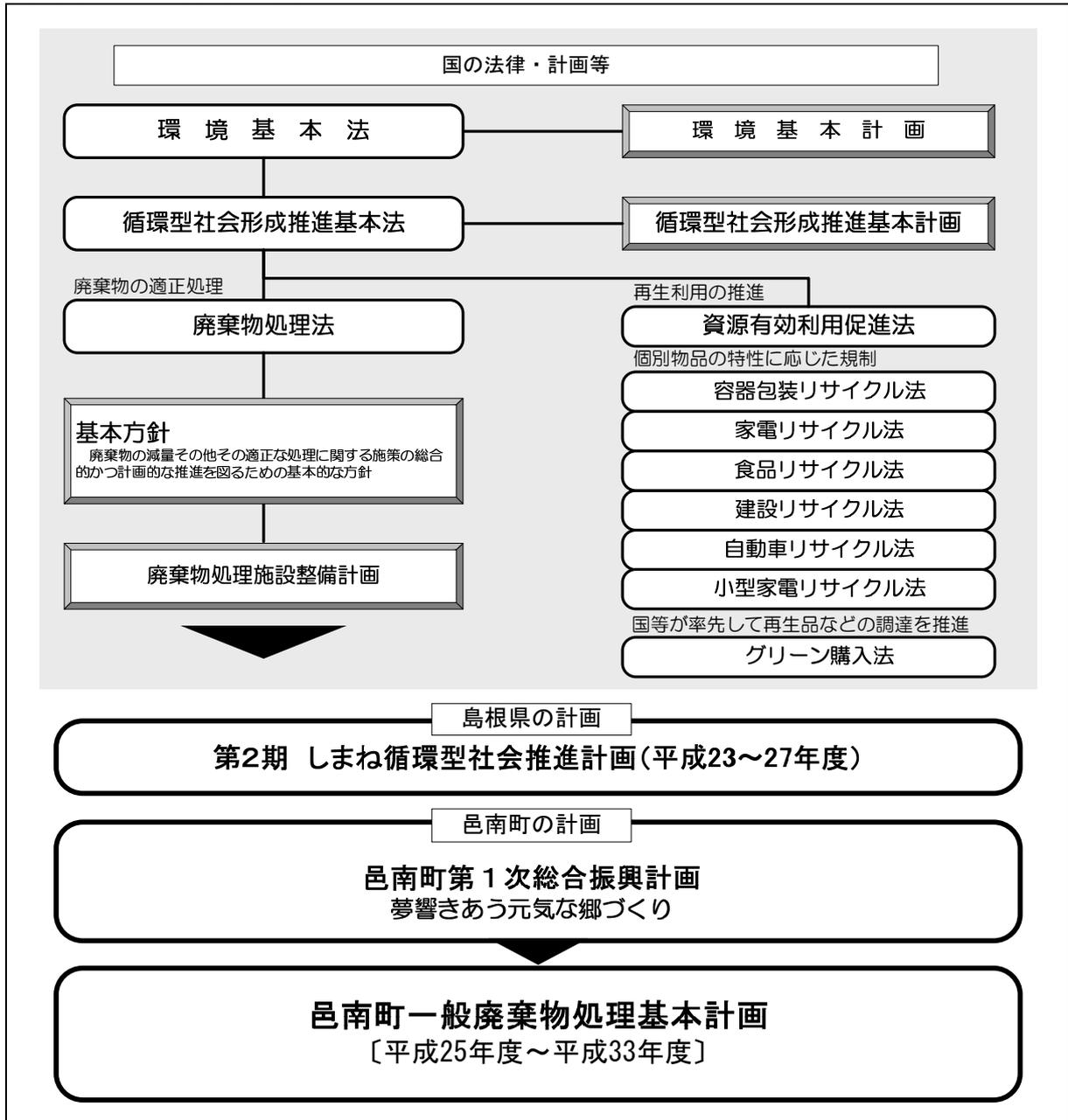


# 第1節 計画の位置づけ

邑南町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、邑南町（以下「本町」という。）が廃棄物処理法第6条に基づき策定したものである。

本計画は、図表 1-1-1 に示すように、国の法律・計画並びに島根県の『第2期 しまね循環型社会推進計画』と整合したものである。

◆図表 1-1-1 本計画の位置づけ



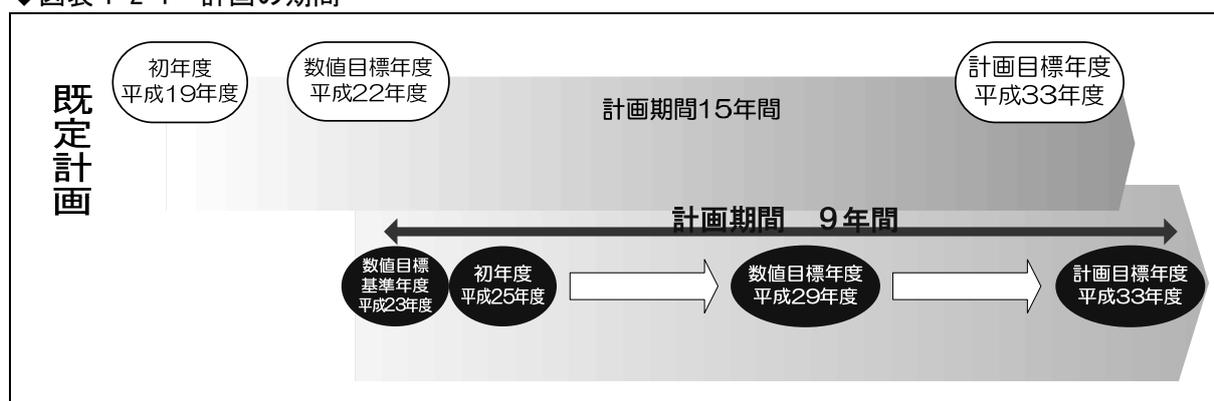
※ 法律名は略称とした。

## 第2節 計画の期間

本計画は、平成 19 年度を初年度、平成 33 年度を計画目標年度とした「邑南町一般廃棄物処理基本計画（H19. 3）」（以下「既定計画」という。）を継承するものである。そのため、本計画は平成 25 年度を初年度、平成 33 年度を計画目標年度とする 9 か年計画とし、平成 29 年度をごみ排出抑制目標等の数値目標年度とする。

なお、社会情勢等に大きな変化があった場合には計画内容との整合性などを検証した上で計画の見直しを行うものとする。

◆図表 1-2-1 計画の期間

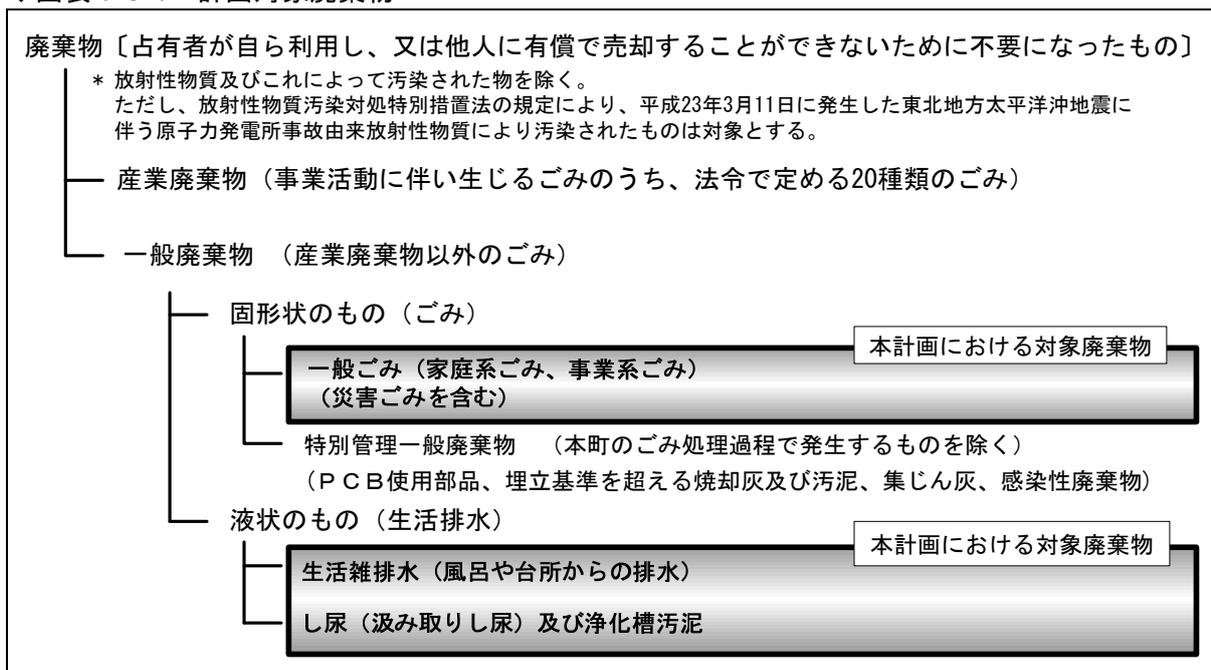


## 第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とする。

なお、ごみのうち、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-3-2 に示すとおりとする。

◆図表 1-3-1 計画対象廃棄物



◆図表 1-3-2 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
P C B 使用 部 品	・本町では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
集 じ ん 灰	・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。 （本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）
感 染 性 医 療 系 廃 棄 物	・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
家 電 リ サ イ ク ル 法 適 用 物	・家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店引き取りとする。
パ ソ コ ン	・資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。
その他本町で指定する 処 理 困 難 物 (収集も処理もできないごみ)	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 ・LPガスボンベ、消火器、塗料缶、油缶（シンナー、ベンジン、ガソリン等）、廃油 ・自動車及び自動車などのタイヤ、バッテリー、オートバイ（原動機付き自転車を含む） ・農機具、農業用ビニール、農薬 ・建築廃材、ソーラー、大型湯沸器 ・中身の入ったカセットボンベ（カセットコンロ用、キャンプ用） ・中身の入ったガスライター ・その他爆発など危険性のあるもの

※放射性廃棄物について

国においては、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境汚染により人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが緊急の課題となっていることを踏まえ、平成23年8月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）を公布した。

よって、当該廃棄物についてはこの法律によるものとする。



## 第2章

# 地域特性

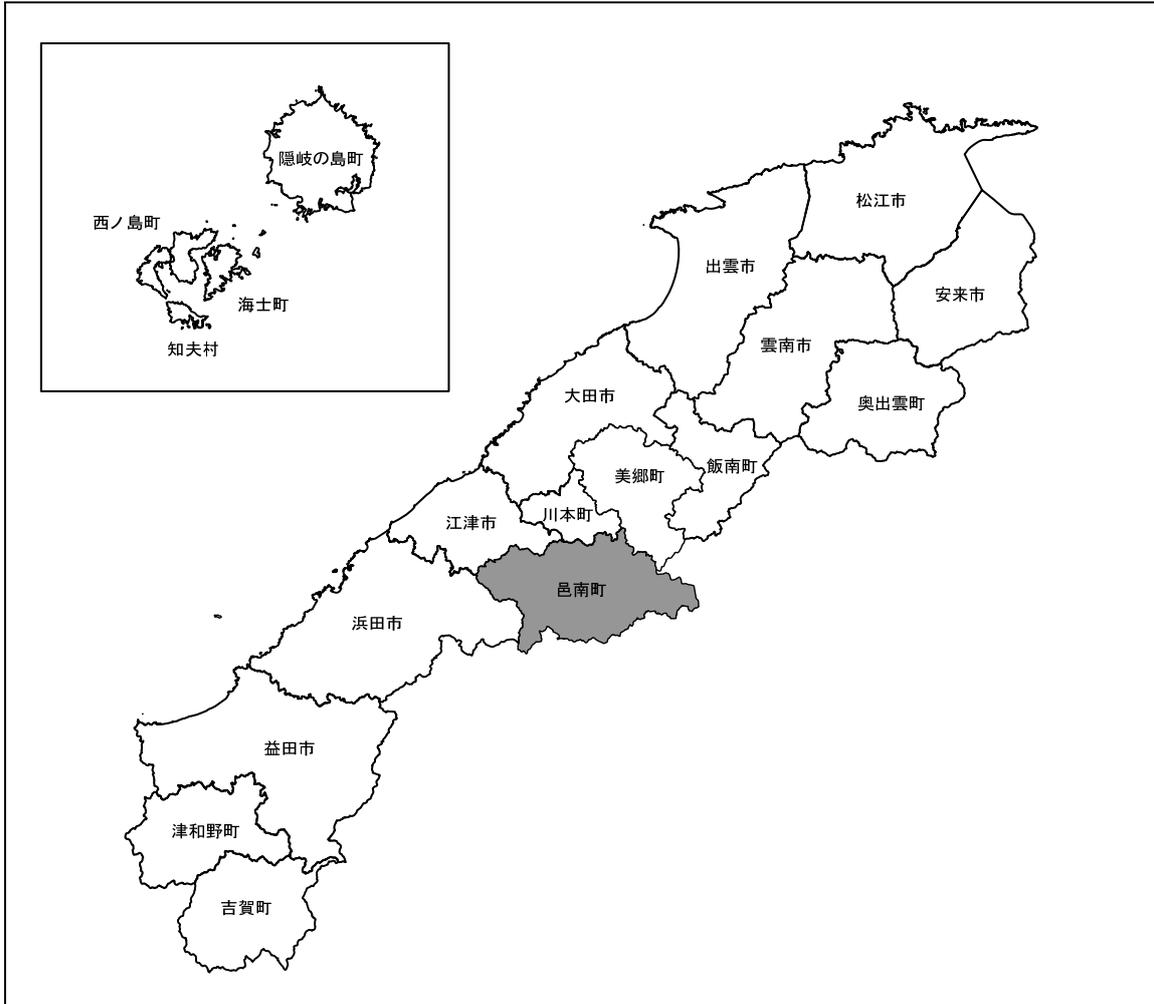


# 第1節 自然環境

## 1. 位置・面積

本町は、島根県の中中部、中国地方全体の中央部に位置し、平成23年10月1日現在の面積は419.22km<sup>2</sup>、西側は浜田市、北側は江津市・川本町・美郷町、南側は広島県安芸高田市・北広島町、東側は広島県三次市と接している。

◆図表 2-1-1 位置

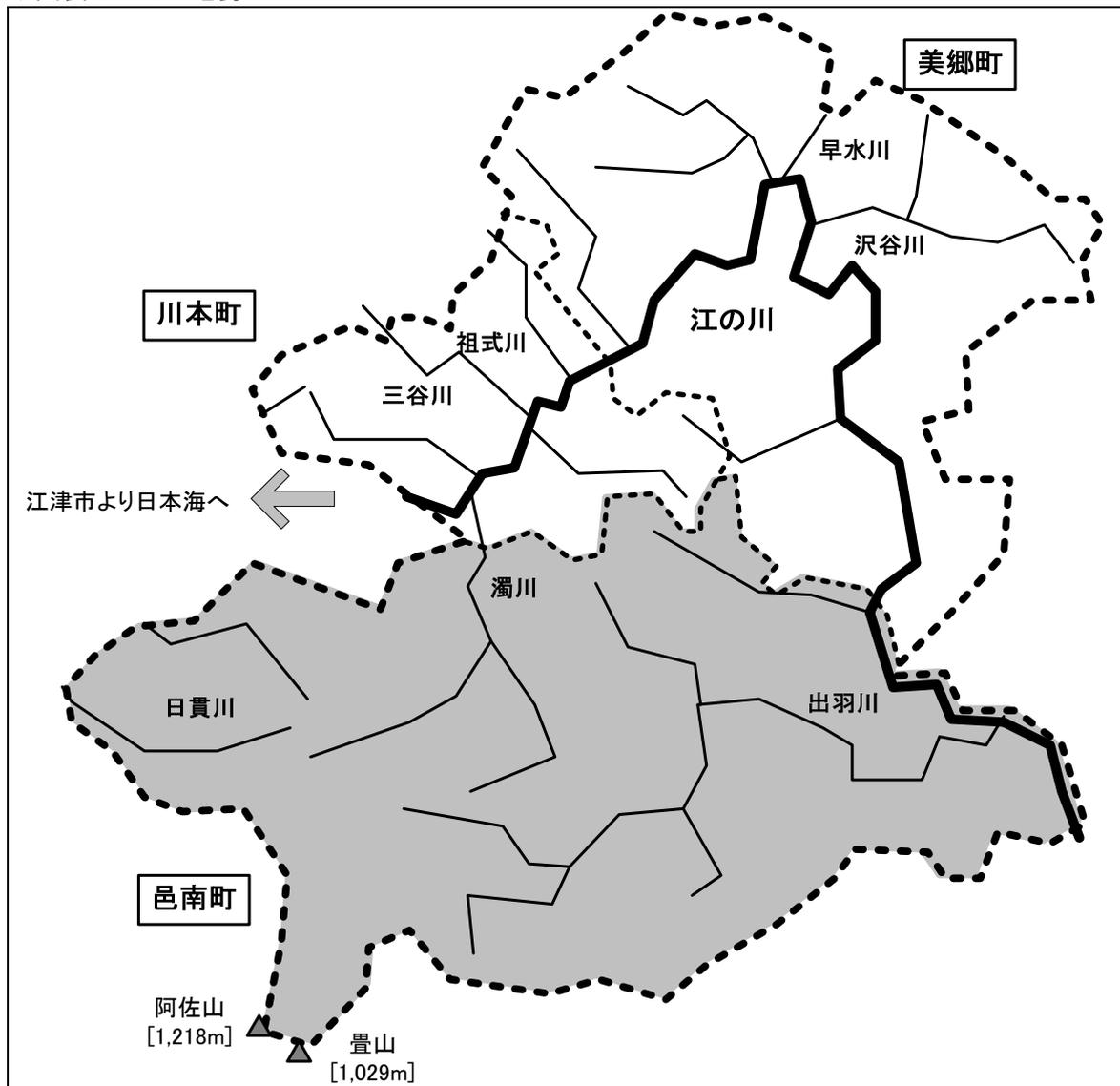


## 2. 地 勢

本町は、中山間地の代表的な盆地の多い地形で、東側の羽須美地域をはじめ低地の割合も多く、そのほとんどは標高100～600mとなっている。また、瑞穂地域、石見地域の南側から西側にかけては中国山地の1,000m級の急峻な地形も分布している。

地域の東部と広島県との境には、中国地方最大の河川である江の川が北流している。山間部の中高地を、出羽川、濁川とその支流など、江の川に流入する多くの河川が浸食したことにより、盆地と山地が組み合わさった優れた景観をなしている。

◆図表 2-1-2 地勢



### 3. 気 候

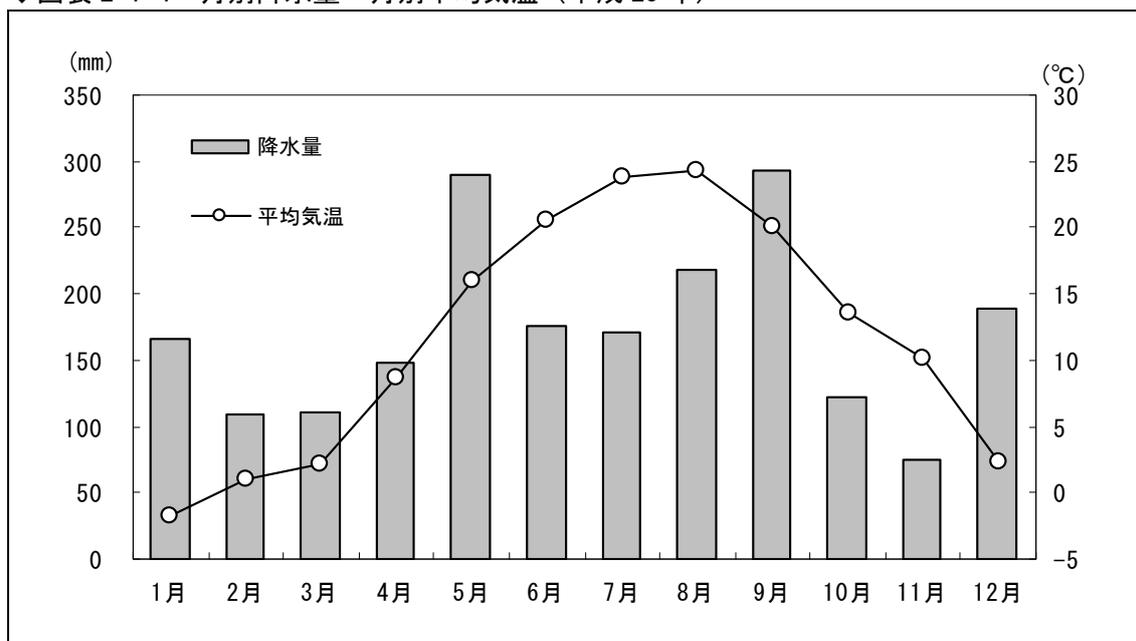
本町管内の近年の年間平均気温は12.2℃、平均降水量は1,785.8mmとなっており、山陰特有の低温多湿型で日照時間も短い。特に冬季は降水が多く、積雪もある。

◆図表 2-1-3 気象概要

観測所名		瑞穂地域気象観測所				
年月	区分	気温(℃)			降水量(mm)	積雪(cm)
		平均	最高	最低		
平成 19 年		12.6	34.8	-6.0	1,456	33
平成 20 年		12.0	34.3	-8.1	1,854.5	322
平成 21 年		12.1	33.1	-9.2	1,742.5	331
平成 22 年		12.4	35.0	-7.8	1,809.5	224
平成 23 年		11.8	34.2	-11.3	2,066.5	510
	1 月	-1.7	5.2	-11.3	165.5	262
	2 月	1.0	15.8	-7.2	109.5	113
	3 月	2.1	18.1	-9.5	110	23
	4 月	8.7	23.2	-5.9	147.5	0
	5 月	16.0	28.5	3.2	290	0
	6 月	20.6	31.6	9.6	176	0
	7 月	23.8	33.6	14.6	170.5	0
	8 月	24.3	34.2	18.6	218	0
	9 月	20.1	31.9	6.5	293.5	0
	10 月	13.5	24.8	-0.1	122.5	0
	11 月	10.2	23.9	-3.3	74.5	0
	12 月	2.4	12.7	-4.6	189	58
平成 19~23 年		12.2	34.3	-8.5	1,785.8	284

資料：気象庁ホームページ「気象観測（電子閲覧室）」

◆図表 2-1-4 月別降水量・月別平均気温（平成 23 年）



資料：気象庁ホームページ「気象観測（電子閲覧室）」

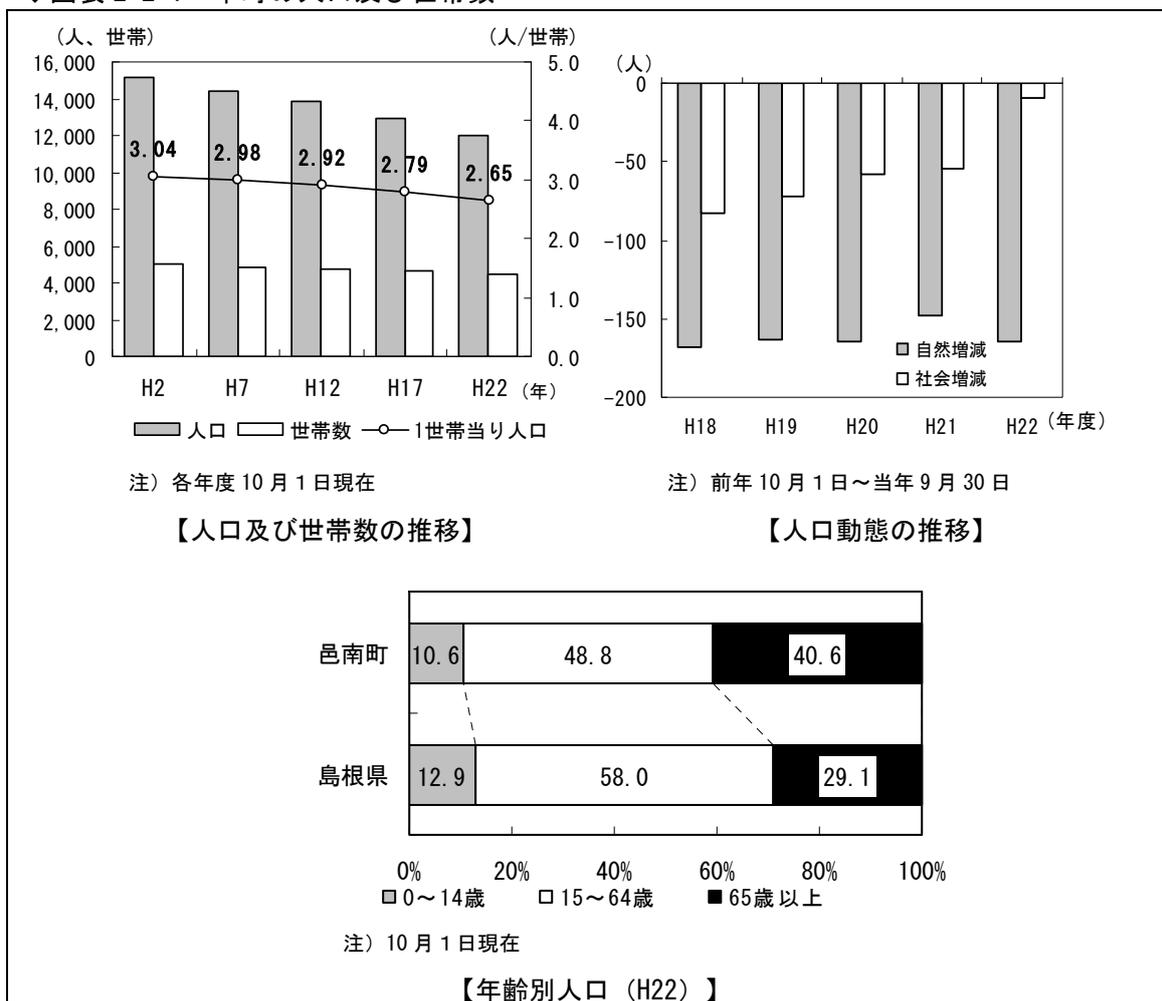
## 第2節 社会環境

### 1. 人口及び世帯数

本町の人口は、減少傾向が継続しており、平成22年10月1日現在で11,959人となっている。人口動態についても自然動態、社会動態ともにマイナスを示している。一方で世帯数は、緩やかな減少傾向を示しており、その結果、一世帯当たり人数は減少し、核家族化の傾向が見られる。

年齢別では、65歳以上の高齢人口が40%強を占め、島根県合計と比べ65歳以上の割合が高い。

◆図表 2-2-1 本町の人口及び世帯数

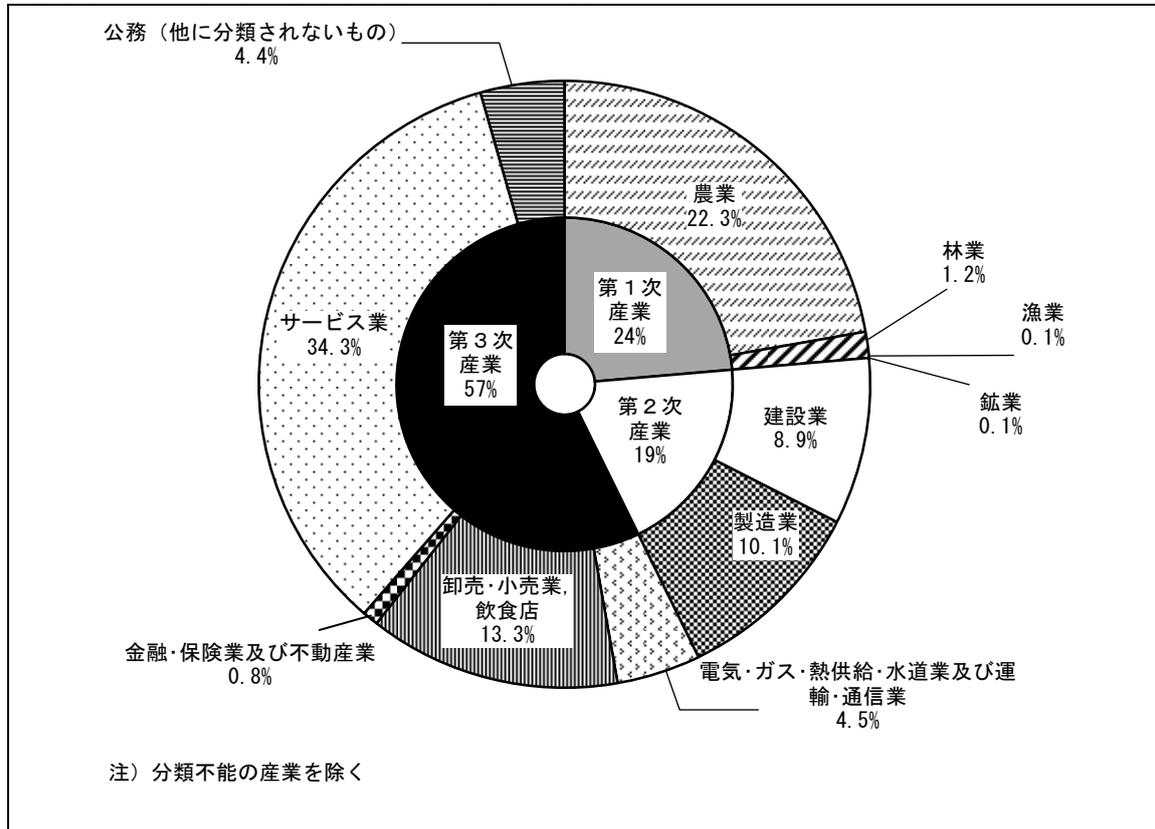


資料：総務省統計局「国勢調査報告」

## 2. 産 業

第3次産業の割合が57%と最も多く、次いで第1次産業の24%、第2次産業の19%となっている。小分類別では、サービス業（34.3%）、農業（22.3%）が高い割合を示している。

◆図表 2-2-2 産業別就業者割合（平成 22 年）

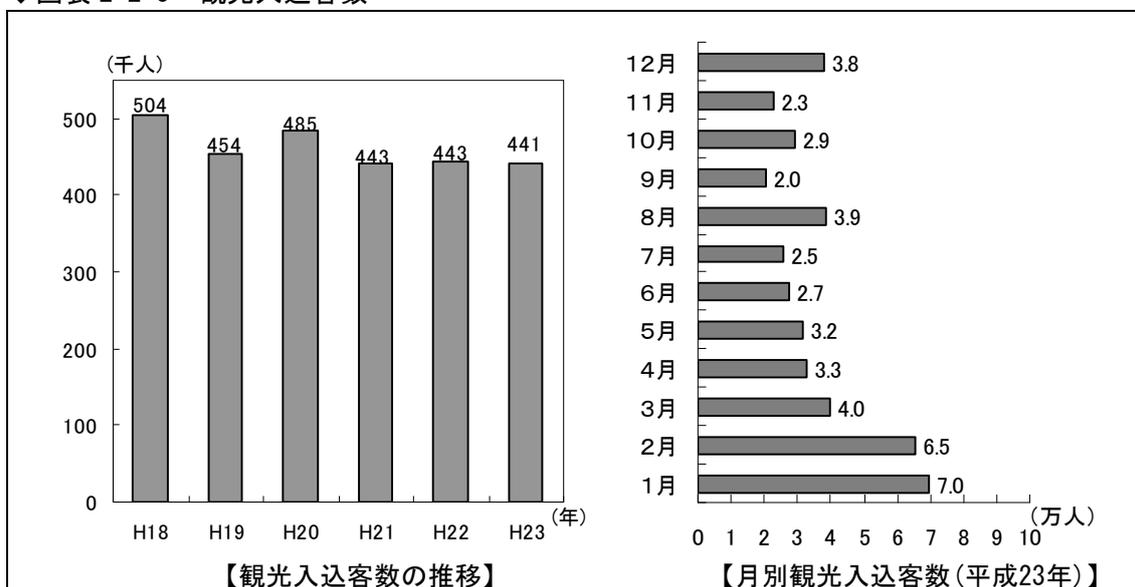


資料：総務省統計局「国勢調査報告」

### 3. 観光

観光入込客は、近年減少傾向に推移している。平成23年における観光入込客は440,729人である。月別では、スキー客が多い1～2月及び夏休みの8月に多い。

◆図表 2-2-3 観光入込客数



資料：島根県「島根県観光動態調査結果」

◆図表 2-2-4 観光地点別観光入込客数の推移

単位：人/年

観光施設名	H18	H19	H20	H21	H22	H23
リゾート羽須美	2,532	1,023	-	-	-	-
軍原キャンプ場	330	213	218	151	154	54
ほたるの館	2,766	1,623	1,009	2,018	2,730	2,864
伴蔵山自然回帰高原	-	-	399	1,497	1,428	1,415
邑南町青少年旅行村	10,758	11,716	9,411	6,178	8,154	6,766
瑞穂ハイランド	148,284	102,816	144,173	130,000	168,000	160,000
水明カントリークラブ	21,501	28,393	31,811	27,035	24,464	17,154
ハンザケ自然館	8,880	7,187	6,533	6,031	5,869	5,451
断魚溪	29,822	28,325	27,314	23,740	20,059	25,797
いこいの村しまね	87,254	89,361	85,687	77,039	62,305	65,853
香木の森公園	125,162	127,716	120,370	116,763	95,871	96,765
いわみ温泉	66,879	55,293	57,739	52,290	54,022	58,610
計	504,168	453,666	484,664	442,742	443,056	440,729

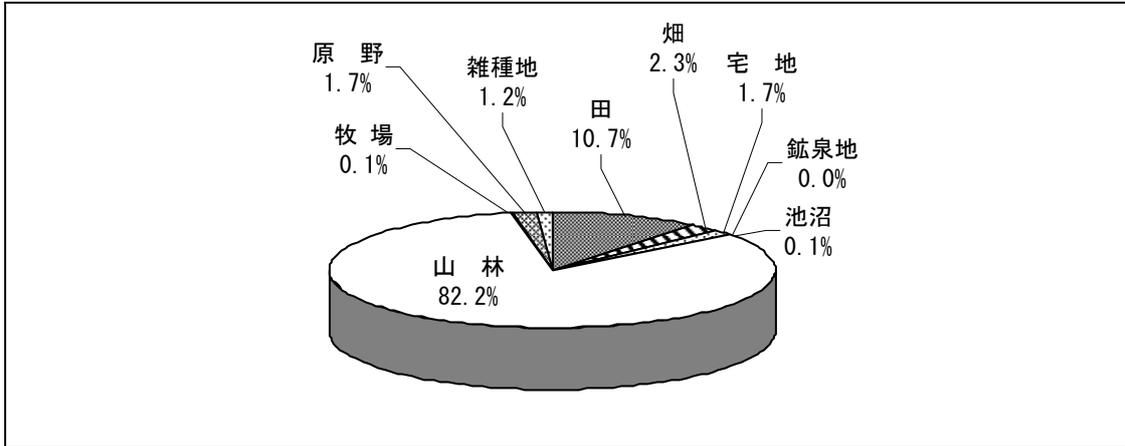
資料：島根県「島根県観光動態調査結果」

## 第3節 都市環境

### 1. 土地利用状況

本町は、山間部に位置することから山林が8割強を占め、田の10.7%以外は3%未満である。

◆図表 2-3-1 地目別面積割合(平成 21 年)



資料：「島根県統計書」

### 2. 道路整備の状況

本町の主要道路は、中央に南北に走る国道261号と浜田自動車道瑞穂インターチェンジがあり、これを利用することで本町と広島市が1時間程度で結ばれている。

道路改良率は、国道で100%、県道、町道で70%前後である。

◆図表 2-3-2 道路整備の状況(平成 21 年 4 月 1 日)

	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
国道	22,234	22,234	100.0	22,234	100.0
県道	146,904	104,742	71.3	146,904	100.0
町道	619,712	416,458	67.2	530,569	86.0
計	788,850	543,434	68.9	699,707	88.7

資料：「島根県統計書」

## 第4節 上位計画

---

### 1. 総合振興計画

本町では、平成18年3月に『邑南町第1次総合振興計画』を策定している。当計画は、町のめざすべきかたちを「夢響きあう元気な郷づくり」とし、6つの将来像を設定している。

【計画名称】 邑南町第1次総合振興計画

【基本構想の期間】 平成18年度から平成27年度

【基本計画の期間】 平成18年度から平成27年度

【策定年】 平成18年3月

【目標人口】 12,000人（平成27年度）

#### 【ごみ処理に係る施策】

- 廃棄物の適正処理対策の推進
- 環境に優しいごみ収集・リサイクル対策の推進（ごみの減量化、リサイクル、再使用）

#### 【生活排水処理に係る施策】

- 下水道処理施設の整備・促進
- 下水道施設を適正に維持管理

## 第3章

# ごみ処理基本計画



# 第1節 廃棄物処理の現状と課題

## 1. 清掃事業の変遷

昭和47年5月に4町村で邑南地区ごみ処理組合を設立し、昭和48年3月に邑南ごみ処理場を使用開始した。平成6年4月に邑智町川本町清掃組合と邑南地区ごみ処理組合が統合し、邑智郡町村総合事務組合を設立した。

平成16年10月の市町村合併（美郷町：旧邑智町、旧大和村、邑南町：旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）に伴い、名称を邑智郡町村総合事務組合から邑智郡総合事務組合（以下「組合」という。）に変更した。

組合統合後、処理・処分施設は、笹畑クリーンセンターに集約して設置している。各々の施設は、平成10年4月にごみ焼却施設（12t/8h）を、平成11年4月にリサイクルプラザ（5t/5h）及び埋立処分地施設（14,300m<sup>3</sup>）を供用開始した。加えてごみ減量とリサイクルの推進のために、平成16年4月に同敷地内にリサイクルセンター（1.7t/5h）を供用開始、平成22年8月に同敷地内にRPF化処理を民間委託するためのストックヤードを設置した。また、平成22年度は可燃ごみの安定的な処理を継続するため、ごみ焼却施設の基幹改良工事による長寿命化を図った。

分別区分は、平成11年度より、可燃ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ（ビン、カン）、資源ごみ（新聞、広告・雑誌・書籍・紙箱類、ダンボール、紙パック）、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみの7種11分別を開始、平成16年度のリサイクルセンター稼働に伴い、ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙の3種類を追加して、現在は10種13分別としている。

◆図表 3-1-1 ごみ処理の変遷

年 月	内 容
S47.5	○ 邑南地区ごみ処理組合（旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）を設立
S48.3	○ 邑南ごみ処理場（ごみ処理施設 10t/8h、破碎施設 5t/5h、最終処分場 20,000m <sup>3</sup> ）を設置
H6.4	○ 邑智町川本町清掃組合（川本町、旧邑智町）及び邑南地区ごみ処理組合（旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）を統合し、川本町、旧邑智町、旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町、旧桜江町の5町2村で邑智郡町村総合事務組合を設立（ごみ処理については旧桜江町を除く）
H10.4	○ 笹畑クリーンセンター（ごみ焼却施設）（12t/8h）を設置
H11.4	○ 笹畑クリーンセンター（リサイクルプラザ 5t/5h）及び（埋立処分地施設 14,300m <sup>3</sup> ）を設置 ○ 分別区分を可燃ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ（ビン、カン）、資源ごみ（新聞、広告・雑誌・書籍・紙箱類、ダンボール、紙パック）、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみの7種11分別に変更
H16.4	○ 笹畑クリーンセンター（リサイクルセンター）（1.7t/5h）を設置 ○ 分別区分にペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙を追加し、10種13分別に変更
H16.10	○ 町村合併に伴い組合名を邑智郡総合事務組合に変更
H22.6	○ 搬入ごみの一部を委託処理し、RPF化
H22.8	○ スtockヤードを増設
H22	○ ごみ焼却施設の基幹改良工事による長寿命化を実施 ○ 2軸破碎機を導入
H23.4	○ 可燃ごみの指定袋のサイズを変更
H24.4	○ ごみ袋の販売を組合より移管される。（袋の製作は組合）

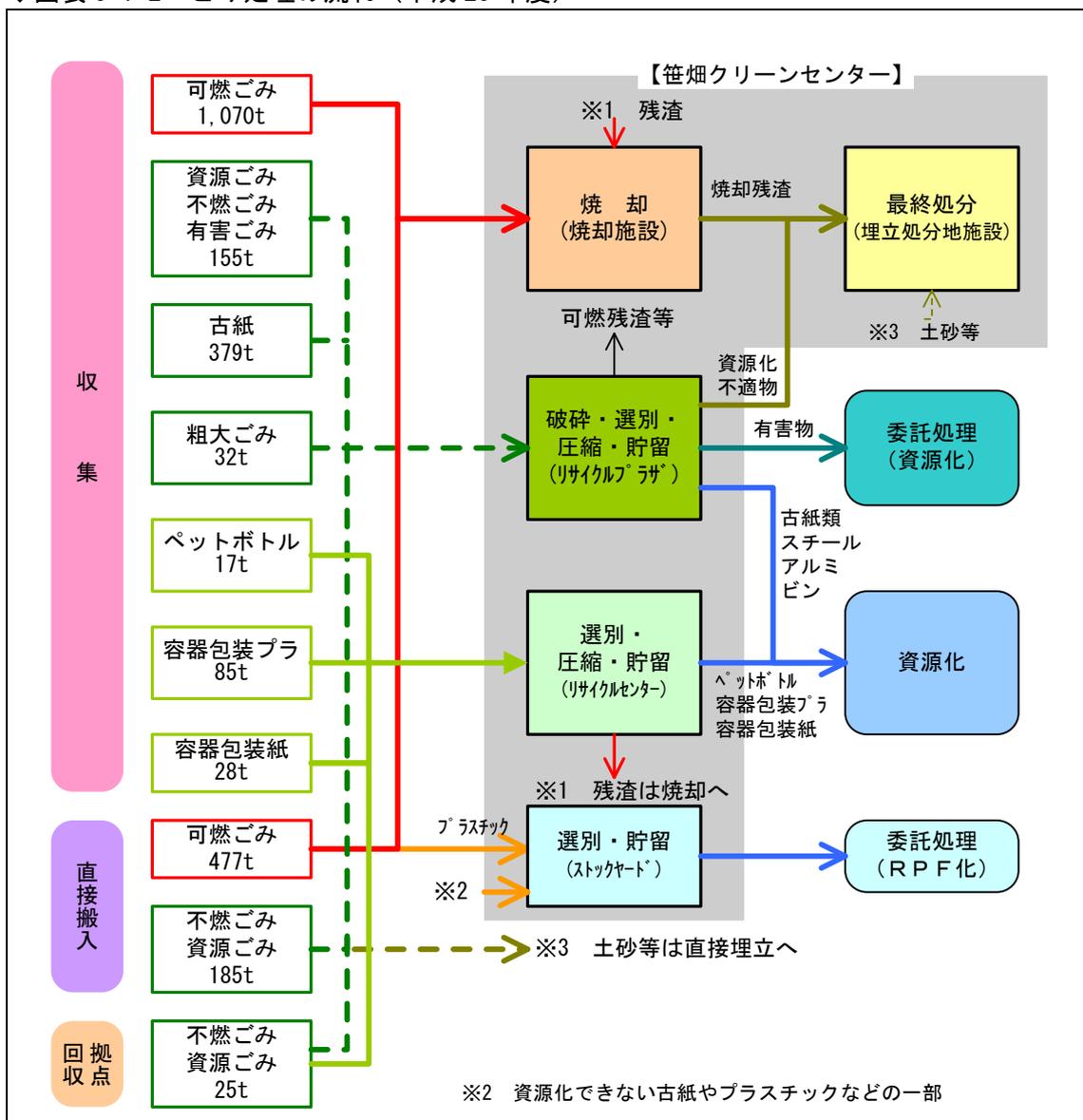
注）旧桜江町は江津市との合併に伴い、H16.10に組合（し尿処理）より脱退した。

## 2. ごみ処理の流れ

ごみの処理・処分は、笹畑クリーンセンターに集約したごみ焼却施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンター、埋立処分地施設により行っている。

まず、可燃ごみは、ごみ焼却施設にて焼却処理を行い、焼却残渣は、同センターの埋立処分地施設にて最終処分している。次に、資源ごみ（ビン、カン）、不燃ごみ及び粗大ごみはリサイクルプラザにて選別・破碎・圧縮処理し、資源物を回収した後の破碎残渣は、埋立処分地施設に最終処分している。加えて、ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙、古紙類及び紙パックは、リサイクルセンターにて選別、圧縮処理し、資源化に適さないものは焼却処理している。直接搬入可燃ごみ中のプラスチック等は業者へ委託処理し、RPF化（固形燃料化）している。

◆図表 3-1-2 ごみ処理の流れ（平成 23 年度）

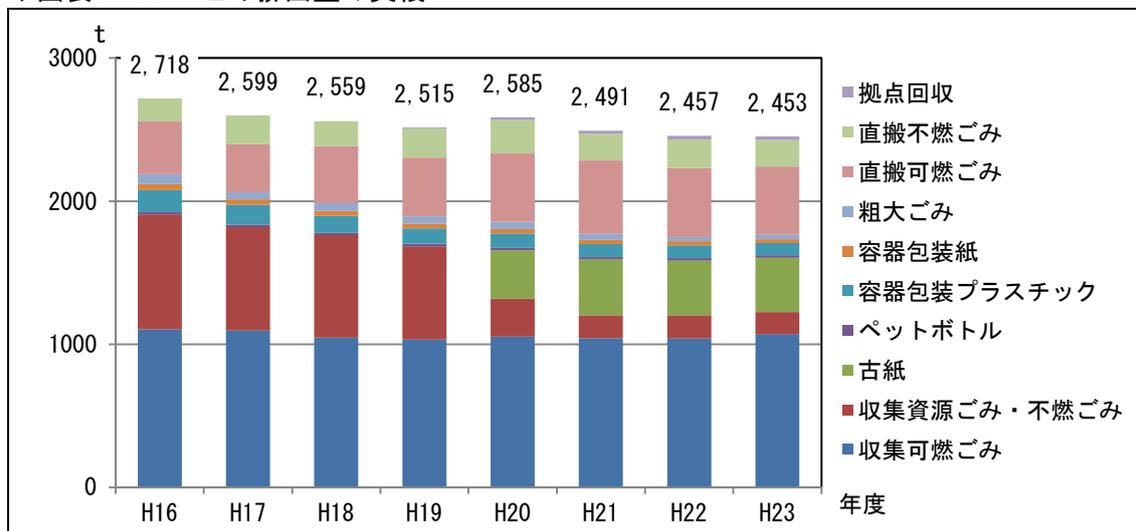


### 3. ごみ排出量の実態及び性状

#### 3-1 ごみの排出量の実績

本町のごみ排出量は、概ね減少傾向にあるが、近年は直接搬入可燃ごみの増加などにより横ばい傾向となっている。平成23年度のごみ排出量は2,453tである。

◆図表 3-1-3 ごみ排出量の実績



単位: t/年

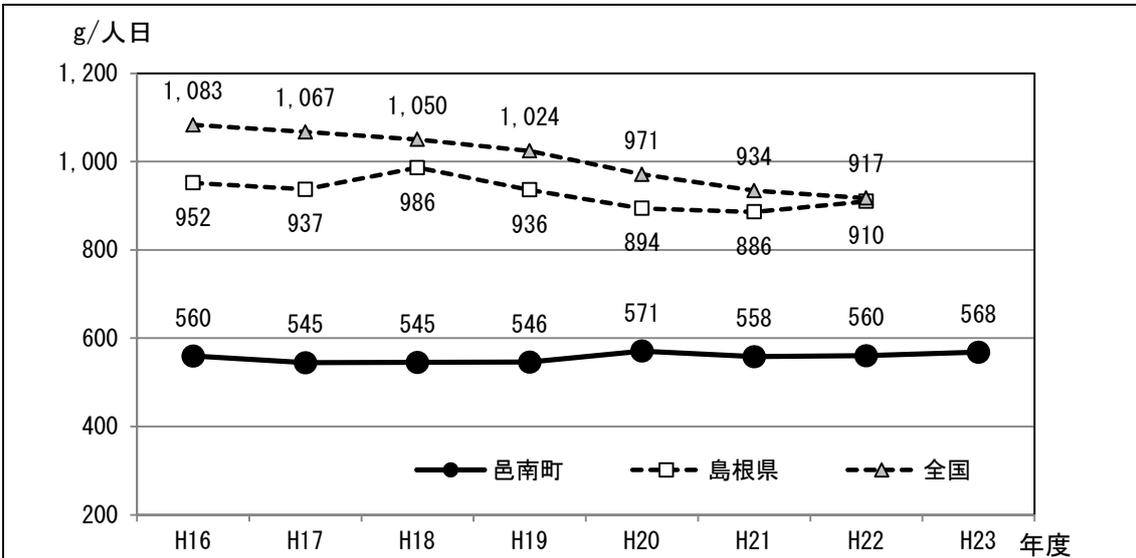
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
収集可燃ごみ	1,104	1,095	1,046	1,032	1,053	1,041	1,039	1,070
収集資源ごみ・不燃ごみ	803	723	716	653	266	161	163	155
古紙 (H20年度より別集計)	(上記に含む)				337	390	383	379
ペットボトル	16	17	17	17	17	16	17	17
容器包装プラスチック	154	140	117	108	100	92	88	85
容器包装紙	42	38	37	33	32	30	29	28
拠点回収				7	16	21	25	25
粗大ごみ	69	48	53	50	52	42	31	32
直接搬入可燃ごみ	369	337	400	411	477	512	482	477
直接搬入不燃ごみ	161	201	173	204	235	186	200	185
合計	2,718	2,599	2,559	2,515	2,585	2,491	2,457	2,453
収集ごみ	2,188	2,061	1,986	1,900	1,873	1,793	1,775	1,791
直接搬入ごみ	530	538	573	615	712	698	682	662

注) 古紙は H20 から別集計

本町の収集ごみと直接搬入ごみの合計の1人1日当たりごみ排出量は560g前後で推移しており、近年わずかに増加傾向にあるが、全国平均及び島根県平均と比較すると大幅に少ない。

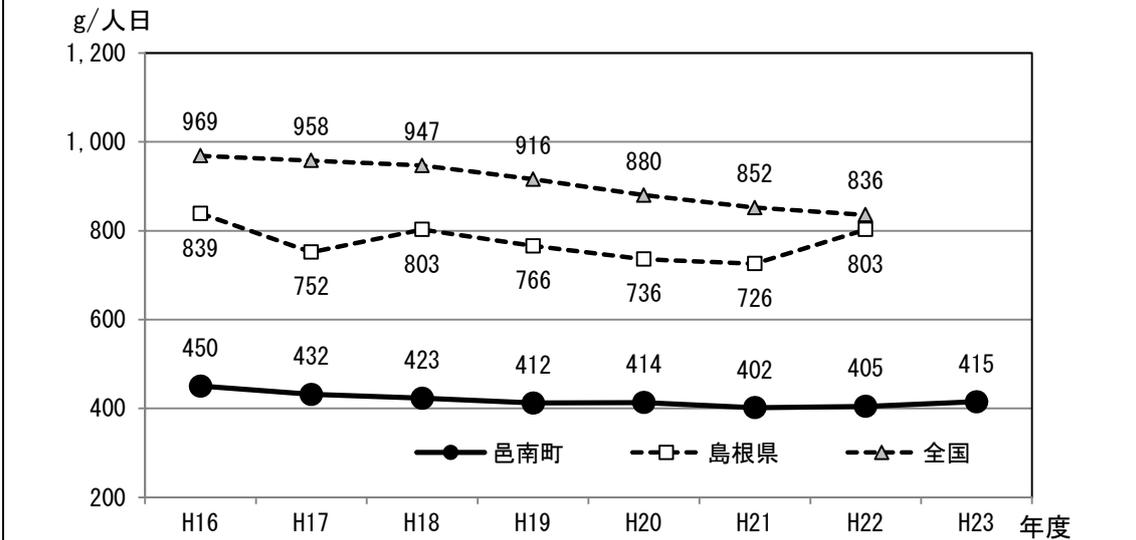
収集ごみの1人1日当たりごみ排出量は減少傾向であったが、平成23年度には大きく増加している。全国平均及び島根県平均と比較すると大幅に少ない。

◆図表 3-1-4 1人1日当たりごみ排出量の実績



注) 1. 1人1日当たりごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 行政区域内人口 ÷ 365 日  
 2. 全国及び島根県における最新の公表値は H22 実績である。

【収集ごみと直接搬入ごみの合計】

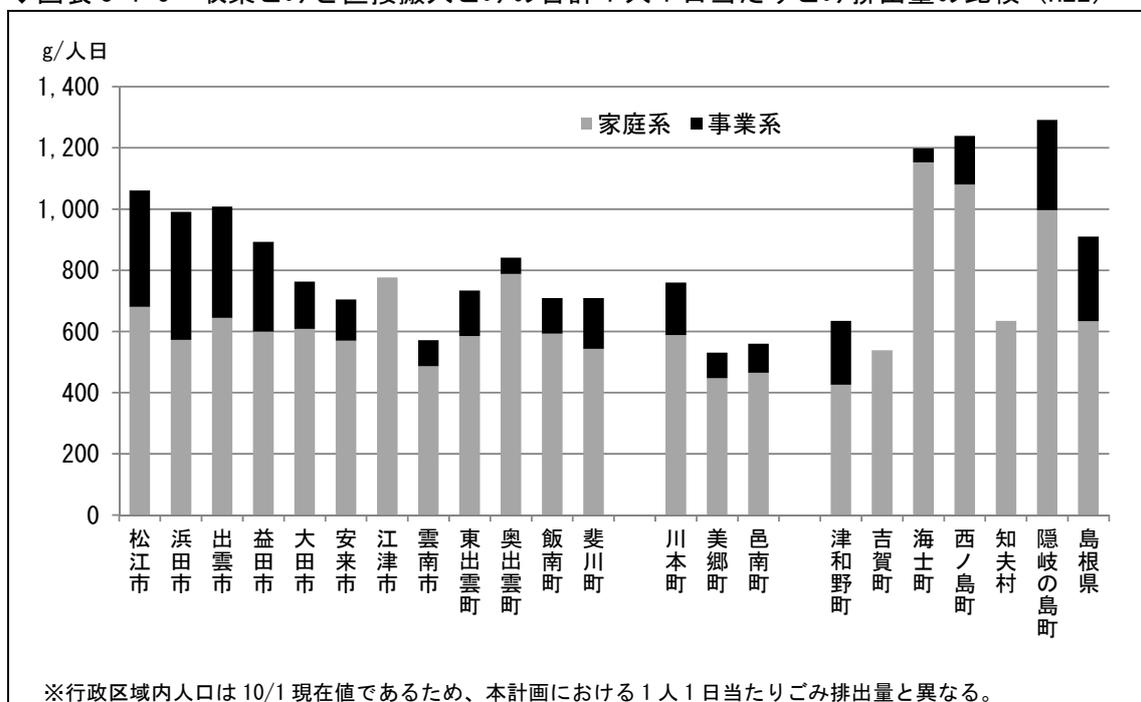


注) 1. 1人1日当たりごみ排出量 = 収集ごみ量 ÷ 行政区域内人口 ÷ 365 日  
 2. 全国及び島根県における最新の公表値は H22 実績である。

【収集ごみ】

本町の収集ごみと直接搬入ごみの合計1人1日当たりごみ排出量と島根県の各自治体の値を比較（平成22年度値）すると、本町の値は、島根県平均より低く、県内3番目に少ない。

◆図表 3-1-5 収集ごみと直接搬入ごみの合計1人1日当たりごみ排出量の比較（H22）

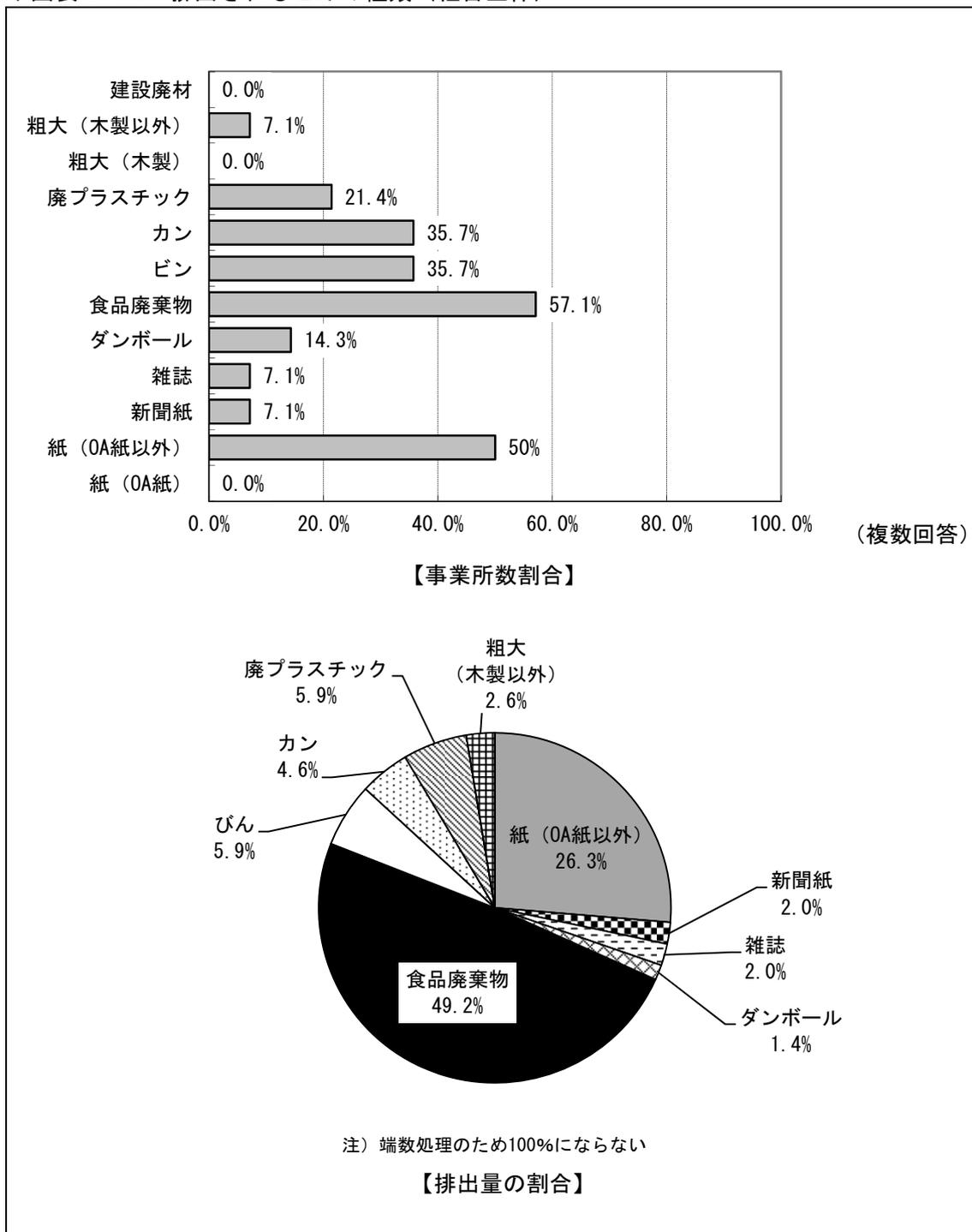


資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

### 3-2 事業系ごみの排出実態

組合に搬入している事業者を対象とした排出実態調査により事業ごみの排出実態を把握した。組合の施設へ自ら搬入する事業所の半数が食品廃棄物やOA紙以外の紙類を排出している。排出量についても、組合全体で食品廃棄物が49.2%と最も多く、次にOA紙以外の紙(26.3%)である。

◆図表 3-1-6 排出されるごみの種類 (組合全体)



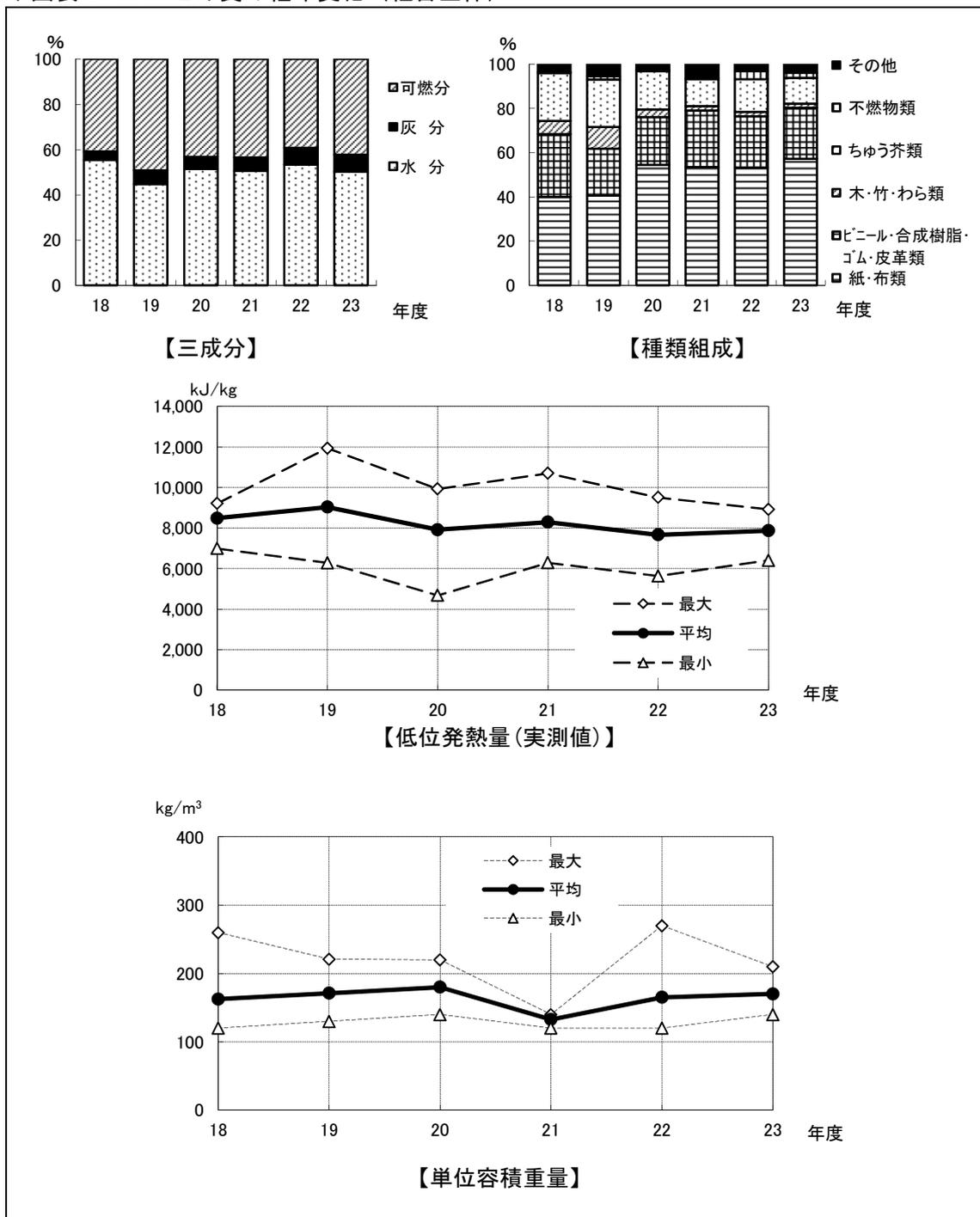
### 3-3 ごみの性状

#### 3-3-1 可燃ごみ定期検査結果

本町から排出される可燃ごみの性状については、笹畑クリーンセンター（ごみ焼却施設）で年に4回実施している組成調査結果を整理した。

三成分では、水分が概ね50%程度を占めており、種類組成では、紙、布類が最も多く、ちゅう芥類の割合が少ない。ごみ低位発熱量は概ね8,000kJ/kg程度で推移している。

◆図表 3-1-7 ごみ質の経年変化（組合全体）

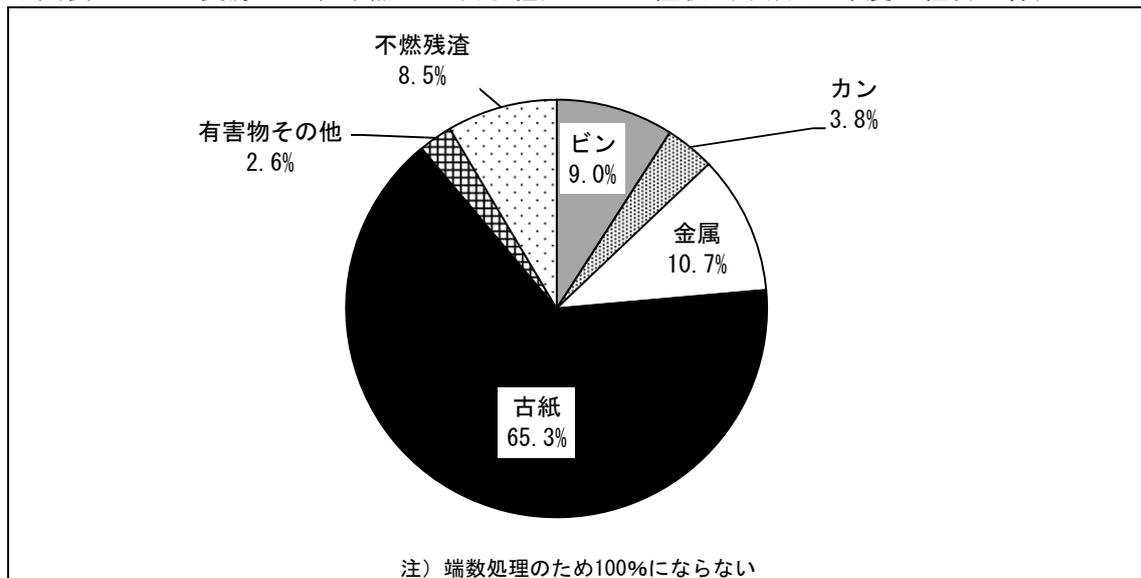


### 3-3-2 資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ

資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの性状は、笹畑クリーンセンター（リサイクルプラザ）での処理内訳を基に整理した。なお、古紙類（新聞、広告・雑誌・書籍、ダンボール、紙パック）はリサイクルセンターに搬入されているが、一部混載して搬入されているためここで扱うものとした。

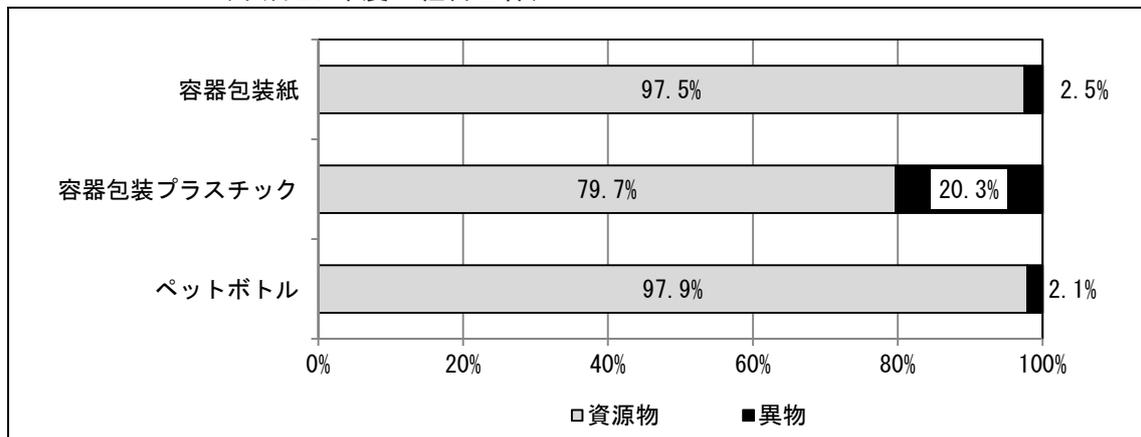
処理内訳は、古紙類（新聞、広告・雑誌・書籍、ダンボール、紙パック）が65.3%と最も多く、金属（10.7%）、ビン（9.0%）と続いている。

◆図表 3-1-8 資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの性状（平成 23 年度・組合全体）



ペットボトル、容器包装プラスチックの性状は、笹畑クリーンセンター（リサイクルセンター）の機能検査報告書（平成24年度）を基に整理した。収集された資源ごみのうち、各々に含まれる異物の割合は、ペットボトルが2.1%、容器包装プラスチックが20.3%である。一方で容器包装紙は搬入量と資源化引き渡し量の実績を基にした場合、2.5%の異物が混入している。なお、ここで発生する異物（不適物）は、焼却処理している。

◆図表 3-1-9 ペットボトル、容器包装プラスチック及び容器包装紙の性状（平成 23 年度・組合全体）



#### 4. ごみの排出抑制等の実績

本町におけるごみ排出抑制、再生利用の実績を以下に示す。

##### 4-1 事業者等による資源回収

本町管内では、「ごみの減量・リサイクル」に積極的に取り組んでいる11店舗が「しまねエコショップ」として認定されている。

◆図表 3-1-10 しまねエコショップ認定店の状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

自治体	認定状況
邑南町	町内スーパー11店舗（内ゴールドエコショップ10店舗）

注）エコショップの認定には、区分ごとの認定基準があり、4項目以上を満たす店舗をゴールドエコショップと認定している。

資料：島根県ホームページ

##### 4-2 ちゅう芥類のコンポスト化

本町では、過去に助成金の交付を実施していたが現在は終了しており、助成開始から助成終了までに1,004基助成した。

##### 4-3 啓発事業

本町では、上記以外にも出前講座や広報、チラシによる啓発事業を実施している。

◆図表 3-1-11 その他の排出抑制施策の状況

施策	概要
3Rの推進	邑南町出前講座 「ごみ減量とリサイクル」平成23年度で4回実施/年 「エコ学習」平成23年度で1回実施/年
広報、チラシによる啓発	ごみの分別や減量化のための情報をチラシや広報で配布する

## 5. 中間処理・最終処分の実績

### 5-1 ごみ焼却量

組合合計のごみ焼却量は年々減少し、近年は概ね横ばいで推移していたが、平成22年度より直接搬入可燃ごみの一部を委託処理でRPF化しており、焼却量は平成23年度において2,592t/年に減少している。なお、平成22年度は基幹改良工事に際し可燃ごみの委託処理を実施したため大きく減少している。また、焼却処理後の残渣は最終処分している。

◆図表 3-1-12 ごみ焼却施設の処理実績（組合全体）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
焼却量 (t)	3,226	3,167	3,200	3,211	3,152	3,052	1,882	2,592
焼却残渣量 (t)	339	332	350	350	362	366	242	321
焼却灰 (t)	226	224	221	212	216	231	150	191
飛灰 (t)	113	108	129	138	146	135	92	130
焼却残渣率	10.5%	10.5%	10.9%	10.9%	11.5%	12.0%	12.9%	12.4%
焼却日数 (日)	278	253	249	256	278	282	229	251
稼働率	76.2%	69.3%	68.2%	70.1%	76.2%	77.3%	62.7%	68.8%
一日処理量 (t/日)	11.61	12.52	12.85	12.54	11.34	10.82	8.22	10.33

注) 1.稼働率(%)=焼却日数÷365日または366日  
 2.一日処理量(t/日)=年間焼却量(t/年)÷焼却日数  
 3.焼却残渣率=焼却残渣量÷焼却量

### 5-2 資源化量

#### 5-2-1 笹畑クリーンセンターでの資源化

##### (1) リサイクルプラザの資源化量

リサイクルプラザでは、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみについて、破碎・圧縮・選別等の処理を行っている。平成23年度において387tを資源化しており、破碎残渣130tを最終処分している。

◆図表 3-1-13 リサイクルプラザの処理実績（組合全体）

単位：t

項目	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
茶	ビン	71	68	70	63	58	67
白	ビン	59	50	58	50	53	48
その他	ビン	17	9	17	5	14	13
リターナル	ビン	0	22				5
金属類		267	235	169	239	254	246
乾電池・蛍光灯等		27	8	9	9	17	8
資源化合計		441	392	323	366	396	387
資源化不適物		139	125	118	123	127	130

注) 業者への資源化物の引渡し量実績

## (2) リサイクルセンターの資源化量

ペットボトル、容器包装プラスチック及び容器包装紙は選別後資源化している。雑誌等の古紙は貯留後、業者へ引き渡している。平成23年度は組合合計で1,217tを資源化している。

◆図表 3-1-14 リサイクルセンターの資源化実績（組合全体）

単位：t

項目	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
紙	類	1,157	1,047	1,058	1,079	886	988
紙	パ ッ ク	7	7	7	7	7	5
容 器 包 装 紙	類	28	34	41	43	39	48
ペ ッ ト ボ ト ル		35	27	19	31	40	33
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク		201	181	105	168	151	143
資 源 化 合 計		1,428	1,296	1,230	1,328	1,123	1,217

注)業者への資源化物の引渡し量実績

## 5-2-2 R P F 化の実績

焼却量や最終処分量の削減を目的に、可燃ごみ中のプラスチック類等をR P F化するため、平成22年度より直接搬入可燃ごみや資源化不適物の一部を委託処理している。

◆図表 3-1-15 R P F 化の実績（組合全体）

項目	年度	H22	H23
R P F 化		250 t	357 t

注)業者引渡数量

## 5-3 最終処分量

### 5-3-1 笹畑クリーンセンターの実績

埋立処分地施設の最終処分量は平成23年度において453t/年である。

◆図表 3-1-16 埋立処分地施設の最終処分実績（組合全体）

単位：t

項目	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
直 接 埋 立		21	9	6	4	70	3	3	0.4
焼 却 残 渣		339	332	350	350	362	366	242	321
不 燃 物 残 渣		137	127	139	125	118	123	127	130
志 谷 苑 沈 砂		4	2	1	2	2	2	2	2
脱 水 ケ ー キ		-	-	-	2	-	-	-	-
合 計		501	470	496	483	552	494	374	453.4

### 5-3-2 委託先の焼却残渣

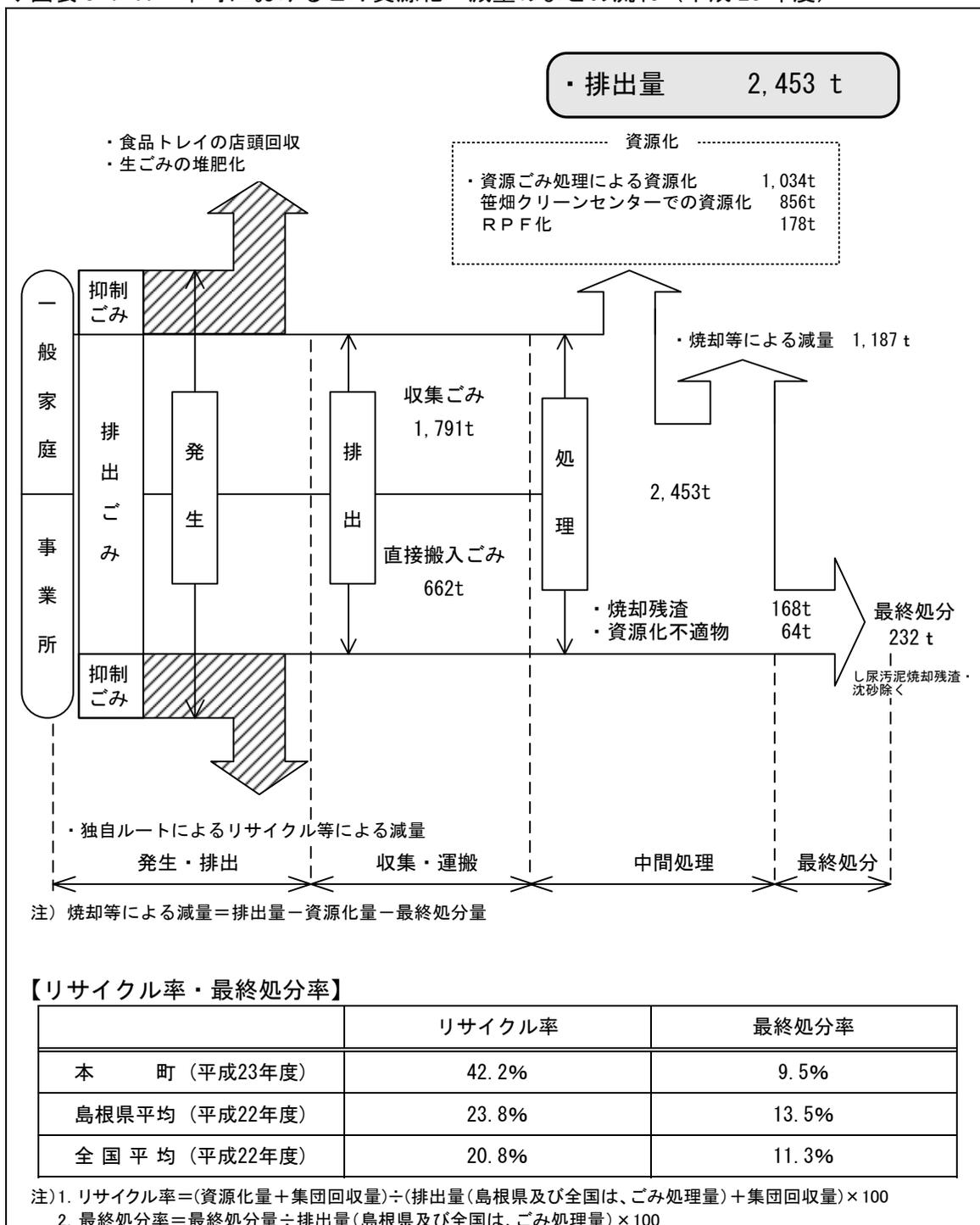
平成22年度に行った焼却施設の基幹的改良工事期間中に可燃ごみの処理を民間処理した。委託先での焼却残渣は202 t と推定される。

### 5-4 ごみ処理のまとめ

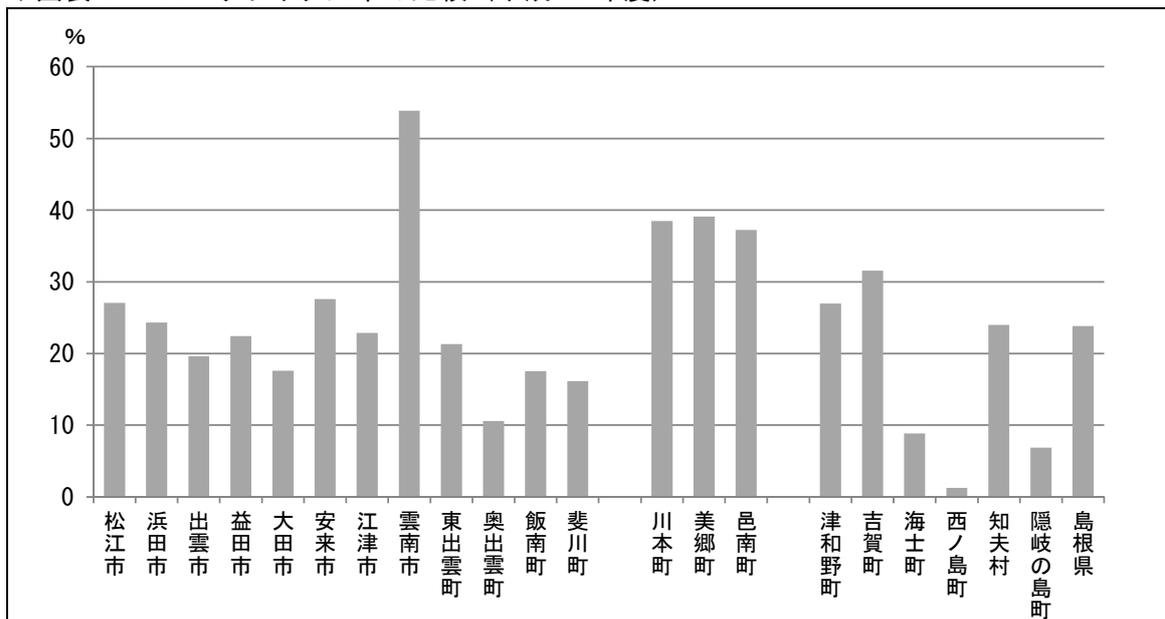
本町の平成23年度における排出量は、2,453tである。このうち、資源化量は1,034t/年、焼却処理による減量は1,187t/年、最終処分量は232tである。

リサイクル率は42.2%（平成23年度）で、島根県平均23.8%（平成22年度）及び全国平均20.8%（平成22年度）より高い水準である。

◆図表 3-1-17 本町におけるごみ資源化・減量のまとめ流れ（平成23年度）

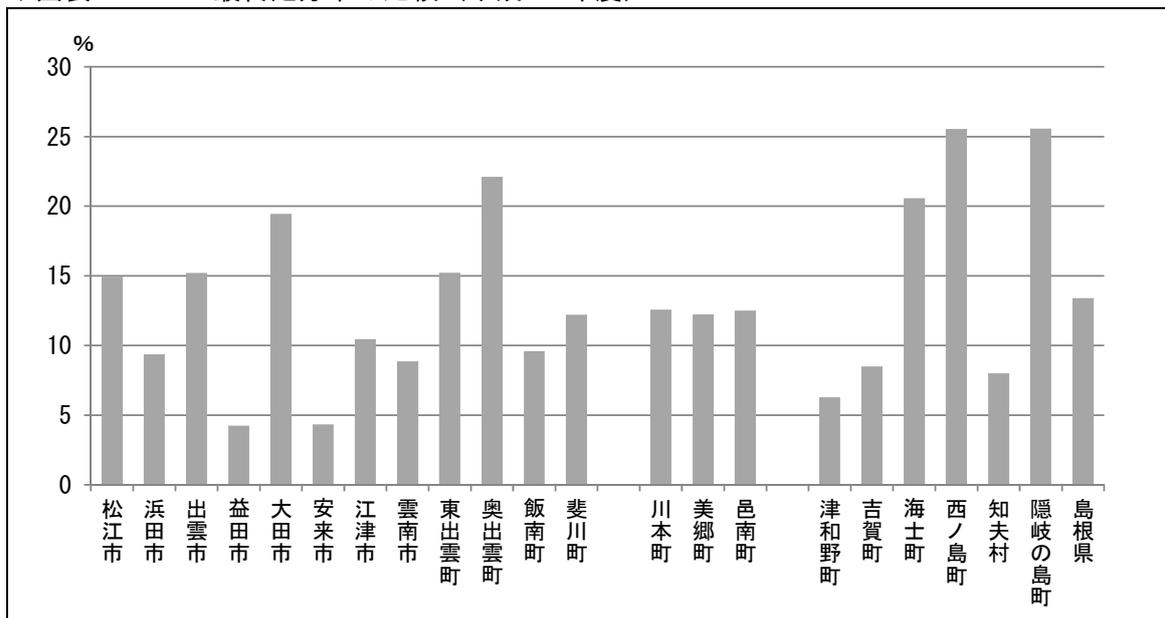


◆図表 3-1-18 リサイクル率の比較（平成 22 年度）



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

◆図表 3-1-19 最終処分率の比較（平成 22 年度）



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

## 6. ごみ処理体制

### 6-1 収集・運搬システム

本町管内から排出されるごみの分別区分は燃えるごみ（可燃ごみ）、資源ごみ（古紙類と紙パック（新聞紙、広告・雑誌・書籍、ダンボール、紙パック）、ビン、カン）、ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみの10種13分別にて収集している。

排出方法はステーション方式、手数料は資源ごみ（古紙類）及び有害ごみ以外は全て有料とし、収集・運搬は、民間委託により行っている。また、事業所からのごみは、施設への直接持ち込みとしている。

なお、組合事務として行っていたごみ指定袋の製造、販売のうち、販売については平成24年4月に本町に移管した。

◆図表 3-1-20 収集ごみの分類等

区分		品目	排出場所	
燃えるごみ（可燃ごみ）		生ごみ、紙くず、プラスチック、布類、草木類（80cm以下）、革製品（金属部分等は除く）	ステーション	
資源ごみ	古紙類と紙パック	新聞	新聞紙（広告は別）	ステーション
		広告・雑誌・書籍	広告・雑誌・書籍（金文字・金箔印刷の紙、感熱紙や油紙、写真、防水加工紙は除く）	ステーション
		ダンボール	ダンボール（金属部分等は除く） ダンボール以外の紙製箱は容器包装紙	ステーション
		紙パック	紙パック類 （内側にアルミ箔が貼ってあるものは容器包装紙）	ステーション
	ビン	透明、茶色、黒色、青色、緑色で食品や飲料が入っていたビン	ステーション	
	カン	ジュースやビールのカン、海苔や菓子のカン、缶詰	ステーション	
ペットボトル		飲料水やジュース、しょうゆ、焼酎が入っていたもの	ステーション	
容器包装プラスチック		商品をいれてある容器や袋、ラベルなどで「プラ」マークが付いているもの	ステーション	
容器包装紙		商品をいれてある容器や袋などで「紙」マークが付いているもの	ステーション	
不燃ごみ		ガラス・陶磁器、金属、小型電化製品、メガネ、ポット等 ※長辺の長さが50cm未満のもの	ステーション	
粗大ごみ		寝具類・敷物類、家具類、電化製品、ストーブ、自転車等 ※3辺の長さが50cm×90cm×50cmから180cm以内もの（スプリングがある家具は除く）	ステーション もしくは 直接搬入	
有害ごみ		乾電池、水銀体温計・温度計、蛍光管	ステーション	

◆図表 3-1-21 収集体制と排出方法等

区分		収集頻度	収集形態	排出方法	ごみ袋の値段	
燃えるごみ		週2回	委託	指定袋	大袋 630円/10枚(税込) 小袋 315円/10枚(税込)	
古紙類と紙パック	新聞	月1回		紐	無料	
	広告・雑誌・書籍	月1回		紐	無料	
	ダンボール	月1回		紐	無料	
	紙パック	月1回		紐	無料	
ビン		月1回		指定袋	157円/10枚(税込)	
カン		月1回		指定袋	157円/10枚(税込)	
ペットボトル		月2回		指定袋	157円/10枚(税込)	
容器包装プラスチック		週1回		指定袋	157円/10枚(税込)	
容器包装紙		月2回		指定袋	157円/10枚(税込)	
不燃ごみ		月1回		指定袋	315円/10枚(税込)	
粗大ごみ		年2回		手数料シール(10kgに1枚)	157円/5枚(税込)	
有害ごみ		年2回		透明袋	無料	
直接搬入ごみ	家庭系	-		-	収集ごみと同様に分別し、指定袋以外の袋に入れる	40円/10kg
	事業所	-		-		80円/10kg

注)平成24年4月より、指定袋の販売を組合より移管した。

ごみの分別徹底とリサイクルの推進のため、邑南町高海自治会において、平成19年9月より拠点回収モデル事業に取り組んでいる。月2回、自治会館前に回収容器を設置し、地域住民が直接回収容器に排出する。

◆図表 3-1-22 拠点回収の概要

モデル地区	邑南町高海地区(604人 243世帯 平成24年9月末)					
排出場所	自治会館(回収容器を設置)					
収集頻度	2回/月(第2・4月曜日)					
ごみの種類	容器包装プラスチック、容器包装紙、カン、ビン、ペットボトル、ダンボール、紙パック、新聞、雑誌、乾電池、蛍光管、不燃物等					
回収実績	単位:kg					
		H19	H20	H21	H22	H23
	容プラ	520	1,290	1,690	2,120	2,090
	容紙	280	720	800	1,000	900
	カン	430	1,060	1,320	1,460	1,280
	ビン	1,420	2,380	3,640	4,540	4,930
	PET	170	410	440	660	590
	ダンボール	500	1,450	1,650	2,190	1,880
	紙パック	150	240	250	240	130
	新聞	1,860	2,910	3,370	3,530	3,220
	雑誌等	1,740	3,770	4,810	5,690	5,790
	不燃物		2,210	2,820	2,940	3,510
	乾電池				150	160
	蛍光管				190	140
計	7,070	16,440	20,790	24,710	24,620	

## 6-2 中間処理・最終処分システム

### 6-2-1 施設の概要

本町管内から排出される可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、組合の笹畑クリーンセンターで中間処理後、焼却残渣や資源化不適物を埋立処分地施設に最終処分している。

◆図表 3-1-23 笹畑クリーンセンターの概要

施設名	処理対象ごみ	中間処理方法	供用開始年月
ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	平成10年4月
ストックヤード	可燃ごみ	貯留	平成22年8月
リサイクルプラザ	資源ごみ(ビン)	選別・貯留	平成11年4月
	資源ごみ(カン)	選別・圧縮・貯留	
	不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別・圧縮・貯留	
	有害ごみ	貯留	
リサイクルセンター	資源ごみ(ペットボトル)	選別・圧縮・貯留	平成16年4月
	資源ごみ(容器包装プラスチック)	選別・圧縮・貯留	
	資源ごみ(容器包装紙)	選別・貯留	
	資源ごみ(古紙)	選別・貯留	
埋立処分地施設	焼却残渣・資源化不適物・沈砂	—	平成11年4月



◆図表 3-1-24 笹畑クリーンセンターの位置



## 6-2-2 ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は、平成10年4月に供用を開始し、可燃ごみの中間処理（焼却処理）を行っている。

ごみ焼却施設における平成23年度の組合合計処理量は2,592t/年、年間焼却日数は251日であり、稼働日当たりの処理量は10.33t/日（2,592t/年÷251日/年）である。この処理量は、公称能力（12t/8h）の約86%である。平成22年度に施設の延命化のため基幹改良工事を行った。あわせて、直接搬入可燃ごみに含まれるプラスチック類、木材や剪定枝をRPF化するため、2軸破碎機とストックヤードを平成22年度に整備した。

◆図表 3-1-25 ごみ焼却施設の概要

名 称	ごみ焼却施設
所 在 地	島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地 6
供 用 開 始	平成 10 年4月
処 理 方 式	機械化バッチ燃焼焼却炉(ストーカ式)
公 称 能 力	12t/8h(6t/8h×2炉)
排 ガ ス 処 理 方 式	バグフィルタ
ガ ス 冷 却 方 式	水噴射冷却方式
飛 灰 処 理 方 式	薬剤処理
排 水 処 理 方 式	クローズドシステム
余 熱 利 用	なし
そ の 他	2軸破碎機(平成 22 年導入) ストックヤード 96m <sup>2</sup> (平成 22 年8月供用開始)

## 6-2-3 リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、分別収集した不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び有害ごみを種類別に選別し、資源化を行うことを目的としている。

◆図表 3-1-26 リサイクルプラザの概要

名 称	リサイクルプラザ	
所 在 地	島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地 6	
供 用 開 始	平成 11 年4月	
公 称 能 力	5t/5h	
処 理 方 式	資 源 ご み ( ビ ン )	選別・ガラスビン自動色選別・貯留
	資 源 ご み ( カ ン )	磁力選別・アルミ選別・圧縮・貯留
	不 燃 ご み	破碎・磁力選別・不燃可燃選別・アルミ選別・圧縮・貯留
	粗 大 ご み	切断機・破碎・磁力選別・不燃可燃選別・アルミ選別・圧縮・貯留
	有 害 ご み	貯留

#### 6-2-4 リサイクルセンター

リサイクルセンターは、分別収集した資源ごみを種類別に選別し、資源化を行うことを目的としている。

平成23年度のペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙の年間処理量は243t/年である。

◆図表 3-1-27 リサイクルセンターの概要

名	称	リサイクルセンター
所	在	地 島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地 6
供	用	開 始 平成 16 年 4 月
公	称	能 力 1.7t/5h
処理 方式	資源ごみ(ペットボトル)	選別・圧縮・貯留
	資源ごみ(容器包装プラ)	選別・圧縮・貯留
	資源ごみ(容器包装紙)	選別・貯留
	資源ごみ(古紙類)	選別・貯留

#### 6-2-5 最終処分システム

埋立処分地施設の埋立対象物は、現在、破碎処理後の不燃物、焼却残渣及び沈砂である。

平成23年度の組合合計最終処分量は453t/年(沈砂を含む)、平成23年度末の残余容量は6,495 m<sup>3</sup>であり、施設計画処分容量の55%程度である。現状のまま推移すると、今後13年程度の埋立が可能と推定される。

◆図表 3-1-28 最終処分場の概要

名	称	埋立処分地施設
所	在	地 島根県邑智郡川本町大字川下 3083 番地 6
埋	立	開 始 年 月 平成 11 年 4 月
埋	立	面 積 3,550m <sup>2</sup>
埋	立	容 量 14,300m <sup>3</sup>
残	余	容 量 6,495m <sup>3</sup> (平成 23 年度末)
埋	立	方 式 セル方式
浸	出	水 処 理 方 式 回転円板処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理 +キレート吸着処理+消毒
浸	出	水 処 理 能 力 20m <sup>3</sup> /日

## 7. ごみ処理行財政の実績

### 7-1 ごみ処理行政の組織

本町におけるごみ処理行政の担当部署は、町民課である。

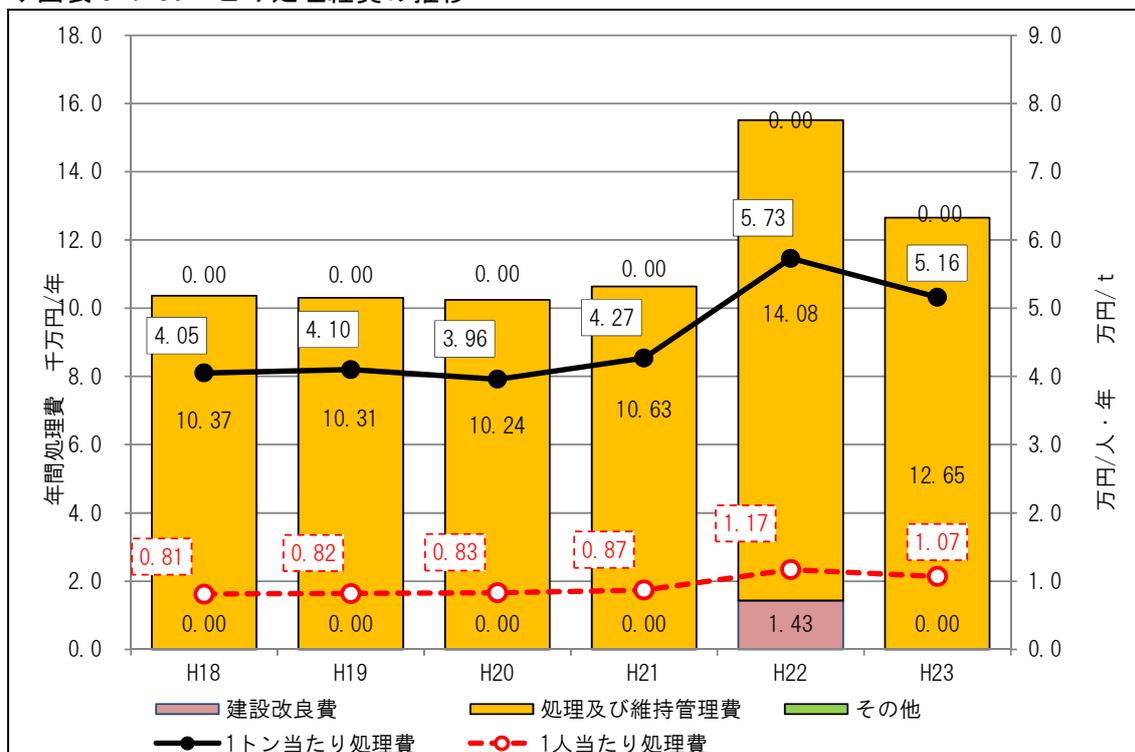
◆図表 3-1-29 ごみ処理行政の担当部署及び事務分掌

町 民 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境衛生に関すること。</li> <li>○ 廃棄物処理に関すること。</li> <li>○ 環境保全、水質保全、公害防止に関すること。</li> </ul>
-------	--

### 7-2 ごみ処理に要する経費

建設・改良費を除く1人当り年間処理経費は、平成23年度において約11,000円である。なお、平成22年度の建設・改良費の大幅な増加は、焼却施設の基幹的改良工事に起因するものである。

◆図表 3-1-30 ごみ処理経費の推移



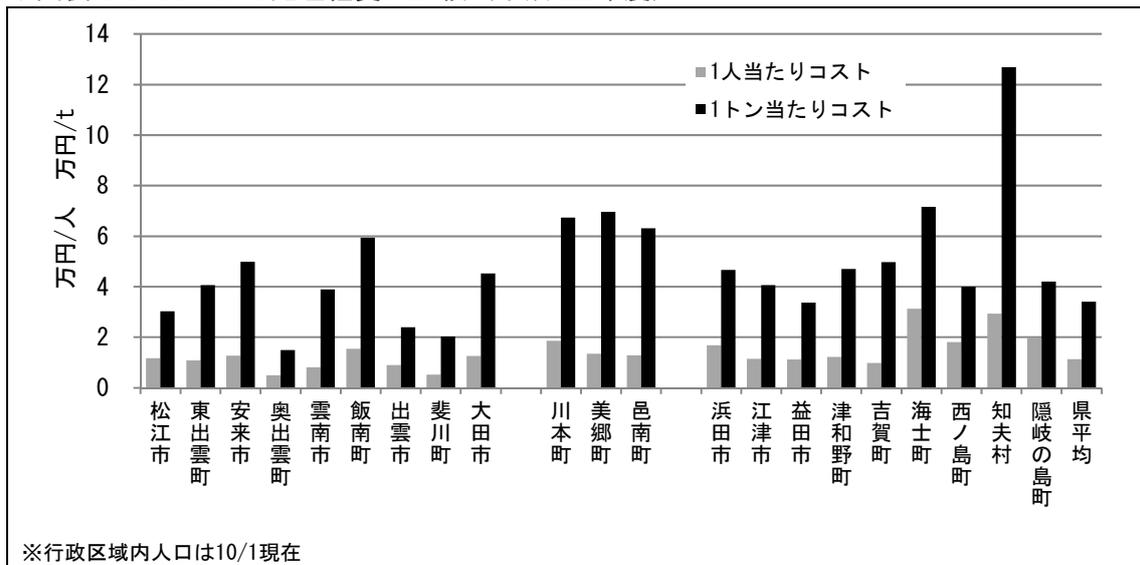
区分			H18	H19	H20	H21	H22	H23
人口	A	人	12,858	12,622	12,409	12,223	12,016	11,825
ごみ量	B	t/年	2,559	2,515	2,585	2,491	2,457	2,453

建設改良費	a	千円/年	0	0	0	0	14,300	0
処理及び維持管理費	b	千円/年	103,685	103,097	102,423	106,337	140,843	126,543
その他	c	千円/年	0	0	0	0	0	0
合計	d	千円/年	103,685	103,097	102,423	106,337	155,143	126,543

1人当たりコスト	b ÷ A	円/人・年	8,100	8,200	8,300	8,700	11,700	10,700
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

1トン当たりコスト	b ÷ B	円/t	40,500	41,000	39,600	42,700	57,300	51,600
-----------	-------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

◆図表 3-1-31 ごみ処理経費の比較（平成 22 年度）



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

## 8. ごみ処理に関する課題

本町では、今後、ごみ排出量を削減し、資源化を促進する必要がある。

### 8-1 排出に関する事項

#### ごみの排出抑制が必要

- 収集ごみ排出量は、概ね減少傾向にあったが平成23年度には可燃ごみが増加している。今後、排出抑制を推進し、焼却量や最終処分量の削減が必要である。
- 直接搬入ごみは、事業所からのごみが含まれており、排出者責任に則って事業所自ら処理を行うべきものである。事業者に対し、ごみの減量化や資源化について指導していく必要がある。
- 容器包装プラスチックには、2割程度の資源化不適物があり、分別徹底が必要である。

### 8-2 収集・運搬に関する事項

#### 行政サービスの維持が必要

- 本町から排出されるごみ収集・運搬は、組合の事務として行っている。
- 行政サービスとしての収集運搬体制を維持することが必要である。

### 8-3 中間処理に関する事項

#### 安定かつ適正処理が継続できる施設維持が必要

- 組合の焼却施設は、稼働14年を計画しており、老朽化等が認められたため平成22年度に基幹的設備の更新を行った。
- 今後も長期的に安定処理を確保していくことが必要である。

### 8-4 最終処分に関する事項

#### 最終処分量の削減が必要

- 本町の最終処分率は、全国及び島根県平均に比べ低く、循環型社会の構築がより進んだ状況となっている。
- 最終処分場の容量には限りがあるため、できる限り長く使用するためにごみ排出抑制を推進し、最終処分量を削減することが必要である。

#### 最終処分場の適正管理が必要

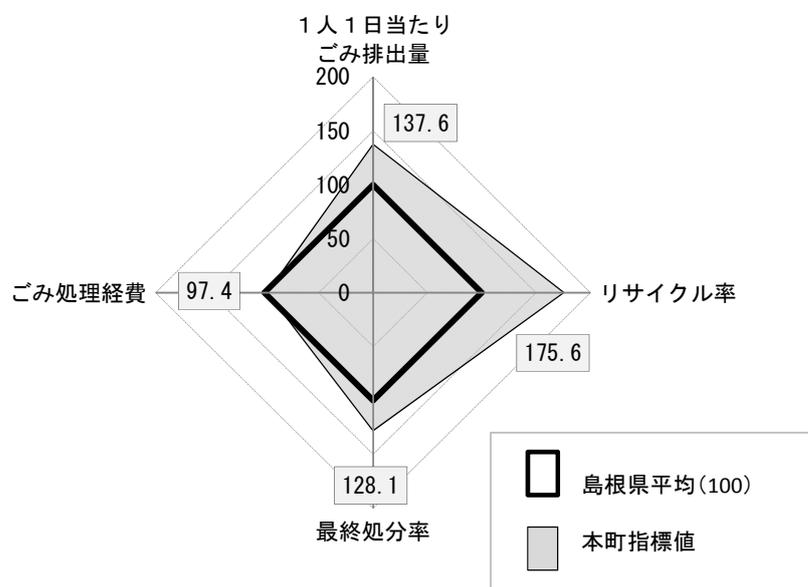
- 組合の最終処分場は、今後継続して使用するため、安定的な処分ができるよう適正管理が必要である。

## 9. ごみ処理の評価

本町のごみ処理について、平成22年度実績を4つの指標（1人1日当たりのごみ排出量、ごみのリサイクル率、ごみの最終処分率、1人当たりのごみ処理経費）をもとに島根県平均と比較することで評価を行う。指標値は、島根県平均を100として本町との比較を行い、レーダーチャート図として示した。具体的には、レーダーチャートに示される四角形が大きいほど良好な状況にあることを示す。

本町の評価としては、4つの指標のうちごみ処理経費以外は島根県平均（100）を超える状況にあり、良好である。

◆図表 3-1-32 ごみ処理の評価



注) 1人1日当たりごみ排出量には集団回収量は含まない。

### 1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)

実績値	県平均	指数
568	910	137.6

指標 =  $(1 - (\text{実績} - \text{県平均}) / \text{県平均}) \times 100$

### リサイクル率

実績値	県平均	指数
41.8%	23.8%	175.6

指標 =  $(1 + (\text{実績} - \text{県平均}) / \text{県平均}) \times 100$

### 最終処分率

実績値	県平均	指数
9.7%	13.5%	128.1

指標 =  $(1 - (\text{実績} - \text{県平均}) / \text{県平均}) \times 100$

### ごみ処理経費 (円/人)

実績値	県平均	指数
11,700	11,400	97.4

指標 =  $(1 - (\text{実績} - \text{県平均}) / \text{県平均}) \times 100$

## 10. 関係各市町の動向

可燃ごみ処理については、市町村合併等により広域処理が進んでおり、合併後の市町村単独で処理している自治体は、松江市、奥出雲町となっている。一方で、資源ごみ・不燃ごみは、単独処理としている自治体が大半である。

◆図表3-1-33 可燃ごみ処理体制の状況（平成23年度）

自治体	可燃ごみの処理体制	施設状況
松江市	単独処理（溶融）	エコクリーン松江：255t/日（H22）
安来市	民間委託処理（焼却）	安来市清瀬クリーンセンター：52t/日 H19より休止
奥出雲町	単独処理（焼却）	仁多可燃物処理センター：20t/日（S56）
雲南市	大東、加茂、木次、三刀屋 （ごみ燃料化）	雲南エネルギーセンター：30t/日（H11）
	掛合、吉田 雲南市・飯南町事務組合 （中継施設方式で出雲市へ委託処理）	いいしクリーンセンター：15t/日（H15）
飯南町		
出雲市	単独処理（溶融）	出雲エネルギーセンター：218t/日（H15）
大田市	中間処理後、出雲市へ委託処理	大田可燃物中間処理施設：45t/日（H14）
川本町		
美郷町	邑智郡総合事務組合（焼却）	笹畑クリーンセンター：12t/日（H10）
邑南町		
江津市	浜田地区広域行政組合（溶融）	エコクリーンセンター：98t/日（H18）
浜田市		
益田市	益田地区広域市町村圏事務組合 （焼却）	益田地区広域クリーンセンター：62t/日 （H19）
吉賀町		
津和野町		

◆図表3-1-34 資源ごみ・不燃ごみの処理体制の状況（平成23年度）

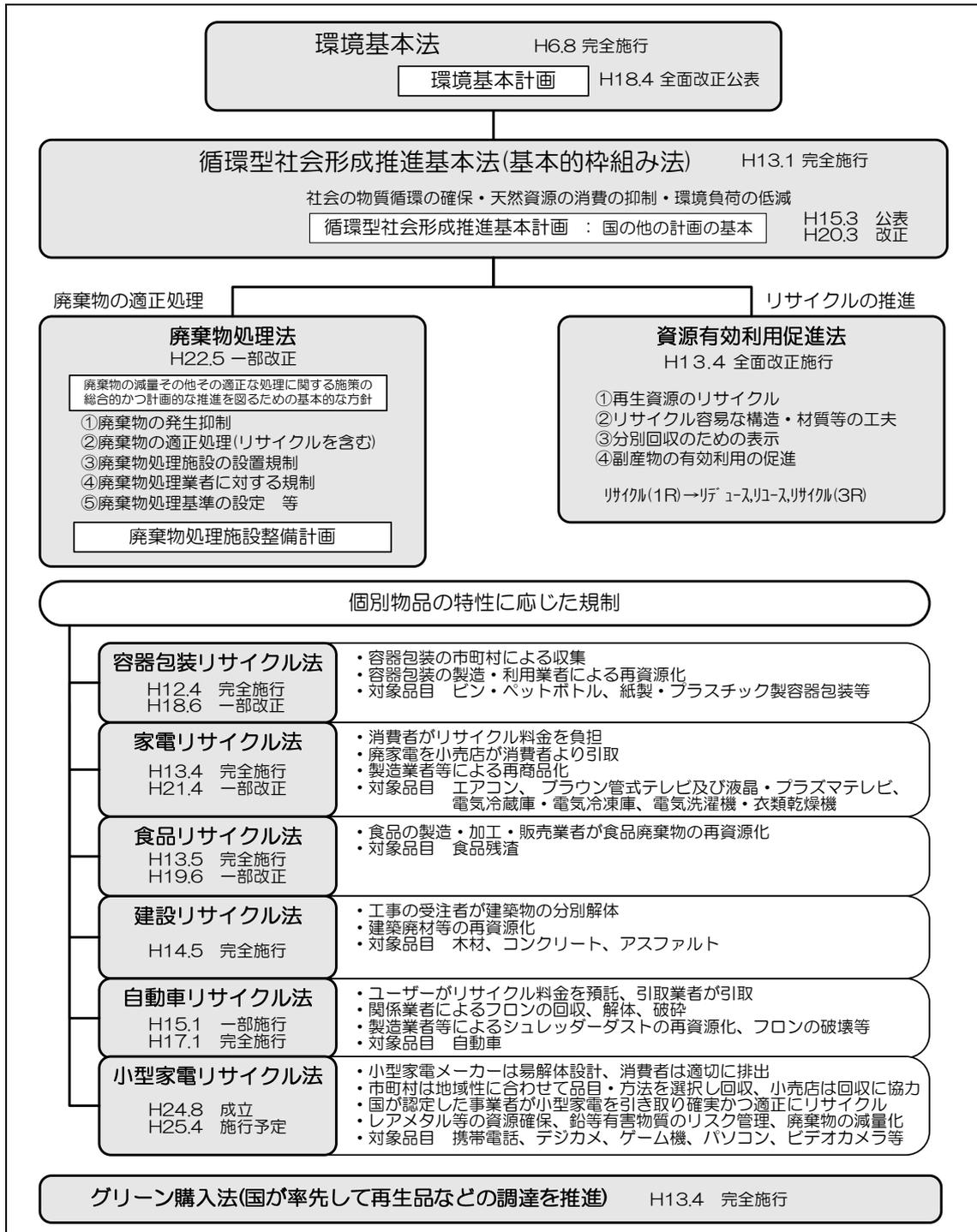
自治体		資源ごみ・不燃ごみの処理体制	施設状況
松江市		単独処理	西持田リサイクルプラザ：16t/日（H10） 川向リサイクルプラザ：64t/日（H14） エコステーション松江：59t/日（H14） 東出雲町姫津クリーンセンター：11t/日（H10）
安来市		単独処理	安来市高尾クリーンセンター：20t/日（H5） 安来市広瀬一般廃棄物処理前処理施設： 4t/日（H3） 安来市伯太農産廃棄物処理施設：6.9t/日（H3）
奥出雲町		単独処理	仁多クリーンセンター：7t/日（H11）
雲南市	大東、加茂、 木次、三刀屋	雲南市・飯南町事務組合	リサイクルプラザ：12.5t/日（H16）
	掛合、吉田		いいしクリーンセンター：2.4t/日（H15）
飯南町			
出雲市		単独処理	平田不燃物処理センター：20t/日（S63） 佐田クリーンセンター：3t/日（H6） 出雲クリーンセンター：50t/日（H7） 出雲リサイクルセンター：72t/日（H8） 斐川クリーンステーション：13t/日（H8）
大田市		単独処理	大田不燃物処理場：25t/日（S59） 大田リサイクルセンター：4t/日（H13） 温泉津一般廃棄物処分場：3t/日（H5） 仁摩一般廃棄物処分場：4t/日（H10） 大田市容器包装リサイクルセンター：2t/日（H23）
川本町	邑智郡総合事務組合		笹畑クリーンセンターリサイクルプラザ： 5t/日（H11） 笹畑クリーンセンターリサイクルセンター： 1.7 t/日（H16）
美郷町			
邑南町			
江津市		単独処理	島の星クリーンセンター：14t/日（H7） 江の川リサイクルセンター：2.8t/日（H14）
浜田市		単独処理	浜田市不燃ごみ処理場：20t/日（H4） 民間処理施設
益田市		単独処理	益田市リサイクルプラザ：16t/日（H15）
吉賀町	鹿足郡不燃物処理組合		鹿足郡不燃物処理組合リサイクルプラザ： 6.1t/日（H16）
津和野町			

## 11. 関係法の整備状況

国においては、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）を制定した。循環基本法では廃棄物の処理に関して、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されている。

また、循環基本法と一体的に廃棄物処理法についても改正が行われ、さらに、リサイクル関連個別法も公布・施行されている。

◆図表3-1-35 循環型社会形成のための法体系



出典：環境省ホームページ

## 12. 国等の上位計画

### 12-1 循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成20年3月に「第2次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しており、その概要は以下のとおりである。

◆図表 3-1-36 第2次循環型社会形成推進基本計画の概要

<p><b>現状と課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 関係主体の取組により各指標は概ね順調に推移しており、最終処分量の削減など第1次計画の目標は達成する見込み。ただし、家庭系ごみの減量化は進捗が遅れている。</li><li>● 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性 3Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。</li></ul>		
<p><b>循環型社会の中長期的なイメージ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現</li><li>● より良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成 地域の特性に応じた循環型社会(地域循環圏)、「もったいない」の考えに即したライフスタイル、関係主体の連携・協働、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透 など</li></ul>		
<p><b>指標及び数値目標</b></p> <p><b>【1 物質フロー】</b></p> <p>(1) 数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 「入口」:資源生産性→約42万円/トン(平成12年度から約6割向上) 参考:平成12年度約26万円/トン</li><li>② 「循環」:循環利用率→約14~15%(平成12年度から約4~5割向上)参考:平成12年度約10%</li><li>③ 「出口」:最終処分量→約23百万トン(平成12年度から約6割減少) 参考:平成12年度約57百万トン</li></ul> <p>(2) 「低炭素社会への取組との連携に関する指標」等を補助指標として設定</p> <p>(3) 地球規模の環境問題の認識を広める指標である「隠れたフロー・TMR」などを、<b>推移をモニターする指標として設定</b></p> <p><b>【2 取組指標】</b></p> <p>(1) 数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 一般廃棄物の減量化 (ア)1人1日当たりのごみ排出量、(イ)1人1日当たりの生活系ごみ排出量、(ウ)事業系ごみ排出量</li><li>② 産業廃棄物の最終処分量→約60%減(平成12年度比)</li><li>③ 国民の3Rに関する意識・行動→意識:約90%/行動:約50%</li><li>④ 循環型社会ビジネスの推進 → 循環型社会ビジネス市場規模約2倍(平成12年度比)等</li></ul> <p>(2) 「レジ袋辞退率」や「3R取組上位市町村」など、各主体の取組の<b>推移をモニターする指標を設定</b></p>		
<p><b>各主体の取組</b></p> <p style="text-align: center;">○ <b>連携・協働</b> 循環型社会の形成に向け、すべての主体が相互に連携</p> <table border="0"><tr><td><p><b>○国民</b> ・マイバッグの利用などのライフスタイルの変革</p><p><b>○NGO/NPO、大学等</b> ・連携・協働のつなぎ手 ・知見の充実や信頼情報の提供</p><p><b>○国</b> ・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施</p></td><td><p><b>○事業者</b> ・不法投棄の防止や3Rの徹底 ・廃棄物処理の高度化、産業間連携</p><p><b>○地方公共団体</b> ・地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者</p></td></tr></table> <p>①低炭素や自然共生との統合的取組(廃棄物発電やバイオマス利活用)、②「地域循環圏」の形成推進、③3Rに関する国民運動、④グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興、⑤発生抑制を主眼とした3Rの仕組みの充実、⑥3Rの技術とシステムの高度化、⑦情報把握と人材育成、⑧「ごみゼロ3R行動計画」や新・ごみゼロ国際化行動計画、東アジア循環型社会ビジョン、資源生産性の向上等国際的な循環型社会の構築</p>	<p><b>○国民</b> ・マイバッグの利用などのライフスタイルの変革</p> <p><b>○NGO/NPO、大学等</b> ・連携・協働のつなぎ手 ・知見の充実や信頼情報の提供</p> <p><b>○国</b> ・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施</p>	<p><b>○事業者</b> ・不法投棄の防止や3Rの徹底 ・廃棄物処理の高度化、産業間連携</p> <p><b>○地方公共団体</b> ・地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者</p>
<p><b>○国民</b> ・マイバッグの利用などのライフスタイルの変革</p> <p><b>○NGO/NPO、大学等</b> ・連携・協働のつなぎ手 ・知見の充実や信頼情報の提供</p> <p><b>○国</b> ・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施</p>	<p><b>○事業者</b> ・不法投棄の防止や3Rの徹底 ・廃棄物処理の高度化、産業間連携</p> <p><b>○地方公共団体</b> ・地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者</p>	

出典：環境省ホームページ

## 12-2 国の基本方針

環境省においては、平成13年5月に廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めている。

当方針には、平成22年12月に中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」等を踏まえ、平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めている。

◆表3-1-37 一般廃棄物の処理に関する目標

一般廃棄物の減量化等の目標量	…「ダイオキシン対策推進基本指針」の「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえる。	
一般廃棄物については、現状（平成19年度）に対し、平成27年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約20%から約25%に増加させるとともに、最終処分量を約22%削減する。		
	平成19年度（現状）	平成27年度
排出量	51百万トン	5%削減（48百万トン）
再生利用率	約20%	約25%
最終処分量	6.4百万トン	約22%削減（5百万トン）

## 12-3 循環型社会形成推進交付金制度

国は、平成17年度から従来の廃棄物処理施設国庫補助制度を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設した。これは、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的としたものである。

交付金の特徴は、①地方の自主・裁量性の極めて高い制度である、②戦略的な目標設定と事後評価を重視している、③国と地方が構想段階から協働し循環型社会づくりを推進するの3点である。

交付の対象は、市町村（人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上）の計画対象地域を構成する場合に限る。また、交付金の額は、算定対象事業費の1/3を市町村に一括交付する。

## 12-4 しまね循環型社会推進計画

島根県では、平成23年3月に「第2期しまね循環型社会推進計画（平成23～27年度）」（平成23年3月策定）に新たな循環型社会推進計画の策定を行った。

第2期しまね循環型社会推進計画の概要は、以下のとおりである。

◆図表 3-1-38 第2期しまね循環型社会推進計画の概要

【目標値（一般廃棄物）の見直し】			
	基準年 20年度	目標年 27年度	目標内容
年間排出量（千t）	241 【100%】	229 【95%】	平成27年度の排出量を基準年に 対して5%以上削減する。
リサイクル率（%）	22	26	平成27年度の再生利用率を 26%以上とする。
年間最終処分量（千t）	39 【100%】	30 【78%】	平成27年度の最終処分量を基準年に 対して22%以上削減する。

【市町村の役割】～一般廃棄物処理の責任を担います～

市町村は、区域内の一般廃棄物について廃棄物処理法に基づく責任を担うことから、一般廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化を推進し、適正処理に必要な措置を講じる責務があります。

その際、市町村は、住民と直接相対する地方行政の現場において、社会的合意を得、説明責任を果たしながら、その地域にふさわしい廃棄物に係る行政サービスを推進していく必要があります。また、市町村は循環型社会形成のための様々な取組について、島根県と連携を図りながら住民や事業者に対してその規範となるように率先して行動を展開し、住民や事業者をけん引していく必要があります。

【取組の方向性】

取組の方向性	内 容
①循環型社会形成を踏まえた一般廃棄物処理計画の策定	しまね循環型社会推進計画を踏まえ、廃棄物の処理だけでなく、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用についての一般廃棄物処理計画の見直しの検討が必要です。 ・3Rの推進に係る施策 ・廃棄物の減量化、リサイクル、埋立処分量の削減に係る目標値の設定 ・リサイクル施設や回収ステーション等のリサイクルシステムの確立
②3Rの推進	廃棄物行政の現場で一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進を図り、あわせて一般廃棄物の適正処理の推進が求められます。
③広域処理の取組の推進	他の市町村との連携など広域処理の取組の推進が求められます。ごみ焼却施設の整備にあたっては、ごみ発電や熱回収等のサーマルリサイクルの機能の検討が必要です。
④子どもへの環境教育の推進	ごみの減量化や3Rをテーマにするなどして、身近な生活環境から地球環境に至るまで、子どもたちが環境問題に対する正しい知識を身につけ、実践できるように環境教育の推進が求められます。
⑤住民への普及・啓発	廃棄物や循環型社会についての住民への普及・啓発を図り、関連する情報を提供して、ごみの減量化や3Rについての住民の自主的な取組を支援するとともに、環境学習の推進が求められます。
⑥バイオマスの利活用の取組	家庭から出る生ごみや廃食油の有効利用を図るため、回収方法などのシステム作りの検討が必要です。
⑦自らの事務・事業での取組	各市町村は、率先して自らの事務・事業の執行に伴う環境への負荷を低減する取組を行うことが重要です。

資料：島根県ホームページ

## 第2節 ごみ処理の目標

### 1. 基本方針

本町の将来像は、総合計画において「自然と共生の環境にやさしいまち」を前提としている。

こうした将来像を実現するためには、廃棄物処理体制の充実はもちろん、住民や事業者が循環型の日常生活や事業活動に取り組むことが必要である。

そのため、ごみ処理の基本方針は、①3Rの推進、②住民・事業者・行政の協働による取組の推進とする。

◆図表 3-2-1 ごみ処理の基本方針

#### ◆ 将来像

自然と共生の環境にやさしいまち

#### ◆ ごみ処理の基本方針

##### ① 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

- 循環型社会の形成には、住民の日常生活や事業者の事業活動を循環型に転換することが必要である。
- そのため、住民の日常生活や事業活動において、ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を推進するものとする。

##### ② 住民・事業者・行政の協働による取組の推進

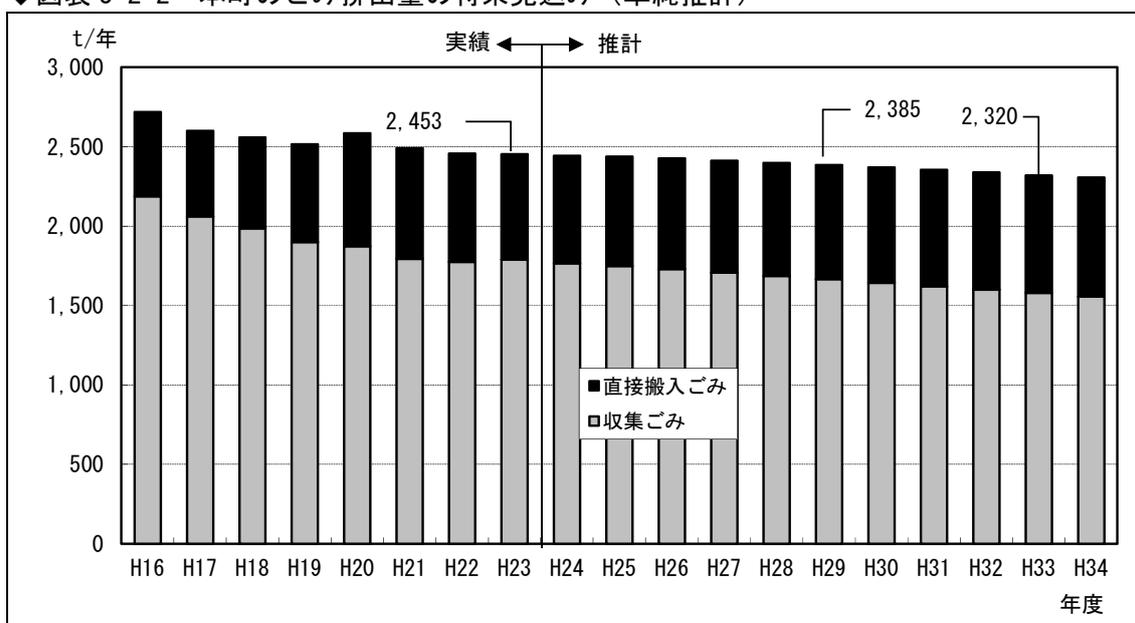
- 循環型社会の形成は、住民や事業者が具体的な取組を実践することから始めることが必要である。
- そのため、住民・事業者・行政の協働による取組を推進するものとし、各々は、それぞれの役割を確実に実行するものとする。

## 2. ごみ排出量等の将来見込みと既定計画の進捗

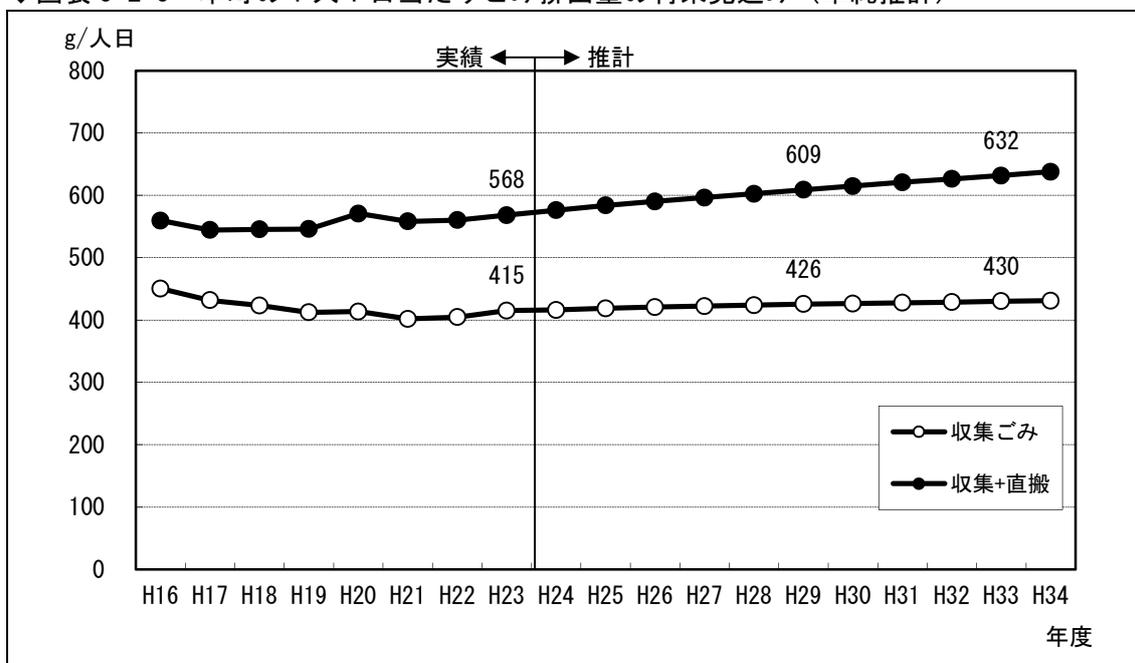
### 2-1 ごみ排出量の将来見込み(単純推計)

これまでの実績値を基に、現状のまま推移した場合の将来見込みについて、トレンド法により推計した結果(単純推計)によると、増加傾向にあるごみ種類もあるが、ごみの排出量は人口の減少に伴い、総じて減少すると見込まれる。

◆図表 3-2-2 本町のごみ排出量の将来見込み(単純推計)



◆図表 3-2-3 本町の1人1日当たりごみ排出量の将来見込み(単純推計)



## 2-2 既定計画の進捗

### 2-2-1 排出抑制

既定計画では、ごみ排出量について、収集ごみは、平成 15 年度実績値(439 g/人日)に対し平成 22 年度において 5 %削減、直接搬入ごみは、平成 15 年度実績 (543t) に対し 5 %削減するものとしている。

収集ごみ 1 人 1 日当たりごみ排出量は平成 22 年度に 405g、平成 23 年度に 415g であり、平成 23 年度には目標値を達成している。

同様に、直接搬入ごみは平成 22 年度に 682t、平成 23 年度に 662t であり、いずれも目標値を上回っている。また、単純推計による将来見込みについても 719t あり、減量が必要である。

◆図表 3-2-4 既定計画におけるごみ排出抑制目標と実績値

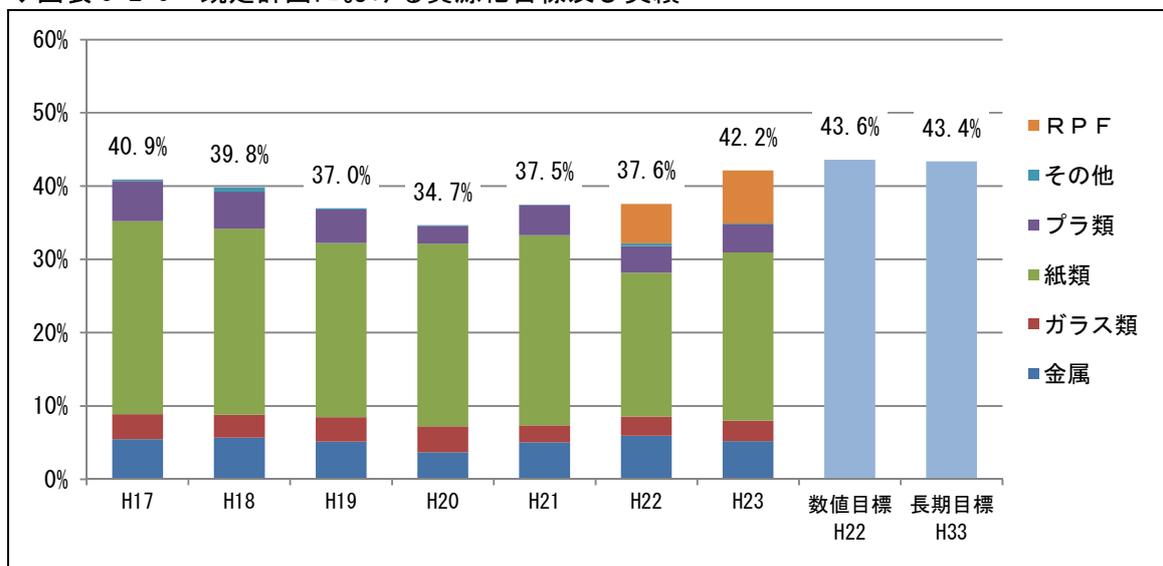
	実 績			既定計画目標	
	H15	H22	H23	H22	H33
収集ごみ 1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	439	405	415	417	417
直接搬入ごみ 年間排出量 (t)	543	682	662	516	516

### 2-2-2 リサイクル率

既定計画では、資源ごみの分別徹底を図ることにより資源化量を増加させ、平成 22 年度においてリサイクル率を 43%とするものとしている。

平成 23 年度のリサイクル率は約 42% (R P F 化含む) であり、概ね目標値を達成している。内訳では、古紙類等の資源化量が減少しているのに対し、新たに R P F 化を行うことで概ね 43% を達成している。

◆図表 3-2-5 既定計画における資源化目標及び実績

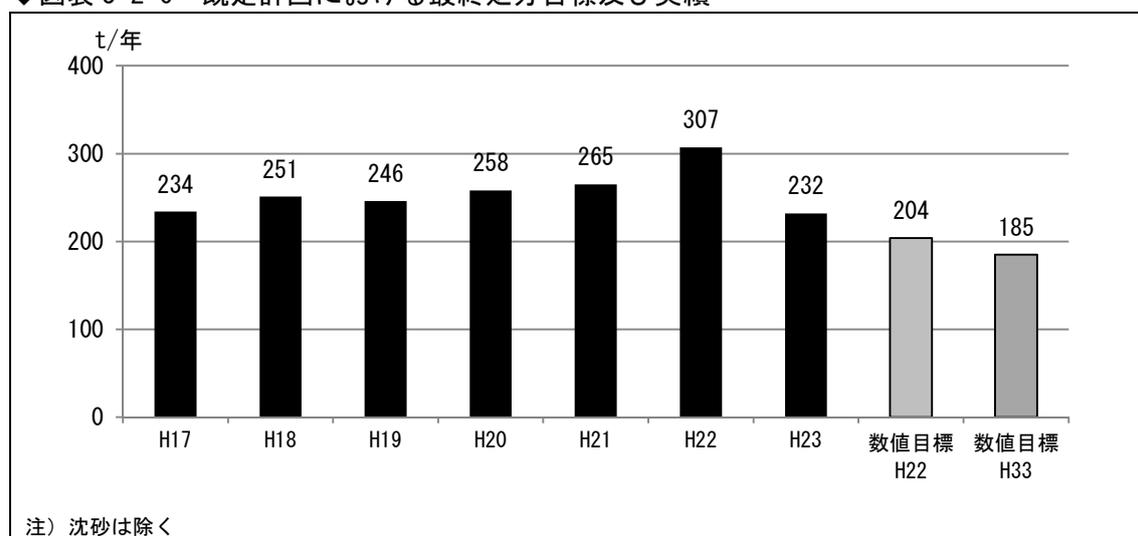


### 2-2-3 最終処分量

既定計画では、ごみの発生・排出削減と分別徹底による焼却量等の削減により平成22年度において、最終処分目標値は204tとしている。

平成22年度の最終処分量は307t、平成23年度の最終処分量は232tであり、目標値を上回っている。

◆図表 3-2-6 既定計画における最終処分目標及び実績

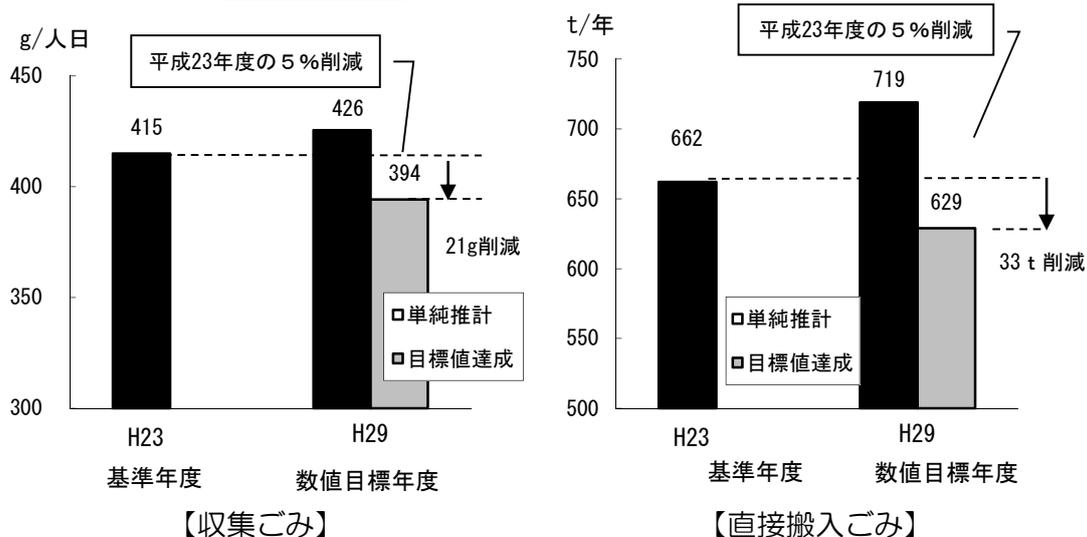


### 3. 目標値の設定

ごみ処理の基本方針で示した排出抑制やリサイクル、さらに、ごみの適正処理を推進するための、具体的な数値目標は以下のとおりとする。

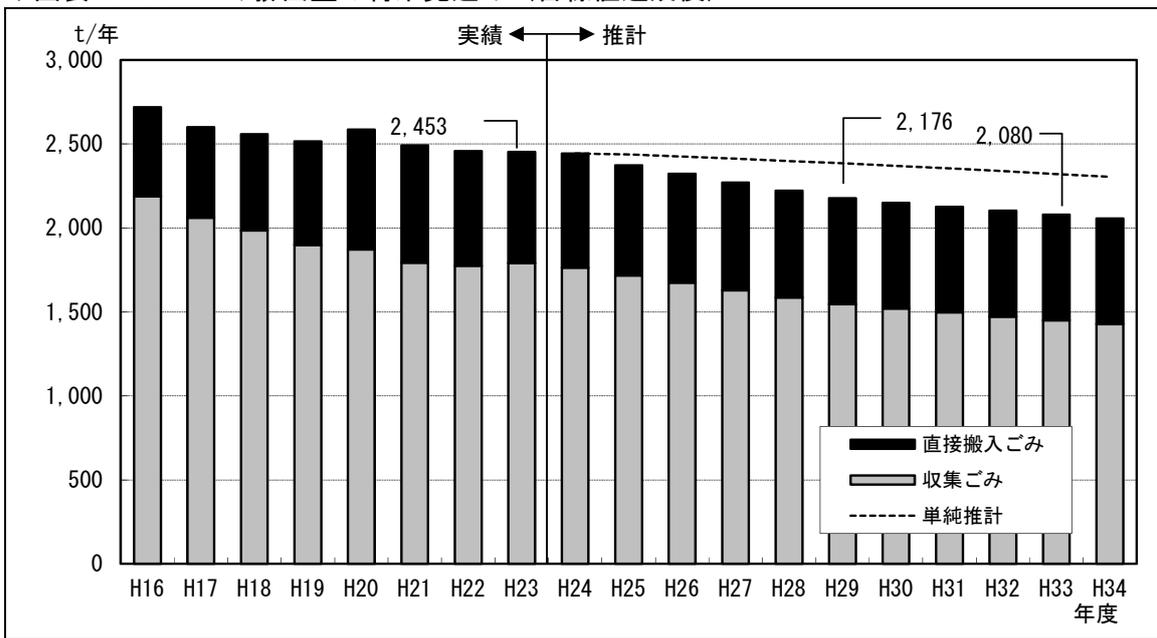
#### 3-1 排出抑制目標

- ・ 収集ごみの排出抑制目標は、平成 29 年度までに平成 23 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量の 5%削減 (**394g/人日**) とする。
- ・ 直接搬入ごみの排出抑制目標は、平成 29 年度までに平成 23 年度の年間排出量の 5%削減 (**629t/年**) とする。



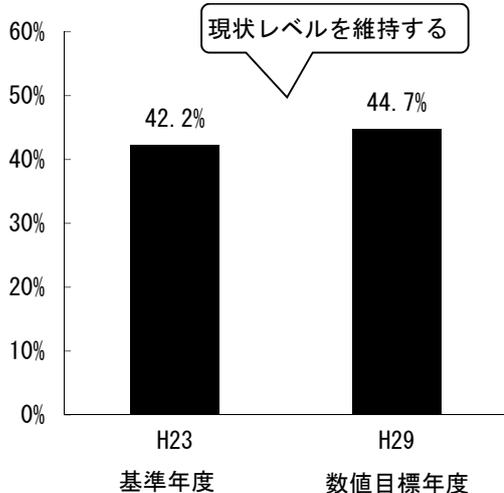
- ・ 排出抑制目標は、ライフスタイルや事業活動をもったいないとする意識で進め、達成するものとする。
- ・ 具体的な取組は、燃やせるごみに排出される食べ残し等の生ごみの削減やものを大事にすることで長く使用することとする。

◆ 図表 3-2-7 ごみ排出量の将来見込み (目標値達成後)



### 3-2 リサイクル目標

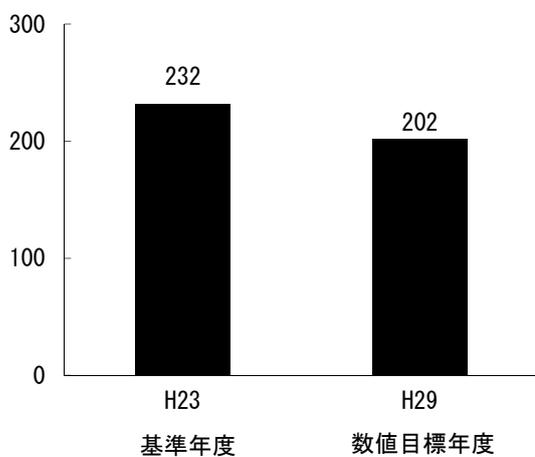
- リサイクル目標は、平成 29 年度までにリサイクル率を約 45%とする。



- リサイクル率は、県内トップレベルである。
- 現状レベルを維持し、資源として位置づけられるごみのうち、容器包装ごみや古紙類を対象に分別徹底する。

### 3-3 最終処分目標

- 最終処分目標は、平成 29 年度までに最終処分量を約 200 tとする。

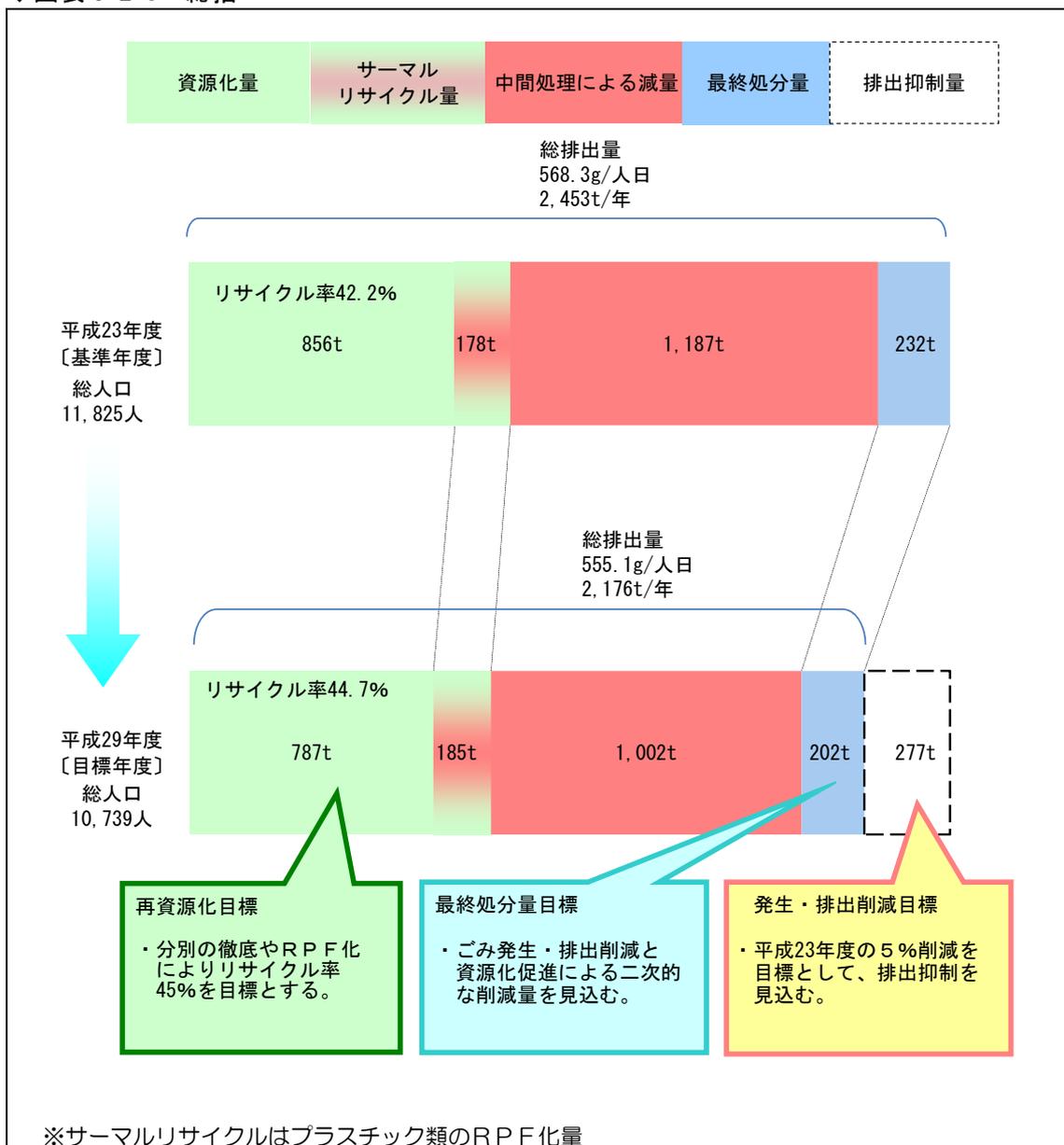


- 最終処分目標は、排出抑制やリサイクルを進めることで、結果として最終的に処分せざるを得ないものを削減するものとする。
- 燃やせるごみの削減が図れば、焼却残渣は少なくなる。

### 3-4 総括

将来のごみ排出量は、目標を達成することで減少すると見込むが、その他、行政区内人口の減少によつての減少も見込まれる。そのため、資源物も減少していくこととなるが、ごみ排出量を削減することでリサイクル率をアップし、最終処分量についても削減していくものとする。

◆図表 3-2-8 総括



国、島根県が示す排出量の削減や再生利用率等の目標値と実績値による排出量を比較し、現状における達成状況を確認した。

平成23年度の実績値は、国・県の目標値と比べ、排出量や再生利用率は達成、最終処分量は未達成である。排出量や再生利用率の目標値を設定することで最終処分量は最小化していくものとする。

◆図表 3-2-9 目標達成状況

年度		指標	排出量	再生利用率	最終処分量
平成 19 年度			2,515t	37.0%	246
平成 20 年度			2,585t	34.7%	258
平成 29 年度			2,176t	44.7%	202
国目標値 達成状況	対 H19 率		△13.5%	-	△ 17.9%
	達成／未達成		達成	達成	未達成
島根県目標値 達成状況	対 H20 率		△15.8%	-	△ 21.7%
	達成／未達成		達成	達成	達成

◆図表 3-2-10 国・県の目標値

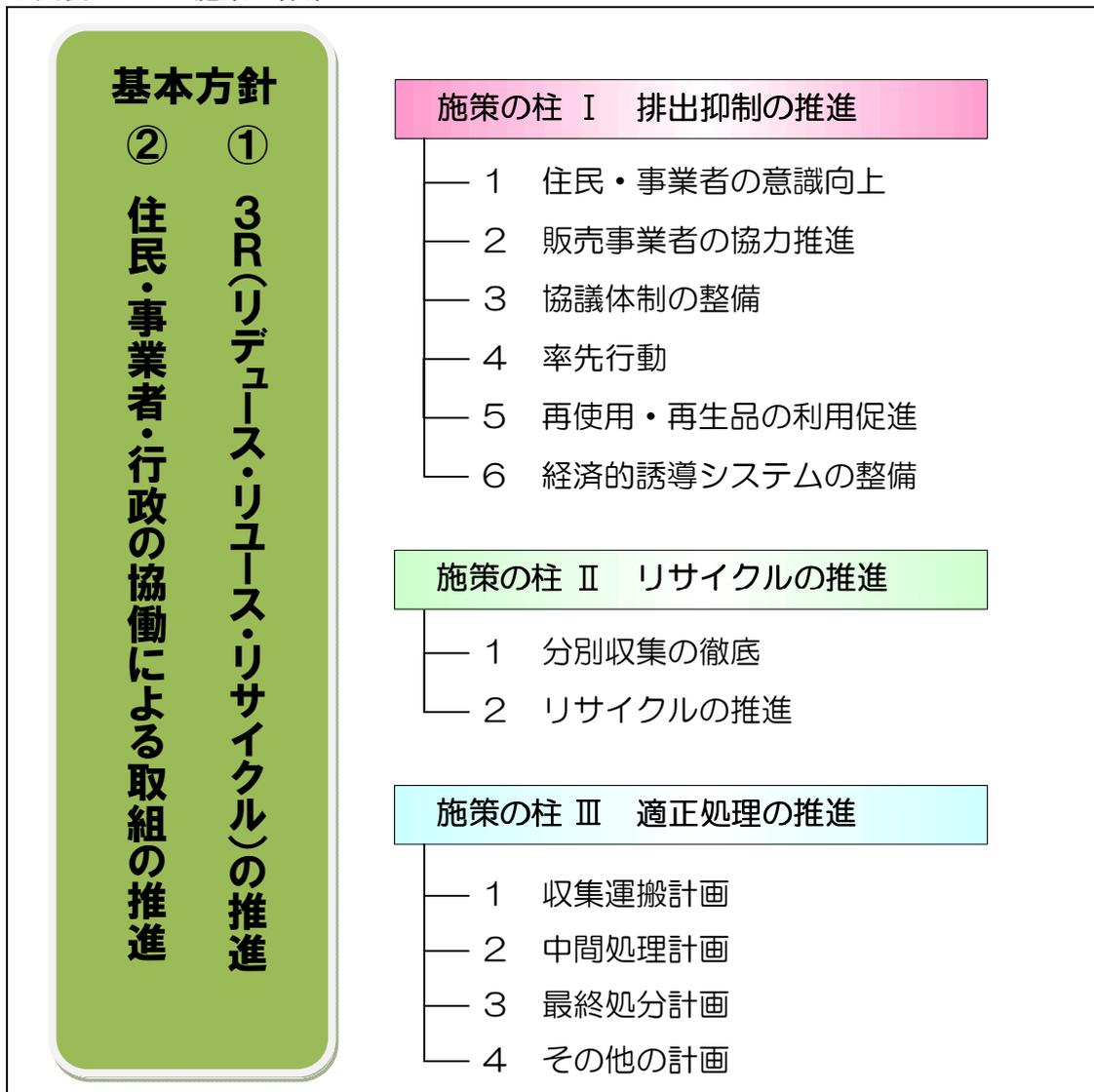
区 分	国	島根県
計 画 名	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」 (平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号) (平成 22 年 12 月変更)	「第 2 期しまね循環型社会推進計画」 (平成 23 年 3 月)
数値目標年度	平成 27 年度	平成 27 年度
排 出 量	平成 19 年度比約 5 %削減 (平成 9 年度比約 9 %削減)	平成 20 年度比 5 %削減
再 生 利 用 率	約 25%	26%
最 終 処 分 量	平成 19 年度比約 22%削減 (平成 9 年度比約 59%削減)	平成 20 年度比 22%削減

## 第3節 施策の体系

本計画の施策は、基本方針とした3Rの推進、住民・事業者・行政の協働による取組の推進を基に、3つの施策の柱を中心として展開していくものとする。

そのうち、排出抑制の推進及びリサイクルの推進は住民や事業者が主体となって取組んでいくものとし、適正処理の推進は行政が主体となって行うものとする。

◆図表 3-3-1 施策の体系



## 第4節 排出抑制の推進（排出抑制計画）

### 1. ごみ排出抑制に関する基本的方向

ごみの発生・排出削減のために、事業者は「環境に配慮した事業活動や商品づくり」を行い、住民（消費者）は「環境・資源問題、廃棄物処理に配慮した生活に転換」し、行政は「様々な角度から支援」を行うものとする。

### 2. 具体的施策と取組

#### 2-1 住民・事業者意識の向上

<b>施策1 リサイクル講習会【本町・組合】</b>		
<b>施策の方向（行政の役割）</b>	<b>住民・事業者の役割</b>	<b>区分</b>
<p>地域の公民館活動等の支援のため、情報の提供や担当職員の派遣等を行う。</p> <p>その他、環境教育資料の作成や貸し出しなど、情報提供を行う。</p>	 <p>住民は積極的に参加する。</p> <p>事業者は地域活動に参加する。</p>	継続
<b>施策2 広報による先進事例の紹介【本町・組合】</b>		
<b>施策の方向（行政の役割）</b>	<b>住民・事業者の役割</b>	<b>区分</b>
<p>先進的な取組事例について、広報に掲載する等により紹介する。</p>	<p>住民・事業者は先進事例を学び実践する。</p>	継続
<b>施策3 ごみ分別チラシの作成等【本町・組合】</b>		
<b>施策の方向（行政の役割）</b>	<b>住民の役割</b>	<b>区分</b>
<p>ごみの分別の徹底や過剰包装を改善するため、チラシの作成・配布を定期的に行う。</p>	<p>住民は分別に協力するとともに、ごみをつくらない生活をこころがける。</p>	継続
<b>施策4 環境学習の充実【本町・組合】</b>		
<b>施策の方向（行政の役割）</b>	<b>住民・事業者の役割</b>	<b>区分</b>
<p>小・中学校の社会科教育として施設見学などにより環境にやさしい人づくりを進めていく。</p> <p>成人（PTA等）教育についても、取組んでいく。</p>	 <p>住民は施設見学や公民館活動に積極的に参加する。</p> <p>事業者は、地域の活動に参加する。</p>	継続

施策5 マイバッグ運動の実施【本町】		
施策の方向（行政の役割）	住民の役割	区分
<p>買い物袋を持参することによりごみとしての発生を防ぐことが可能であるため、買い物袋持参を推進していく。</p> 	<p>住民は買い物袋を持参する。 販売事業者は、マイバッグ持参を推進する。</p>	継続

## 2-2 販売事業者の協力推進

施策6 販売店協力の要請【本町】		
施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
<p>スーパー等において行っている食品トレー、牛乳パック等の回収や簡易包装の実施を一層進めるため、販売店等に対し協力を要請する。</p> 	<p>住民は協力店を利用する。 事業者は協力店になる。</p>	継続

## 2-3 協議体制の整備

施策7 協議会の活用推進【本町】		
施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
<p>住民団体、事業者、行政が一体となつてごみ問題について考えていくため、時事の問題について審議会の場で協議していく。 住民や事業者からの行政要望を踏まえ、効率的な施策を実施する。</p> 	<p>住民・事業者は協議会に積極的に参加し、意見を言う。</p>	継続
施策8 推進員の育成【本町】		
施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
<p>ごみの出し方等の指導を行うとともに地域の声を行政に届ける推進員を育成する。 ごみステーションの管理や不法投棄のパトロールを行う。</p> 	<p>住民・事業者は推進員になる。</p>	継続

## 2-4 率先行動

施策9 再生品の調達【本町・組合】		
施策の方向（行政の役割）	住民の役割	区分
<p>本町において率先して再生品を調達する。</p> 	<p>住民は再生品を利用する。</p>	継続

## 2-5 再使用・再生品の利用促進

施策 10 不要品交換の推進【本町】		
施策の方向（行政の役割）	住民の役割	区分
<p>イベント等でフリーマーケットを開催したり、情報提供を行う。</p> 	<p>住民はフリーマーケットに参加する。 ごみを出さない生活を心がける。</p>	継続

## 2-6 経済的誘導システムの整備

施策 11 家庭系ごみ処理手数料のあり方検討【本町・組合】		
施策の方向（行政の役割）	住民の役割	区分
<p>家庭系ごみ処理手数料は、排出者負担の公平化やごみ減量等を目的としている。</p> <p>資源化を促進するため、資源ごみに関しては指定袋製造等の原価程度としている。</p> <p>今後、ごみ排出量や分別徹底等の状況を踏まえ、ごみ処理手数料のあり方について検討する。あわせて、ごみ処理経費について公表する。</p>	<p>住民はごみ処理経費について理解し、ごみの排出削減に協力する。</p>	検討
施策 12 事業系ごみの処理手数料のあり方検討【本町・組合】		
施策の方向（行政の役割）	事業者の役割	区分
<p>事業系ごみは、排出者責任により処理することが必要である。</p> <p>事業系ごみ処理手数料は、コスト意識をもってごみ減量や分別徹底を確実に進め、ごみ排出量に見合った処理システムにより経費の削減を進めることを目的としている。</p> <p>今後、排出者処理責任の明確化、再資源化の促進及びごみの発生・排出削減等を目的とした事業系ごみ処理手数料のあり方について、周辺自治体の動向等も踏まえて検討していく。</p>	<p>事業者は、ごみ処理に要する費用について理解し、ごみ発生・排出削減に協力する。</p>	検討

### 3. 施策のスケジュール

◆図表 3-4-1 排出抑制施策のスケジュール

施策 No.	取り組む施策	H25	H26	H27	H28	H29
1	リサイクル講習会			継続		
2	広報による先進事例の紹介			継続		
3	ごみ分別チラシの作成等			継続		
4	環境学習の充実			継続		
5	マイバッグ運動の実施			継続		
6	販売店協力の要請			継続		
7	協議会の活用推進			継続		
8	推進員の育成			継続		
9	再生品の調達			継続		
10	不要品交換の推進			継続		
11	家庭系ごみ処理手数料のあり方検討			検討		
12	事業系ごみ処理手数料のあり方検討			検討		

## 第5節 リサイクルの推進（再資源化計画）

### 1. リサイクルの推進に関する基本的方向

ごみの資源化促進のため、ごみの分別収集によるリサイクルを進めることにより、バージン資源の保全など地球環境保全に資するとともに、焼却量の削減によるダイオキシン類排出量の削減や、最終処分量の最小化など地域の環境保全に資するものとする。

### 2. 具体的施策と取組

#### 2-1 分別収集の徹底

施策1 広報・啓発資料作成【本町・組合】		
施策の方向（行政の役割）	住民の役割	区分
<p>地域の公民館活動等の支援のため、情報の提供や担当職員の派遣等を行っていく。</p> <p>ごみを正しく分けることの必要性を示した啓発資料を作成すると共に、出前講座等により啓発等を行う。</p> 	住民は出前講座等に積極的に参加する。	継続
施策2 転入者・自治会未加入者等への啓発【本町】		
施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
賃貸住宅居住者は、自治会に加入していない場合があるため、転入等の事務手続き時において、窓口での説明等を行う。	ごみの正しい分け方の早見表をよくみてごみを分別排出する。	継続

#### 2-2 リサイクルの推進

施策3 資源回収業者の協力【本町・組合】		
施策の方向（行政の役割）	事業者の役割	区分
<p>事業系ごみは自らによる有効利用により、燃やせるごみの削減、あるいは排出量の削減を図る。</p> <p>そのため、事業者からの問い合わせに対し、有効利用の手法、資源物を取り扱う資源回収業者の紹介等を行う。</p>	資源物はごみとして出さず、自らの取組により資源回収業者に引き渡す。	継続
施策4 プラスチックの燃料化【組合】		
施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
容器包装以外のプラスチックについて、熱利用を行うため、業者委託によりRPF化を行う。	分別の徹底に協力する。	継続

### 3. 施策のスケジュール

◆図表 3-5-1 リサイクルの施策のスケジュール

施策 No.	取り組む施策	H25	H26	H27	H28	H29
1	広報・啓発資料作成			継続		
2	転入者・自治会未加入者等への啓発			継続		
3	資源回収業者の協力			継続		
4	プラスチックの燃料化			継続		

## 第6節 適正処理の推進（ごみ処理計画）

### 1. ごみ処理方法及び処理主体

本町から排出されるごみについて、排出者別・ごみ種類別に排出から処理・処分に至る工程ごとに処理主体を明確化した。

◆図表 3-6-1 処理方法及び処理主体

区分	排出	収集運搬	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ	住民	組合	組合	焼却 破碎選別 資源化	組合	埋立処分
事業系ごみ	事業者	事業者				

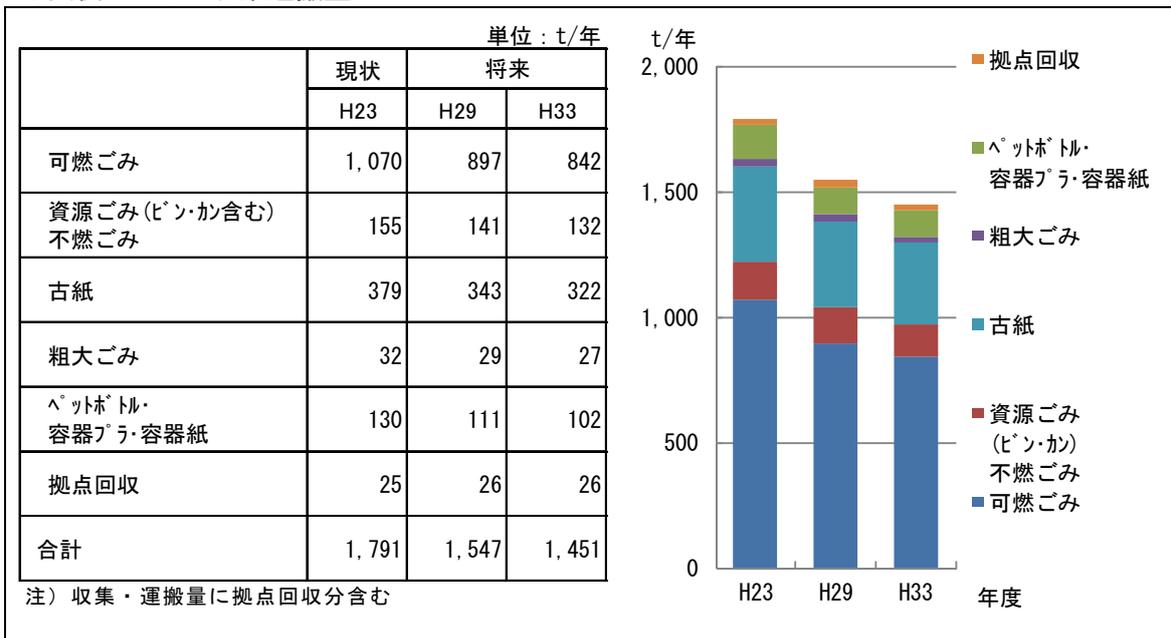
注) 組合が処理主体となる収集運搬や中間処理に委託を含む。

### 2. 収集運搬計画

- ・ 計画収集区域は、行政区域全域とする。
- ・ 収集運搬作業は、排出者である住民とのごみの受け渡しを行うため、行政サービスの向上が図れる収集運搬体制を構築する。
- ・ 高齢化社会を迎えることを踏まえ、福祉のまちづくりを推進できる収集運搬体制を整備する。

#### 2-1 収集運搬量

◆図表 3-6-2 収集運搬量



## 2-2 収集運搬に関する施策

### 施策1 住民サービスの維持・向上 【組合】

ごみの収集・運搬に関し、住民サービスの向上は、収集頻度や収集ステーションを多くすることがあげられるが、一方で、収集・運搬の負担を増やし、ごみ処理経費の増大を招くこととなる。

現在、本町では住民の理解と協力を得てステーション方式による分別排出と収集・運搬を実施しているところであるが、今後、住民の高年齢化が一層進んだ場合、ごみ分別を前提としたごみ出しは困難なものとなる。

今後とも、収集・運搬に関する住民サービスの維持と、行政負担のバランスを考慮して組合において収集・運搬体制を整備していくものとし、本町は組合の施策に協力していくものとする。

なお、収集ステーションは、住民要望により設置しているため、その管理は、地区住民により行うものとする。

### 施策2 収集委託業者指導等 【組合】

本町のごみの収集・運搬は、組合においてすべてのごみ種類について民間業者に委託して実施している。

収集作業は、ごみの受け渡しを直接行うものであるが、時間通りの収集が行われないと住民によるステーション管理も行いにくくなる。

よって、組合において行う収集委託業者への指導、住民の分別徹底の啓発については協力していくものとする。

### 施策3 ごみ分別徹底の啓発等 【本町・組合】

住民が排出するごみは、10種13分別収集している。分別徹底が図れていないと、資源ごみであれば選別処理の困難性が高くなり、再資源化が困難となることも想定される。可燃ごみについては、焼却過程において異物が混入すると装置の破損等を招き、施設の停止や補修費の増加を招くことも想定される。

よって、再資源化の促進と安定した処理を維持していくため、分別徹底を啓発していくものとする。

具体的には、広報、パンフレットによる啓発、さらに施設見学等を行っているところであるが、その他本町においてはホームページへの掲載などを行っていくものとする。

#### 施策4 事業系ごみ収集運搬許可制度の導入 【本町】

事業者が事業活動に伴い排出するごみは、現在、事業者自らが処理施設に搬入するか、あるいは家庭系ごみに含めて排出している。現状、家庭系ごみに排出している事業者は小規模事業者であり、自らが施設に搬入することは困難であると想定され、加えて行政による収集・運搬も財政負担からして困難である。

近年、清掃を業としている事業者や介護を行っている事業者がごみを運搬するケースが増えており、事業系ごみ等の収集・運搬に関し、許可制の導入の必要性も明らかとなっている。

収集運搬に関する許可は、ごみの排出状況と許可する業者の体制・経営状況等から導入の必要性について判断する必要があることから、今後、事業系ごみの搬入状況を鑑みつつ、その制度化について検討を行っていくものとする。

収集運搬許可制度導入の目的と基本方針(案)を以下に示す。

◆図表 3-6-3 収集運搬許可制導入の目的と基本方針（案）

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者が排出する一般廃棄物について、事業者自らの責任による処理を進める。</li> <li>・ ビル清掃業により排出される一般廃棄物は、現状においてビル管理者自らによる運搬が必要であるため、これを業者委託により運搬できるようにするなど、効率的な収集運搬を促進する。</li> <li>・ 家庭系ごみのうち、一時多量ごみなど、通常のごみ収集に排出できないごみの効率的運搬を促進する。</li> </ul>
<p>許可方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法並びに町条例に基づく許可条件を満たしていること。</li> <li>・ 排出事業者に対して分別指導等ができること。</li> <li>・ 施設への搬入において、処理側の負担が軽減できるよう、収集運搬量の平準化（一時保管等の対応）が可能であること。</li> </ul>

#### 施策5 拠点回収モデル事業 【組合】

組合では、収集運搬の効率化とリサイクルの推進を目的として、拠点回収モデル事業を実施している。この事業のねらいは主に収集運搬の効率化である。

今後、モデル事業における住民の利用実態、意向などを調査したうえで、対象品目、拠点エリアの大きさ等を検討し、他地域への普及など資源ごみ収集のあり方について検討を行っていくものとする。



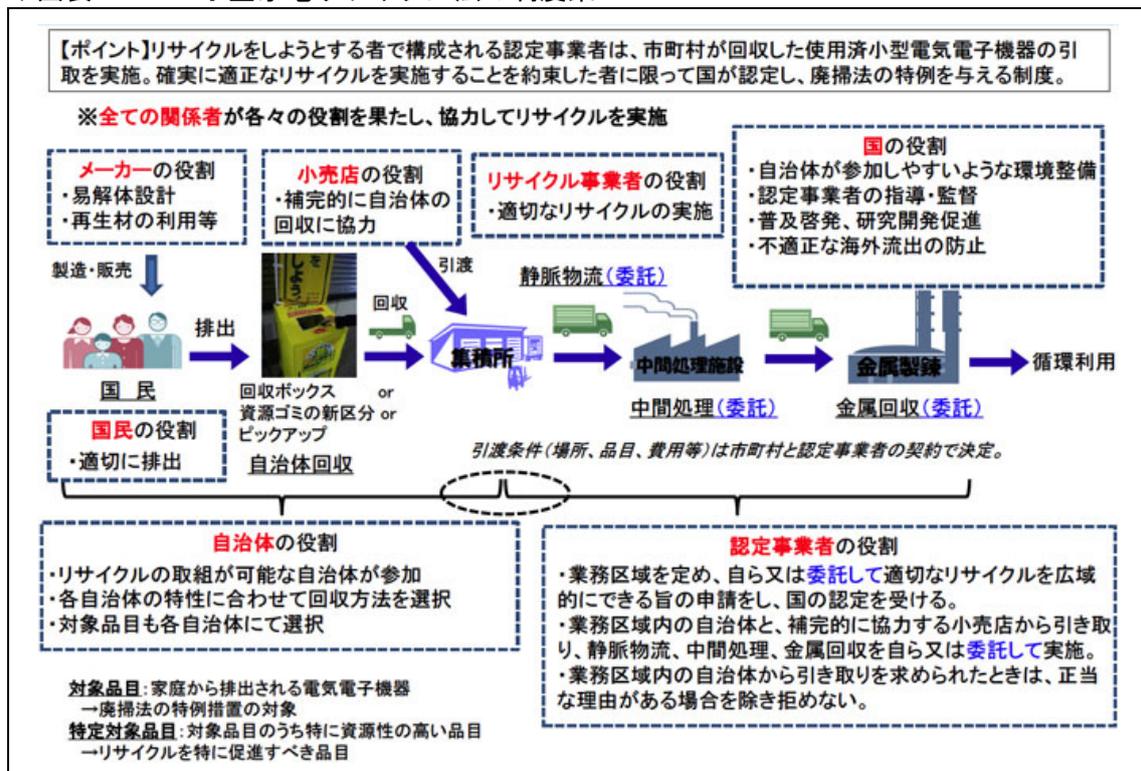
**施策6 小型家電の分別 【組合】**

国においては、循環型社会形成の推進を目的として、平成24年8月3日に「使用済み小型電子機器再資源化促進法」（以下「小型家電リサイクル法」という。）を成立させ、平成25年4月に施行する予定としている。この法律は、携帯電話、デジカメ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などを対象とし、一部の地域や品目での先行的な取組を活かしながら、これらの取組が安定的・継続的に行われるよう制度的に担保することをねらいとしており、リサイクル料金を消費者から徴収せず、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫し、それぞれの実情に合わせた形で参加するといった「促進型」の制度である。

組合では、本法に基づく小型家電類は、ドライヤー、アイロンといった小型電化製品は不燃ごみとして、ビデオデッキ、掃除機、炊飯器といった電化製品は粗大ごみとして分別している。分別収集された小型家電類は、笹畑クリーンセンター（リサイクルプラザ）で破碎・選別等の処理を行い、金属類を回収した後の残渣を最終処分していたため、破碎・選別設備に負荷を与えていた他、回収できない有用物（例えばレアメタル）も最終処分していた。現在、法の施行に対応するため、これら小型家電類は、仕分け作業により回収し、保管している。

以上を踏まえ、今後の法の施行、民間企業あるいは周辺自治体の取組状況から本町に適した小型家電類の分別・回収方法等について組合において検討していくものとする。

◆図表 3-6-4 小型家電リサイクル法の制度案



資料：中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会  
小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済み製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第10回）より

◆図表 3-6-5 収集運搬許可制導入の目的と基本方針（案）

排出方法	収集方法	処理・保管方法	必要なシステム
従来どおり不燃 ごみ・粗大ごみと して分別	現収集体制による	行政により 選別・保管	選別設備の整備 (現状の処理システムの活用等) 保管設備の整備
		選別・保管を 専門業者に委託	委託先の確保 (現有施設は不要とする)
小型家電を資源 ごみとして分別	資源ごみ収集体制を増 強する	行政により保管	保管設備の整備
拠点回収	家電量販店や公共施設 に回収拠点を設置	行政により保管	回収拠点の整備 拠点からの運搬体制の整備 保管設備の整備

### 施策7 福祉向上のための収集サービス 【本町】

高齢者や身体障害者等は、今後、高齢化の進行等により増加が予想されるため、こうした住民への収集サービスについて検討が必要である。

本町の収集方式であるステーション方式は、決められた場所にごみを自ら出す必要があるため、山間部などごみステーションが遠い場合、高齢者や介護が必要な住民、障害のある住民にとっては負担が大きい方式である。こうした住民を対象に、収集サービスの向上を図るため、他自治体では、認定制度による戸別収集が行われている。

本町においても、収集サービスの向上と効率的な収集運搬を図るため、申込み制による戸別収集（ふれあい収集）の導入について組合並びに構成町とともに検討する。なお、介護者が要介護者に代わってごみ出しを行うケースもあるため、介護者あるいは団体等への分別周知も行うものとする。



### 施策8 事業系ごみ処理手数料方式の見直し 【組合】

事業者が事業活動に伴い排出するごみの処理手数料は、従量制により80円/10kgである。

事業系ごみの収集運搬許可制を導入する場合、排出事業者はごみ処理手数料も含めた費用を許可業者に一括して支払う方式が取られている。しかし、こうした契約はごみ排出抑制や分別徹底に対する有料化のインセンティブが働きにくい。

事業系ごみの排出抑制と適正排出を進めるため、事業系有料指定袋の導入を行うとともに、排出事業者がごみ処理の依頼を予め行う制度がとられている。こうした制度は、事業者別の排出指導を可能とし、排出事業者もごみ指定袋の導入により直接コスト意識を持つこととなる。

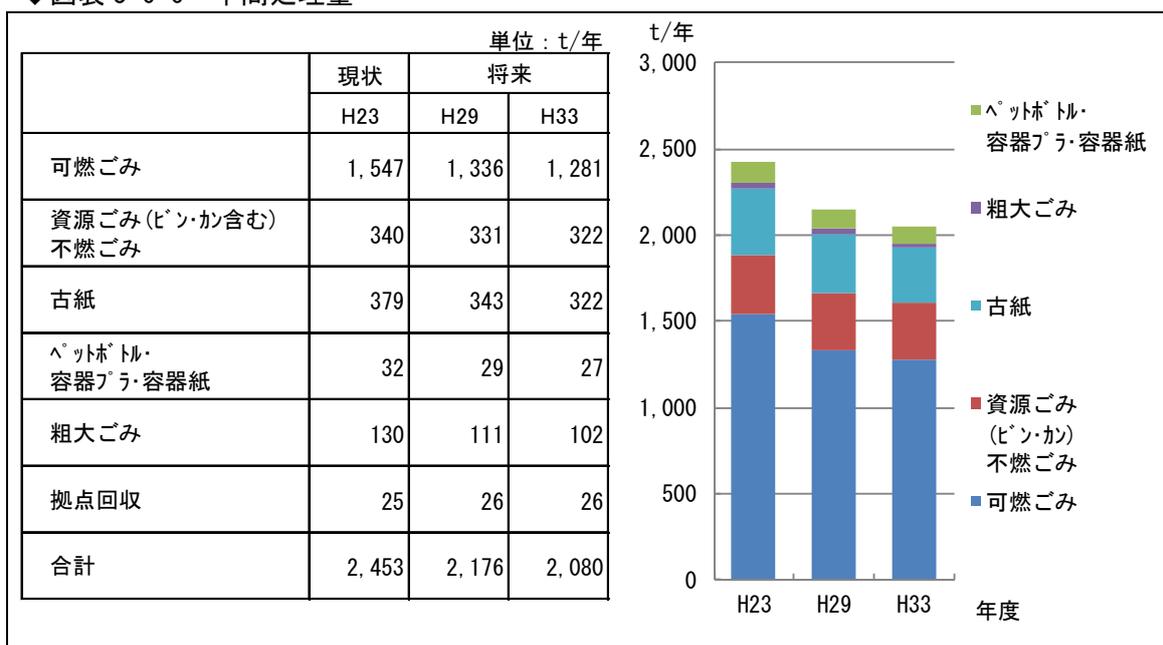
よって、本町管内から排出される事業系ごみに関しては、収集運搬許可制の導入に合わせ、ごみ処理手数料方式の見直しについて検討していくものとする。

### 3. 中間処理計画

- 計画処理区域は、行政区域全域とする。
- ごみ処理が安定かつ長期的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行うものとする。

#### 3-1 中間処理量

◆図表 3-6-6 中間処理量



#### 3-2 中間処理に関する施策

##### 施策1 可燃ごみ適正処理の推進 【組合】

可燃ごみの処理は、平成10年4月に供用開始した笹畑クリーンセンター（ごみ焼却施設）で行っている。当施設は供用後10年以上を経過したことを踏まえ、平成22年度に基幹的設備の更新等を行うことで長寿命化を図っている。今後も引き続き適正処理を進めるため、予期しない破損等により大規模な補修等がないよう、定期的な機能検査の実施と計画的な補修等を行っていくものとする。

長期的には、今後10年程度で更新時期を迎えることとなるため、適正処理と有効利用(焼却排熱の利用)が行える処理体制、処理システムについて、周辺自治体の動向調査、新技術の動向調査を行っていくものとする。

**施策2 資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ適正処理の推進 【組合】**

資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、笹畑クリーンセンター（リサイクルプラザ並びにリサイクルセンター）で処理を行い、資源物の回収と埋立物の減容化を行っている。

継続した資源化と減容化を行うため、定期的な機能検査の実施と計画的な補修計画・設備更新計画を立案し、安定的な処理を行っていくものとする。

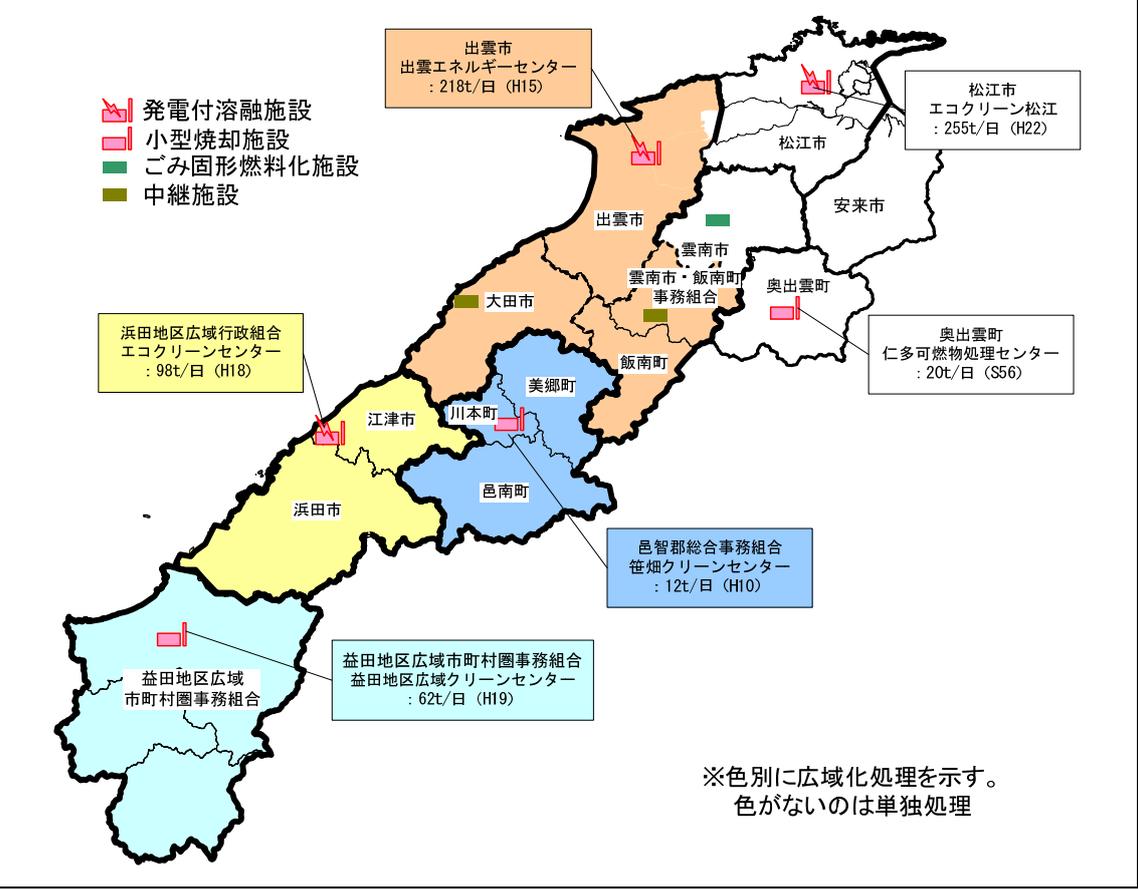
**施策3 可燃ごみ処理の方向性（長期的な対応） 【組合】**

可燃ごみ処理に関しては、平成22年度に現有施設の長寿命化を図り、当面は安定的な処理を推進していくが、長期的には抜本的な見直しが必要である。可燃ごみ処理については、公害防止とエネルギー有効利用（発電等）さらに、処理効率から集約した処理体制の構築が求められており、島根県では、松江市や浜田市、江津市等において、処理に伴い発生する熱エネルギーを有効に利用できる発電付施設を整備運用している。

長期的な対応として、可燃ごみ処理体制については、これまでどおり組合による処理、周辺自治体との共同処理、さらに民間への委託などが想定される。有効利用や効率化からするとさらなる広域処理が有効であると想定されるが、運搬距離の遠方化など課題もある。

よって、周辺自治体の動向を鑑みつつ、組合に最も適した処理体制・処理システムの調査・検討を行っていくものとしており、本町においても組合に協力していくものとする。

◆図表 3-6-7 周辺自治体の可燃ごみ処理体制

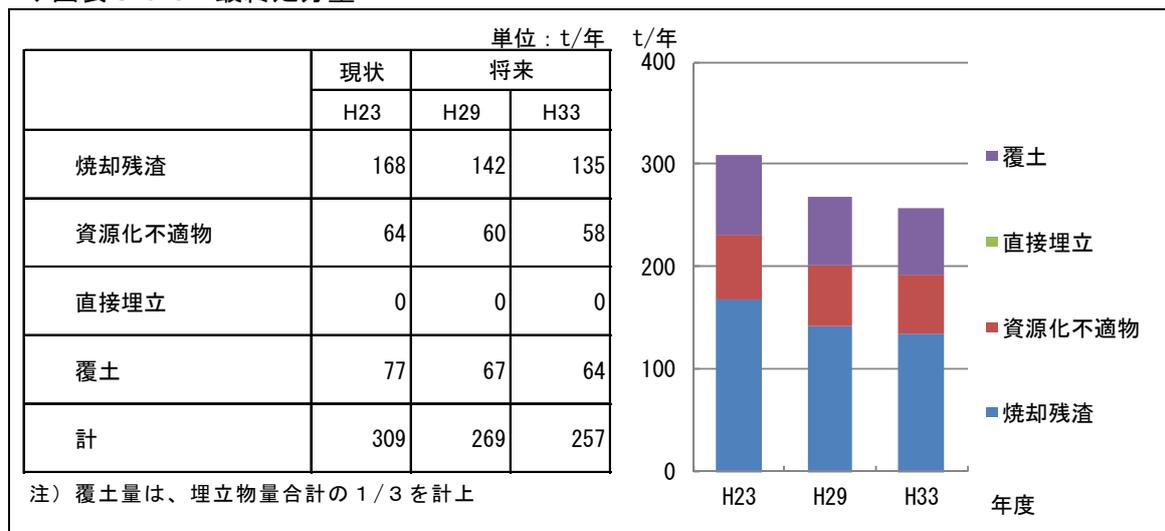


## 4. 最終処分計画

- 計画処理区域は、行政区域全域とする。
- 分別徹底により資源化を促進し、もって最終処分量を削減する。
- 最終処分場の維持管理を引き続き行い、地域環境保全に努める。

### 4-1 最終処分量

◆図表 3-6-8 最終処分量



### 4-2 最終処分に関する施策

#### 施策1 最終処分量の削減 【組合】

最終処分物は、ガラス陶器類や不燃ごみ、粗大ごみの資源化不適物、さらには焼却残渣である。組合の最終処分場は、平成11年度より埋立を開始しているが、ごみの排出抑制や再資源化の促進等による埋立物の削減により、残余容量は6,000m<sup>3</sup>以上(H23年度末)である。そのため、当面は、当処分場での埋立処分を行うものとする。

今後、適正処分を継続し、最終処分量を削減するため、排出者である住民や事業者の分別徹底を啓発・指導すると共に、中間処理施設での減容化を引き続き行っていくこととする。

#### 施策2 最終処分場の維持管理 【組合】

最終処分場の維持管理は、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(平成10年6月16日 総理府・環境省令 第2号)に基づいて行う。

また、最終処分場の機能を維持していくため、定期的な検査と計画的な補修を行い、安定的な処分を行っていくものとする。

## 5. その他の計画

### 5-1 不法投棄対策

不法投棄防止に関しては、各種啓発パンフレットの配布や防止看板の設置等を行うと共に、住民と協力し、ごみが不法投棄されやすい場所に花壇を設置するなど、ごみを捨てにくい環境を創ることに取組むものとする。加えて、警察等関係機関と連携してパトロールを実施していくものとする。



### 5-2 在宅医療系廃棄物対策

家庭から排出される在宅医療系廃棄物の中には、医師等の訪問を伴わずに患者自らが行う医療処置により、感染性のある物質が付着した注射針などが含まれている可能性がある。

他都市の事例では、在宅医療系の注射針がごみ収集者に刺さる事件があるなど、在宅医療系廃棄物による事故を防ぐためにも、安全で適切な廃棄システムを構築する必要がある。

在宅医療系廃棄物は、原則として医療機関・販売業者等を通じ、専門業者等で処理を行うものとしている。そのため、適正処理について、医療機関に要請するものとし、収集運搬及び処理については行わないものとしている。



### 5-3 災害廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められる。そのため、その処理体制を構築する必要がある。

本町では、「地域防災計画」を策定しており、その計画に従って処理等を行っていくものとする。

また、必要に応じ、島根県、公益社団法人全国都市清掃会議及び関係業界団体を通じて近隣市町、関係業者へも応援を依頼し、ごみの収集、運搬、処分を委託する。そのため、関係機関との連携を図っていくものとする。

### 5-4 温暖化防止対策

地球温暖化を防止するため、化石燃料の使用量を減らし、施設の更新にあたっては、エネルギー回収ができるよう努める。

また、組合管内のごみ処理施設から排出する二酸化炭素排出量を把握し、削減目標に取り組むため地球温暖化対策実行計画を策定する。



## 第7節 その他の計画

---

### 1. 施策推進のための体制づくり

ごみの発生・排出削減や再資源化の促進は、排出者である住民や事業者が積極的に取り組むことから始まる。そのためには、行政も加えた三者による協働が不可欠である。そのため、行政と住民・事業者をつなぐ協議会等の体制が不可欠である。

具体的には、住民、事業者、行政による協議会等により住民、事業者への施策に反映していくものとする。

### 2. 事業者の協力

ごみ減量のため、製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備について島根県・国等の関係各機関への要請を行っていく。

また、同時に本町管内の流通・販売事業者に対しても、過剰包装の自粛や資源ごみ回収等の取組を行うよう要請していくものとする。

さらに、本町管内から排出されるごみの減量・再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠である。そのため、島根県下において登録されている廃棄物再生事業者等に対して、ごみ資源化への協力要請を行うとともに、管内の廃棄物再生事業者による安定した再資源化等を支援していくものとする。

### 3. 地域の諸計画との関連

本計画の上位計画として、本町が策定した総合振興計画、島根県が策定した「しまね循環型社会推進計画」が位置づけられる。

こうした関連計画は、本町にとって大局的なごみ処理の方向性を示すものであることから、これらの諸計画を鑑みた上で、本計画の見直しや実施計画を策定していくものとする。

また、ごみの量、質を変化させる要因となり得る諸計画については、あらかじめその動向に注視し、必要に応じて対応していくものとする。

## 第4章

# 生活排水処理基本計画



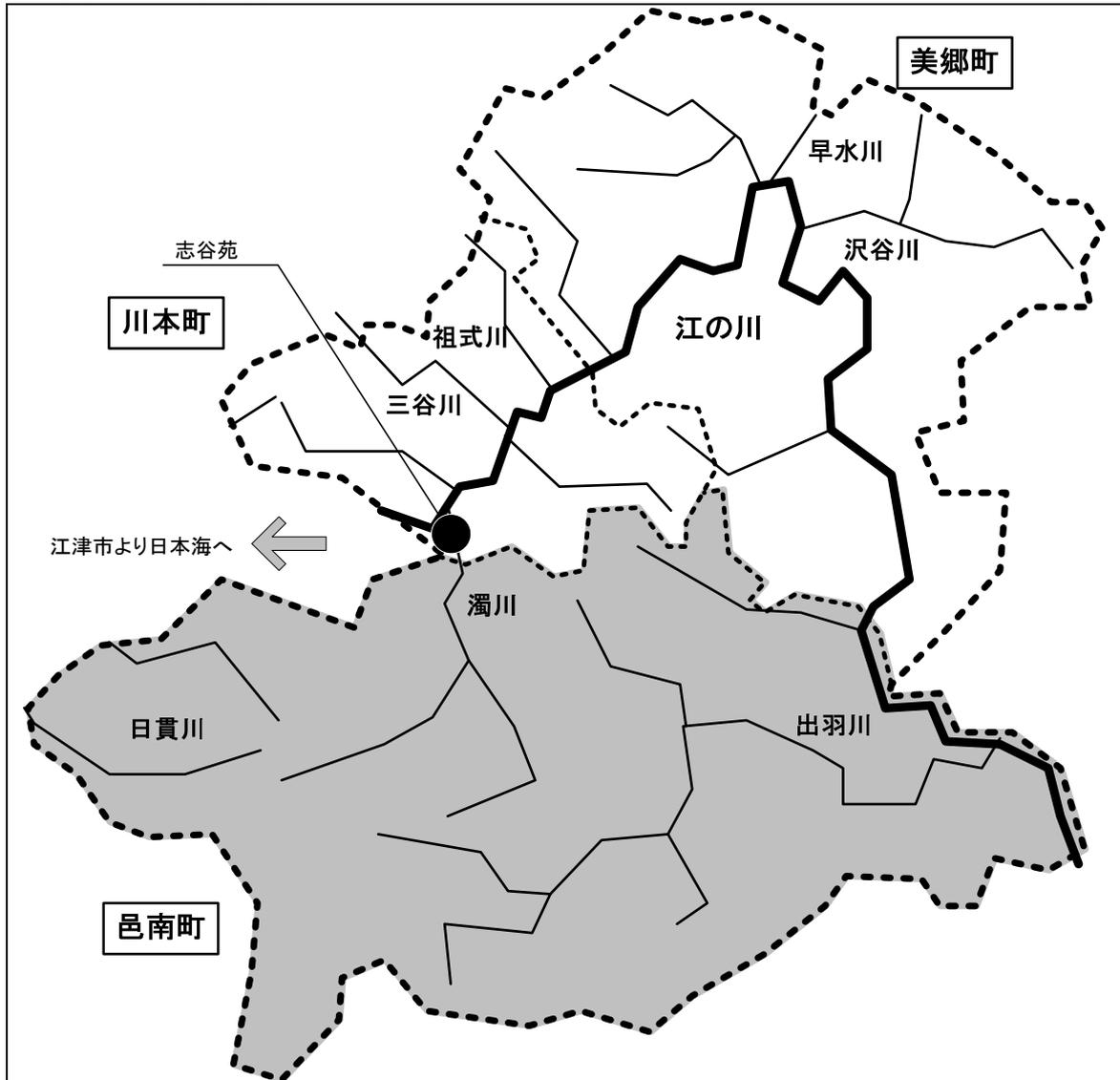
# 第1節 水環境・水質保全の状況

## 1. 水環境の状況

本町は一級河川江の川水域にある。江の川は、本町の南東で流入したのち、美郷町、川本町と流下し、江津市から日本海に注いでいる。

その他の河川は、江の川に流入する出羽川、濁川、日貫川等である。

◆図表 4-1-1 本町周辺の河川

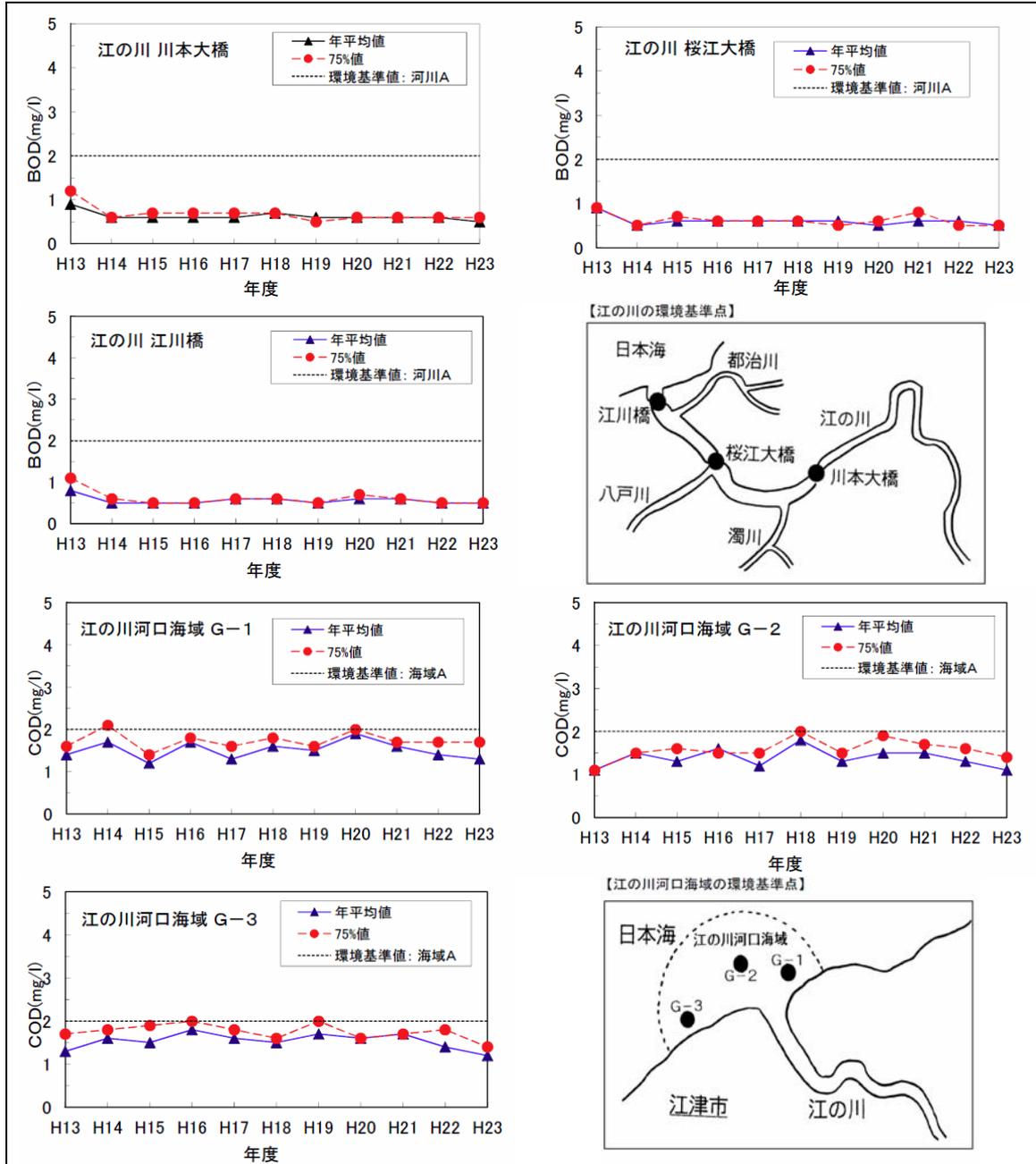


## 2. 水質の状況

本町を流れる江の川における水質状況を図表4-1-2に示す。

江の川の水質は、川本町川本大橋地点において生物化学的酸素要求量(BOD)が環境基準値(2mg/L)の1/2程度と良好な状況にある。また、江の川の河口部でも環境基準値を満たしている。

◆図表 4-1-2 江の川の水質



### ※水質汚濁に関する指標

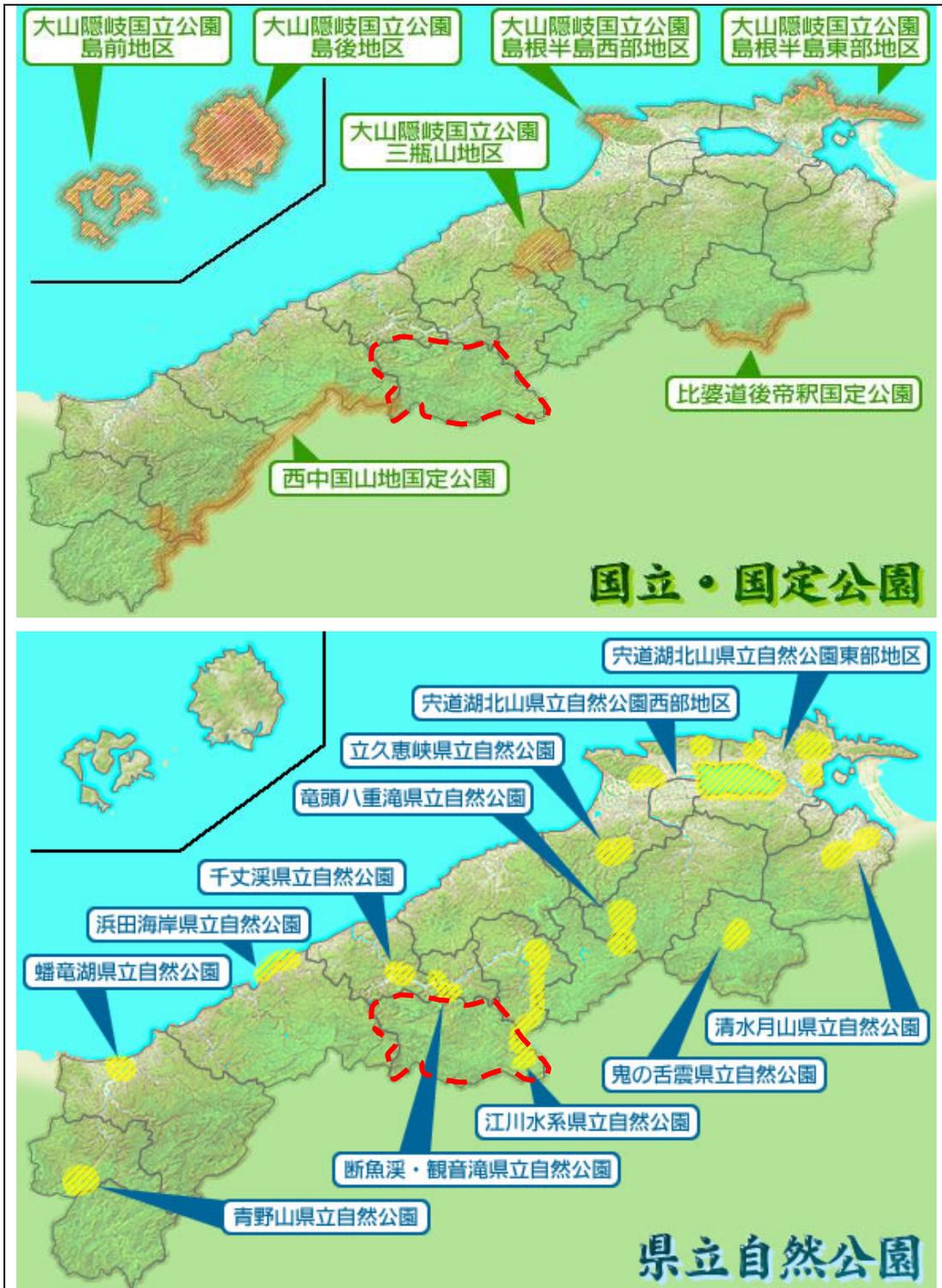
- 河川域の水質に関する有機物汚濁の指標は、生物化学的酸素要求量(BOD)とされている。なお、海域はプランクトンが息息するため、化学的酸素要求量(COD)とされる。
- 江の川の環境基準は、河川域、海域ともA類型の指定を受けており、BOD、CODとも2mg/Lである。(環境基準は、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき設定されており、行政上の政策目標とされている。)

### 3. 水質保全に関する地域

本町は豊かな自然に恵まれており、3つの自然公園が存在する。

南西は西中国山地国定公園の東端の一部に指定されている。また、川本町、江津市桜江町地域の境界付近には断魚溪・観音滝県立自然公園があり、美郷町の北から本町の東までまたがって南北に細長く江川水系県立自然公園がある。

◆図表 4-1-3 自然公園の指定状況



資料：島根県ホームページ

## 第2節 生活排水処理の現状と課題

### 1. 清掃事業の歴史的変遷

本町のし尿処理においては、旧邑智郡町村で邑智郡環境衛生組合を設立（旧桜江町は途中から加入）し、共同処理を行っていた。その後、平成6年4月に邑智町川本町清掃組合（川本町、旧邑智町）及び邑南地区ごみ処理組合（旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）の統合により邑智郡町村総合事務組合が設立したことをうけて、邑智郡環境衛生組合よりし尿処理事務を継承した。平成16年10月には、構成町村が市町村合併したことにより名称を邑智郡町村総合事務組合から邑智郡総合事務組合に変更し、江津市と合併した旧桜江町が組合から脱退した。現在は、江津市桜江町地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、委託により組合が処理を行っている。

し尿処理施設については、邑智郡環境衛生組合により昭和42年に共同処理施設を建設、昭和52年に新施設に更新し、適正処理を行ってきた。平成9年4月に新しいし尿処理施設「志谷苑」を供用開始し、現在まで処理を行っている。なお、平成15年3月にはダイオキシン類対策特別措置法により処理場の焼却設備の維持管理の負担が増加することとなったため、負担軽減と汚泥の資源化を目的として汚泥搬出設備を新設し、脱水汚泥を外部委託処理している。加えて、平成22～23年には浄化槽汚泥比率の上昇に対応するため、処理設備の一部改造工事を行った。

◆図表 4-2-1 し尿処理の変遷

年 月	内 容
S41.5	○ 邑智郡環境衛生組合設立（川本町、旧邑智町、旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）
S42.8	○ し尿処理施設竣工、供用開始
S44.11	○ 邑智郡環境衛生組合設立に旧桜江町が加入
S52.10	○ 新し尿処理施設の更新、供用開始
H6.4	○ 邑智郡町村総合事務組合を設立（邑智郡環境衛生組合よりし尿処理事務を継承）
H9.4	○ 新し尿処理施設の更新、供用開始
H15.3	○ 汚泥搬出設備の新設・改造
H16.10	○ 町村合併に伴い組合名を邑智郡総合事務組合に変更 （旧桜江町は江津市に合併し組合を脱退）
H22～H23	○ 反応槽を汚泥処理対応のため設備を一部改造

## 2. 生活排水処理の流れ

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、本町の許可する業者によって収集・運搬が行われ、石見地域の農業集落排水施設から排出される汚泥（以下「集排汚泥」と言う。）以外は、組合が処理・処分を行っている。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設「志谷苑」に搬入し、衛生処理を行っている。処理後の処理水を地先水域へ放流するとともに、処理過程で発生したし渣及び沈砂は組合の笹畑クリーンセンター（最終処分地施設）に搬入し、し渣は焼却処理後に残渣を埋立処分、沈砂は直接埋立処分としている。脱水汚泥は民間委託により資源化している。

なお、石見地域の集排汚泥は特定環境保全公共下水道の石見浄化センターにおいて脱水処理され、処理後の脱水汚泥は民間委託によりコンポスト化されている。

### ※生活排水処理形態別人口等の名称

①公共下水道人口	⇒ 「公共下水道人口」
②集落排水処理施設人口	⇒ 「集落排水人口」
③補助事業による小型合併処理浄化槽人口	⇒ 「補助合併人口」
④小規模集合排水処理人口	⇒ 「小規模集排人口」
⑤簡易排水処理人口	⇒ 「簡易排水人口」
※④⑤を併せて「小規模集排等人口」とする。 ※以上を総称して『政策的人口』とする。	
⑥その他の合併処理浄化槽人口	⇒ 「その他合併人口」
⑦単独処理浄化槽人口	⇒ 「単独浄化槽人口」
⑧汲み取りトイレ人口	⇒ 「し尿収集人口」
⑨自家処理人口	⇒ 「自家処理人口」

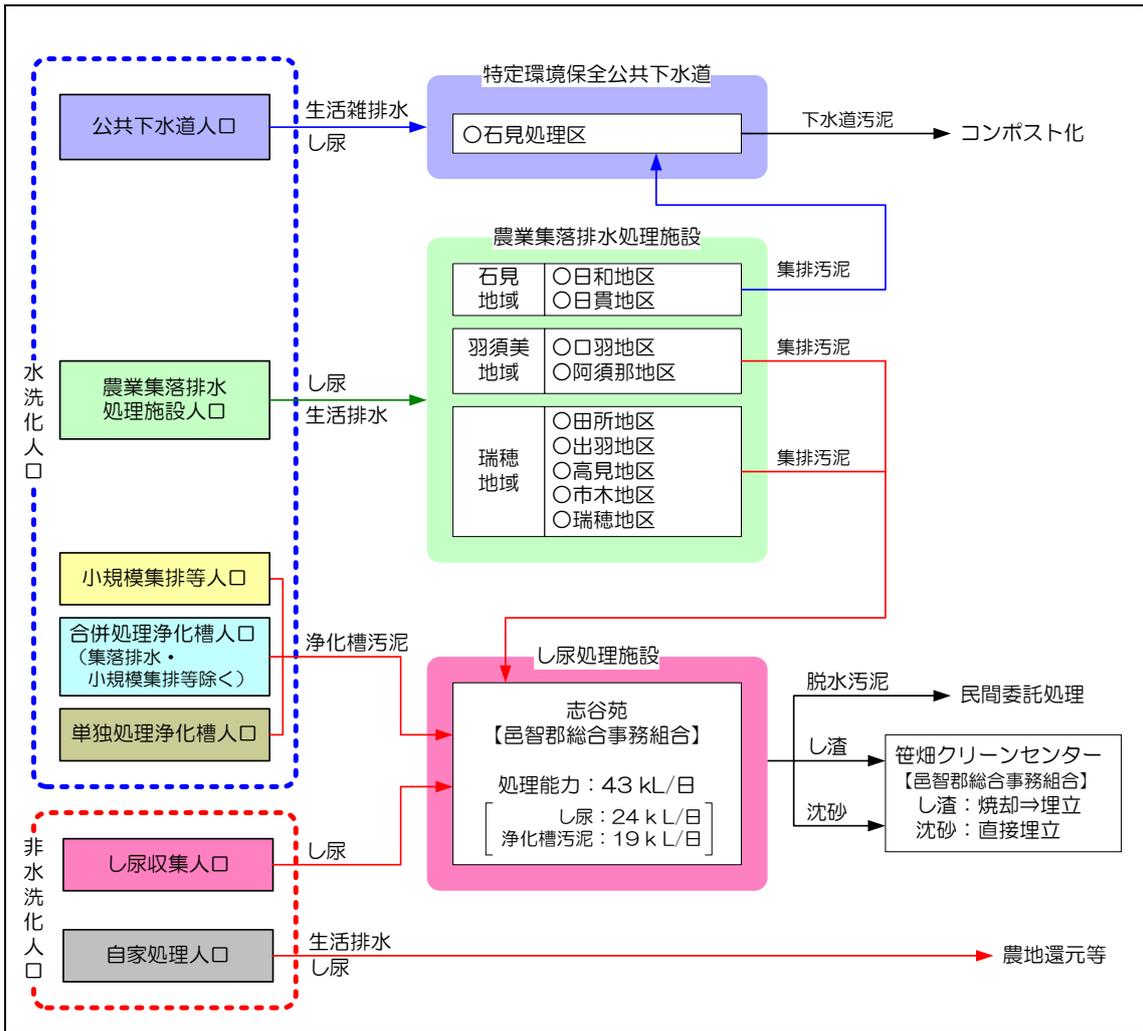
### ※し尿等の名称

①汲み取りトイレの生し尿	⇒ 「し尿」
②単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の汚泥	⇒ 「浄化槽汚泥」
③浄化槽汚泥のうち、集落排水処理施設の汚泥	⇒ 「集排汚泥」
④公共下水道の汚泥	⇒ 「下水道汚泥」
⑤し尿処理施設の前処理で回収される夾雑物	⇒ 「し渣」
⑥し尿処理施設の貯留工程で回収される砂分等	⇒ 「沈砂」
⑦し尿処理施設の主処理工程で回収される汚泥	⇒ 「余剰汚泥」
⑧脱水後の「余剰汚泥」	⇒ 「脱水汚泥」

### ※浄化槽

- 浄化槽法において「浄化槽」とは、いわゆる合併処理浄化槽のことを示すが、本計画においては、「合併処理浄化槽」ということとした。
- なお、集落排水処理施設の終末処理場は、浄化槽法に規定される浄化槽であるが、ここでは、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設など、細分化して表現するものとした。
- また、単独処理浄化槽は、現存する浄化槽について表現するものとした。

◆図表 4-2-2 生活排水の処理の流れ（平成 24 年度）



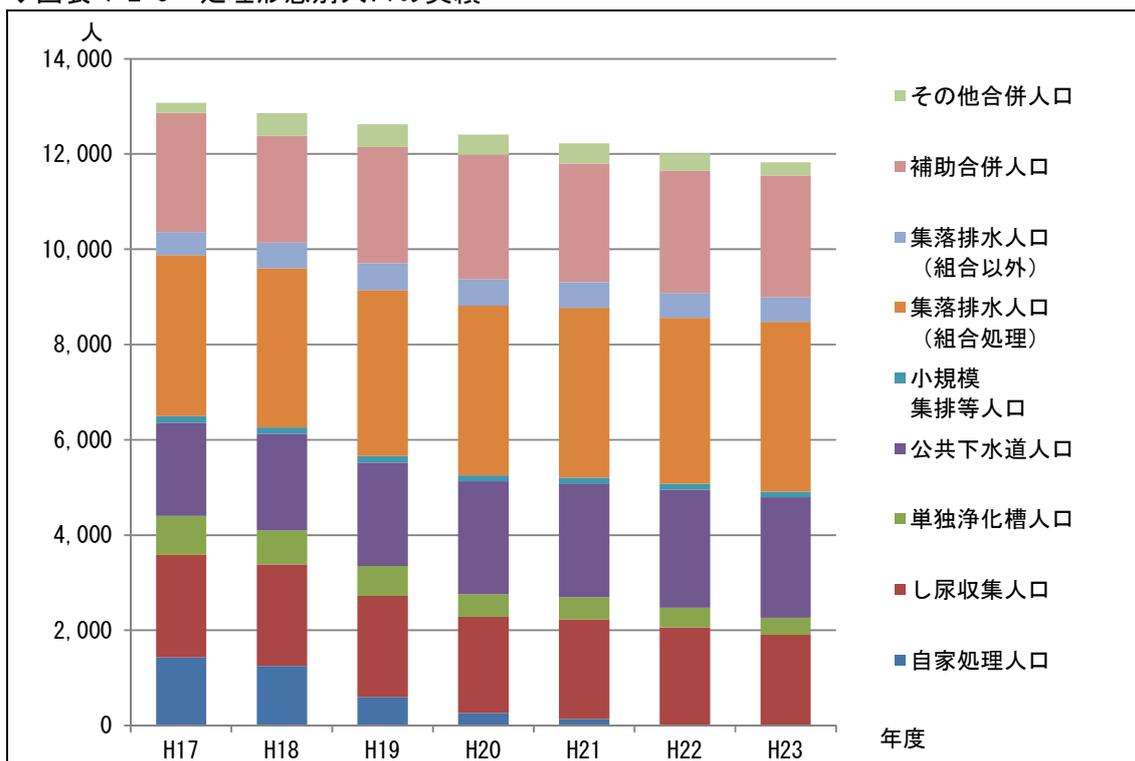
### 3. 処理形態別人口

#### 3-1 処理形態別人口の実績

本町の処理形態別人口は、公共下水道人口や合併処理浄化槽人口の増加により、自家処理人口、し尿収集人口、単独浄化槽人口は減少している。

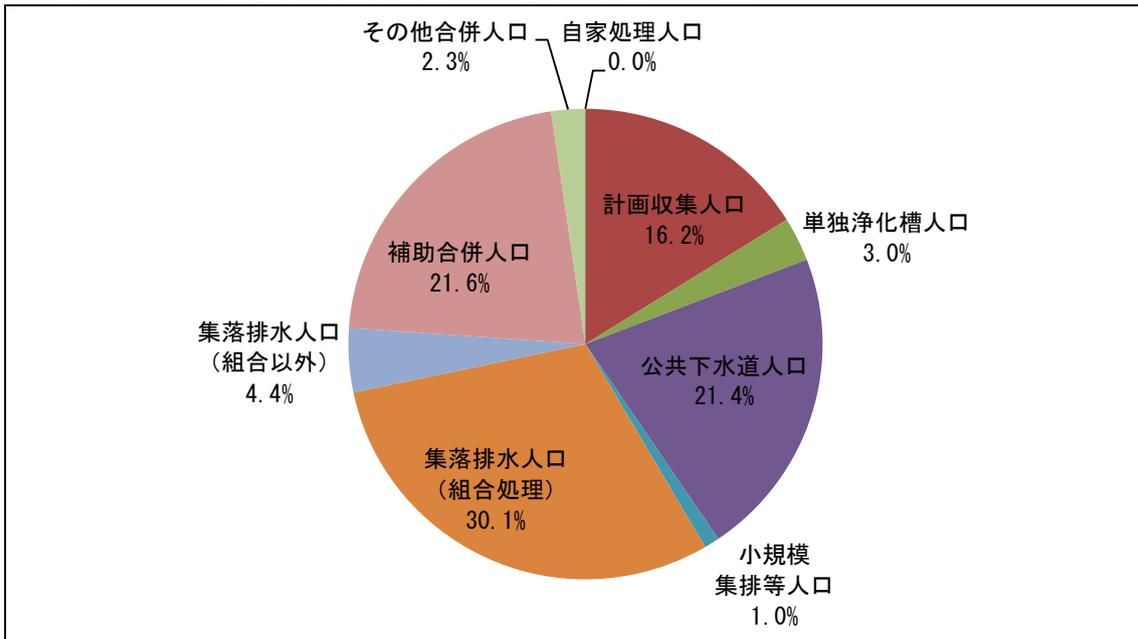
公共下水道等、生活雑排水（台所やお風呂の排水）を処理している人口の割合（生活排水処理率）は平成23年度において80.8%である。

◆図表 4-2-3 処理形態別人口の実績



項目	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
行政区域内人口 (3月末)	[人]	13,077	12,858	12,622	12,409	12,223	12,016	11,825
処理区域内人口	[人]	13,077	12,858	12,622	12,409	12,223	12,016	11,825
非水洗化人口	[人]	3,589	3,383	2,723	2,285	2,235	2,065	1,908
し尿収集人口	[人]	2,157	2,131	2,122	2,020	2,097	2,065	1,908
自家処理人口	[人]	1,432	1,252	601	265	138	0	0
水洗化人口	[人]	9,488	9,475	9,899	10,124	9,988	9,951	9,917
公共下水道人口	[人]	1,960	2,033	2,175	2,373	2,374	2,478	2,527
浄化槽人口	[人]	7,528	7,442	7,724	7,751	7,614	7,473	7,390
小規模集排人口	[人]	136	135	135	124	134	123	123
農業集落排水人口	[人]	3,865	3,878	4,050	4,121	4,102	4,006	4,081
組合処理	[人]	3,379	3,343	3,490	3,560	3,567	3,489	3,561
組合以外	[人]	486	535	560	561	535	517	520
合併処理浄化槽人口	[人]	2,715	2,718	2,914	3,032	2,915	2,933	2,828
補助合併人口	[人]	2,502	2,243	2,439	2,608	2,494	2,569	2,553
その他合併人口	[人]	213	475	475	424	421	364	275
単独浄化槽人口	[人]	812	711	625	474	463	411	358
合計 (し尿集計総人口)	[人]	13,077	12,858	12,622	12,409	12,223	12,016	11,825
生活排水処理率		66.3%	68.2%	73.5%	77.8%	77.9%	79.4%	80.8%

◆図表 4-2-4 生活排水処理形態別人口割合（平成 23 年度）



### 3-2 公共下水道

公共下水道は、石見処理区の 1 処理区で整備し、平成27年度を目標に整備を進めている。

◆図表 4-2-5 公共下水道事業整備状況

		石見処理区
全体計画	処理面積 (ha)	215
	処理人口 (人)	4,570
	処理水量 (日最大 m <sup>3</sup> /日)	2,510
事業認可	処理面積 (ha)	201
	処理人口 (人)	2,570
	処理水量 (日最大 m <sup>3</sup> /日)	2,350
	処理能力 (日最大 m <sup>3</sup> /日)	2,160
	供用開始年月日	H11. 4. 1
平成 23 年度実績	処理面積 (ha)	189.4
	処理人口 (人)	2,892
	処理能力 (日最大 m <sup>3</sup> /日)	2,600

### 3-3 農業集落排水

農業集落排水施設は、9 処理区を整備し、いずれの処理区も既に整備事業が完了し供用を開始している。

◆図表 4-2-6 農業集落排水処理の整備状況

	口羽地区	阿須那地区	田所地区	出羽地区	高見地区
処理面積 (ha)	17	16	20	23	22
処理人口 (人)	575	365	435	402	538
処理水量 (日最大 m <sup>3</sup> /日)	300	271	300	320	238
供用開始年月日	H13. 4. 1	H16. 4. 1	H4. 4. 1	H4. 8. 1	H10. 8. 1

	市木地区	瑞穂地区	日和地区	日貫地区
処理面積 (ha)	60	46	21	8
処理人口 (人)	595	1,711	580	240
処理水量 (日最大 m <sup>3</sup> /日)	297	677	191	112
供用開始年月日	H10. 10. 1	H14. 4. 1	H11. 4. 1	H16. 10. 1

### 3-4 合併処理浄化槽

本町では、公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外における生活排水処理を進めるため、市町村設置型合併処理浄化槽の設置を行っている。

◆図表 4-2-7 浄化槽設置基数

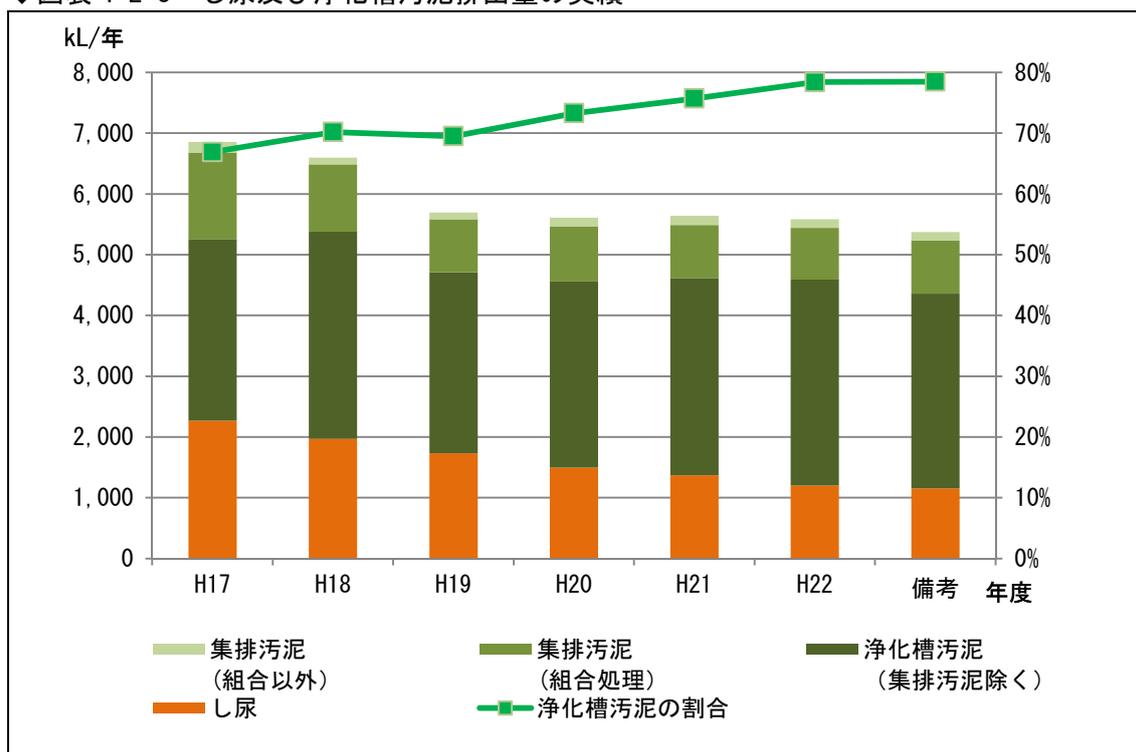
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
基数	71	50	42	29	24	19

#### 4. し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

##### 4-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

本町のし尿の排出量は年々減少しており、平成 23 年度において 1,157kL である。浄化槽汚泥の排出量は概ね横ばい傾向であり、平成 23 年度は 4,215kL（集排汚泥含む）である。これらの構成割合は、平成 23 年度においてし尿 21.5%、浄化槽汚泥 78.5%であり、浄化槽汚泥の割合が年々高くなっている。

◆図表 4-2-8 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績



	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
し尿	[kL]	2,271	1,967	1,734	1,497	1,369	1,203	1,157
浄化槽汚泥(集排汚泥除く)	[kL]	2,986	3,414	2,977	3,061	3,248	3,387	3,202
集排汚泥(組合処理)	[kL]	1,423	1,106	873	908	872	854	876
集排汚泥(組合以外)	[kL]	176	108	108	144	155	137	137
合計	[kL]	6,856	6,595	5,692	5,610	5,644	5,581	5,372

#### 4-2 し尿及び浄化槽汚泥の性状

志谷苑に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥は、計画条件に比べ各項目の濃度は希薄になっている。

◆図表 4-2-9 し尿及び浄化槽汚泥の性状

		単位	計画条件	H23
搬入し尿	BOD	[mg/L]	11,000	9,500
	COD	[mg/L]	6,500	5,300
	SS	[mg/L]	14,000	5,000
	T-N	[mg/L]	4,200	2,900
搬入浄化槽汚泥	BOD	[mg/L]	3,500	2,600
	COD	[mg/L]	3,000	1,700
	SS	[mg/L]	7,800	6,400
	T-N	[mg/L]	700	440

資料：精密機能検査報告書

#### 4-3 収集運搬体制

本町より排出されるし尿及び浄化槽汚泥、集排汚泥の収集・運搬は、本町の許可業者により行われている。なお、浄化槽の保守点検は、同じ業者により収集・運搬と同時に行われている。

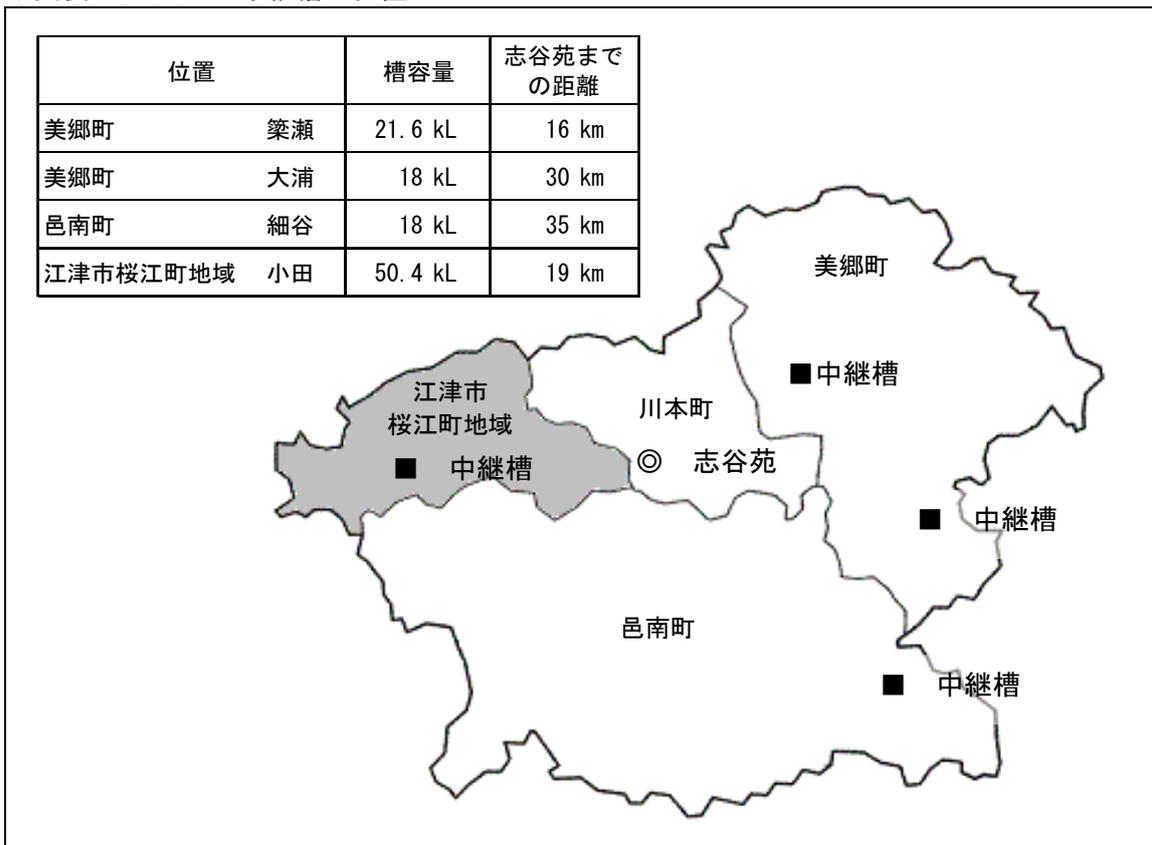
収集・運搬は、バキューム車により1回/月（1世帯当たり）の頻度で行われている。収集手数料は、地域ごとに異なった料金となっており、113～141円/18Lである。

◆図表 4-2-10 収集運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
形態	許可（1社）	許可（1社）
車 輛	バキューム車：7台（積載量 22.3kL）	バキューム車：7台（積載量 22.3kL）
頻 度	1回/月（1世帯当たり）	
収集手数料 （18Lあたり）	邑南町（羽須美地域：141円，瑞穂地域：134円，石見地域：128円） ※石見地域の集排汚泥（石見浄化センターまでの運搬）：113円	

また、収集の効率を高めるため中継槽を利用し、志谷苑へ運搬している。本町においても1カ所の中継槽を設置している。

◆図表 4-2-11 中継槽の位置



#### 4-4 中間処理の状況

本町管内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設「志谷苑」で処理している。志谷苑は平成9年4月に供用を開始した施設で、公称能力は43kL/日である。

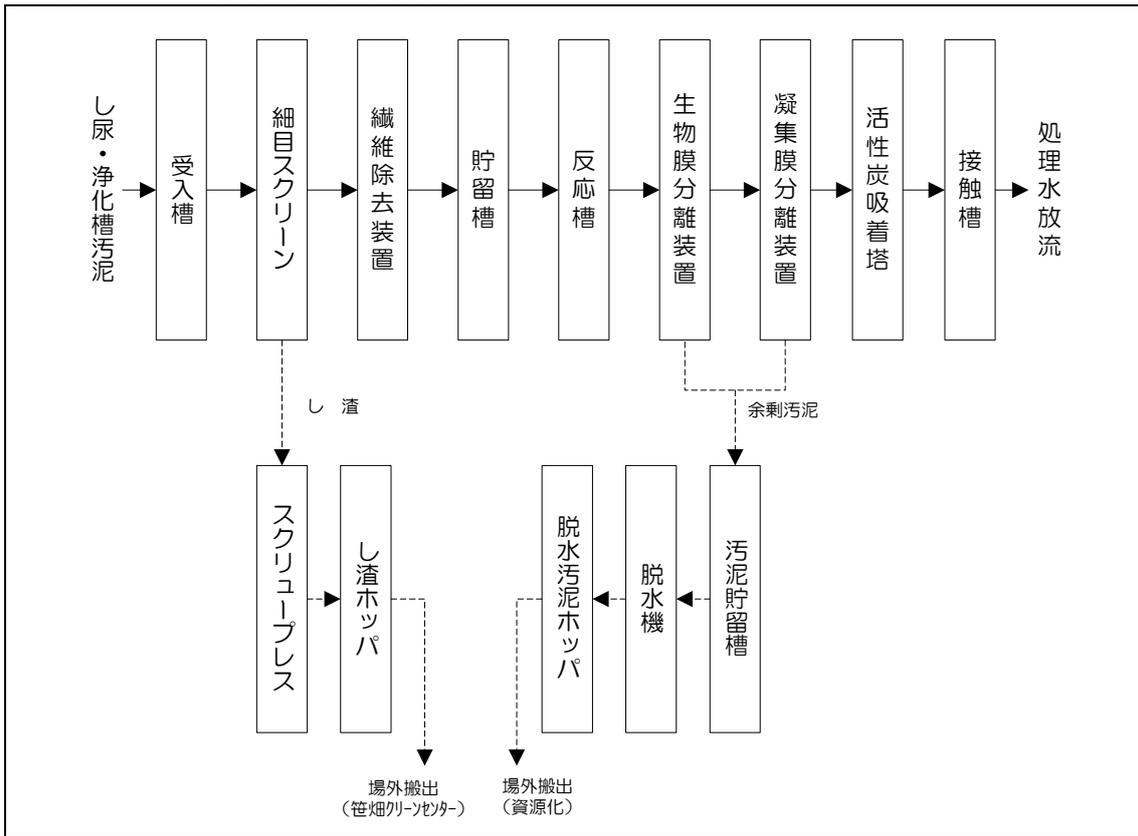
志谷苑の処理方式は、希釈水が不要で排水量が少なく、放流河川への負荷の少ない膜分離高負荷脱窒素処理方式である。計画処理量は、し尿が24kL/日、浄化槽汚泥が19kL/日である。

処理工程において、処理水以外にし渣、沈砂、余剰汚泥が発生する。余剰汚泥は脱水機で脱水汚泥としたあと場外搬出し、民間委託により資源化している。し渣、沈砂については、組合の管理する笹畑クリーンセンターに搬入し、し渣は焼却処理後に、沈砂は直接埋立処分している。

◆図表 4-2-12 施設の概要

施設名	志谷苑
所在地	島根県邑智郡川本町大字因原701番地1
敷地面積	約5,254 m <sup>2</sup>
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
公称能力	43kL/日（し尿24kL/日、浄化槽汚泥19kL/日） 貯留槽（し尿100m <sup>3</sup> 、浄化槽汚泥80m <sup>3</sup> 、予備260m <sup>3</sup> ）
供用開始	平成9年4月（平成14年度改造：汚泥搬出設備） （平成22～23年度：反応槽を一部改造）
管理体制	委託（維持管理人員：4人）

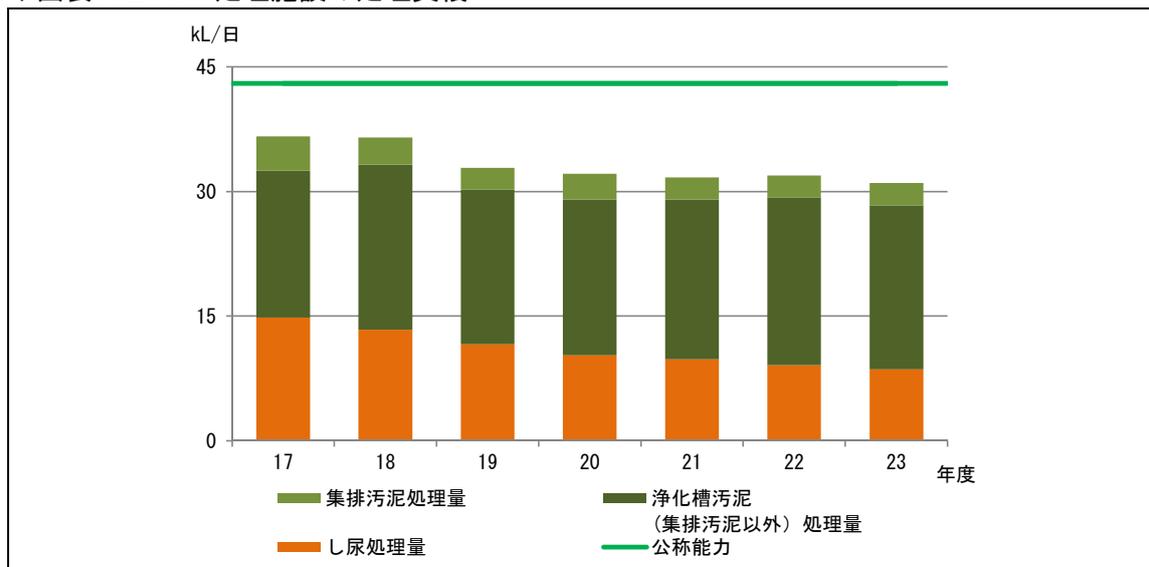
◆図表 4-2-13 志谷苑における処理フロー



志谷苑の処理対象物は、組合管内で発生するし尿及び浄化槽汚泥のうち、組合構成町が独自で処理している集排汚泥を除いたものと、受託処理している江津市桜江町地域のし尿及び浄化槽汚泥（集排汚泥除く）である。

処理量は年々減少し、平成 23 年度は江津市桜江町地域分を含め 30.99kL/日と公称能力の 72% である。処理内訳をみると、浄化槽汚泥の割合が増加し、平成 23 年度では、70%以上が浄化槽汚泥である。

◆図表 4-2-14 処理施設の処理実績



#### 4-5 最終処分の状況

志谷苑のし尿処理工程で発生する余剰汚泥は、脱水処理した後、民間業者への委託処理により資源化している。

また、し渣及び沈渣は、組合が管理する笹畑クリーンセンターに搬入し、沈砂は直接埋立、し渣は焼却処理後に埋立処分している。なお、脱水汚泥の資源化は、志谷苑の焼却炉休止に伴い平成 15 年 6 月から行っており、それ以前は脱水汚泥及びし渣を志谷苑の焼却設備で焼却処理したうえで埋立処分としていた。

平成 23 年度における資源化量は 523 t、し渣焼却灰量は 1 t、埋立処分した沈砂量は 2 t である。

◆図表 4-2-15 資源化量と最終処分の実績 (組合合計)

	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
資源化量 (脱水汚泥)	[t]	754	714	573	579	562	544	523
最終処分	し渣焼却灰	[t]	2	2	1	1	1	1
	沈砂	[t]	2	2			5	3
	合計	[t]	4	4	1	1	6	4

#### 4-6 し尿処理行政の組織

本町におけるし尿処理行政の担当部署は町民課である。

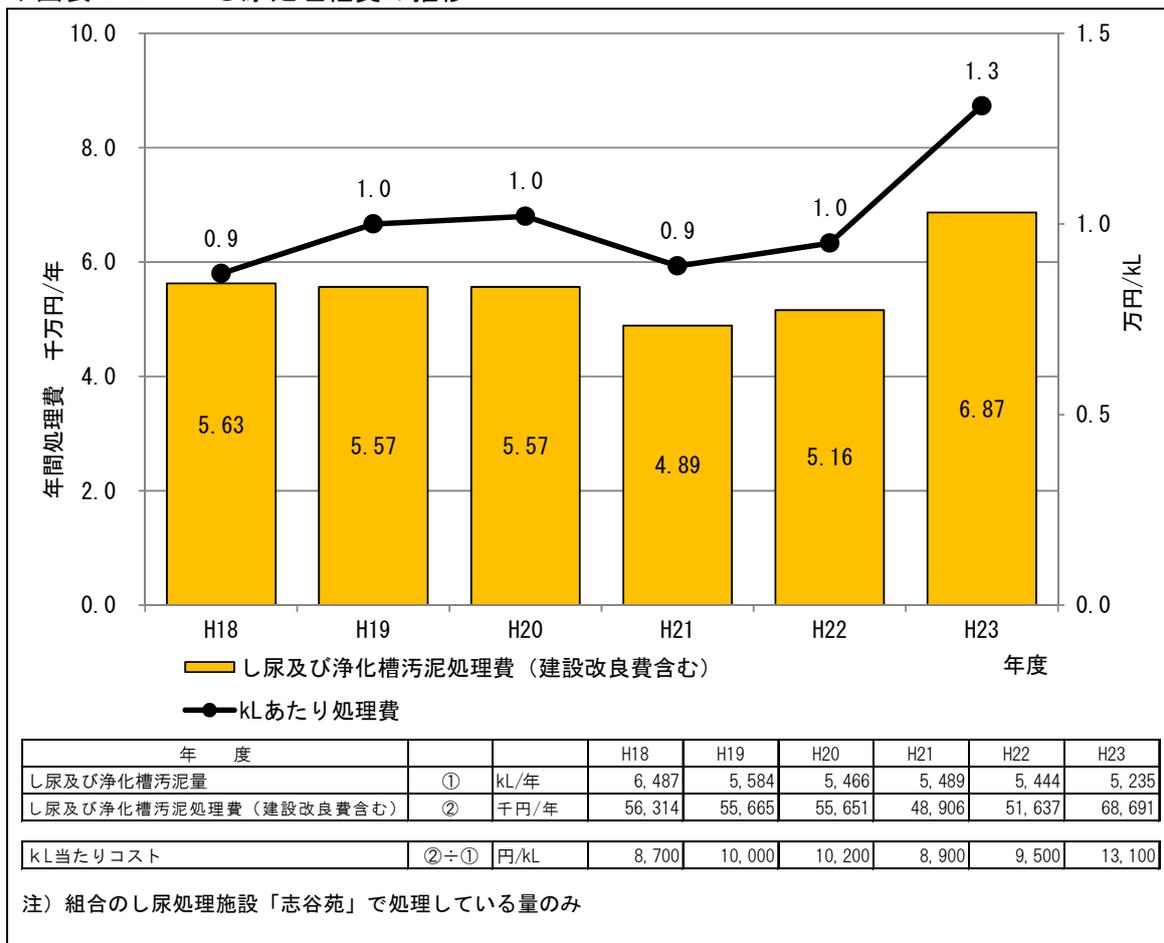
◆図表 4-2-16 し尿処理行政の組織及び事務分掌

町民課	
○	環境衛生に関すること。
○	廃棄物処理に関すること。
○	環境保全、水質保全、公害防止に関すること。

#### 4-7 し尿処理に要する経費

本町における建設・改良費を除く 1 kL 当り年間処理経費は、平成23年度において約13,000円 /kLである。

◆図表 4-2-17 し尿処理経費の推移



## 5. 関係市町村の動向

周辺自治体のし尿処理体制は、組合による共同処理としている自治体もあるが、市町村が合併により単独で処理している自治体が多くみられる。

◆図表 4-2-18 し尿処理体制の状況（平成 24 年度）

自治体	し尿処理体制	施設状況
松江市	単独処理	川向クリーンセンター：70kL/日（H10）
安来市	単独処理	安来市対仙浄園し尿処理場：50kL/日（H3）
奥出雲町	雲南環境衛生組合	雲南クリーンセンター：90kL/日（H4）
雲南市		
飯南町		
出雲市	単独処理	出雲環境センター：193kL/日（H16）
大田市	単独処理	大田し尿処理場：73kL/日（H7）
川本町	邑智郡総合事務組合	志谷苑：43kL/日（H9）
美郷町		
邑南町		
浜田市	単独処理	浜田浄苑：125kL/日（H8）
江津市	単独処理	江津浄化センター：40kL/日（H元）
益田市	単独処理	久城が浜センター：108kL/日（H4）
吉賀町	鹿足郡事務組合	し尿処理施設（クリーンパルにちはら）： 27kL/日（S59）
津和野町		

## 6. 生活排水処理に関する課題

### 6-1 生活排水処理の向上

本町の生活排水を処理していないし尿収集人口及び単独浄化槽人口は約 20%である。公共用水域への汚濁負荷を低減させるためには、引き続き公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設の整備あるいは活用が不可欠である。

今後とも一層の水環境の保全に努めるとともに、生活排水の適正な処理、汚水衛生処理率の向上を図っていくことが必要である。

### 6-2 生活排水処理対策の啓発

本町の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く住民に啓発し、また台所などの発生源における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要がある。

### 6-3 し尿処理施設の運転管理

人口の変化や、公共下水道等の処理施設の整備などにより、し尿処理施設の処理対象物の量や性状が変化することが予想される。

こうした処理対象物の性状や搬入量の変化は、施設の運転に大きく影響を及ぼすことから、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を行っていくためには、性状や搬入量の変化に対応した運転管理・処理システムの構築が必要となる。

### 6-4 し尿処理体制

組合において、江津市桜江町地域は、合併を契機に組合より脱退しており、将来的には処理自体も江津市自らにより行うことも想定される。

し尿処理体制の変更に柔軟に対応できるし尿処理体制を構築していくことが必要である。

## 7. 国等の上位計画

### 7-1 国の整備方針

国においては、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき平成20年3月に「廃棄物処理施設整備計画」を定めている。

この整備計画は、計画期間を平成20年度から平成24年度とし、循環型社会の形成に向け計画期間中に廃棄物処理施設整備事業及び関連する施策により実現を図るべき重点目標と、当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を、国民に明らかにするものである。

また、この整備計画においては、生活排水処理に関する目標及び指標を設定している。これによると、平成24年度での浄化槽処理人口普及率を12%とすることを目標及び指標として設定している。

◆図表 4-2-19 国の目標及び指標

項目	目標	指標	定義
浄化槽	し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。	浄化槽処理人口普及率 9% (H19 見込み) ↓ 12% (H24)	全人口に対して、戸別の浄化槽（し尿と生活雑排水を併せて処理するものに限る。）を利用する人口の割合 $\frac{\text{浄化槽の整備人口}}{\text{総人口}}$

### 7-2 島根県生活排水処理ビジョン第4次構想

島根県においては、生活環境の改善や水環境の保全を図るため、第1次構想：「全県域下水道化構想」、第2次構想：「新・全県域下水道化構想」、第3次構想：「汚水処理施設整備構想」と、これまで3回にわたり、市町村と一体となり汚水処理施設の長期的な整備方針を策定し、汚水処理施設の整備を推進してきた。その結果、第3次構想において目標としていた平成22年度の汚水処理人口普及率72%は概ね達成することとなった。

一方で、全国と比較すると島根県の汚水処理施設の整備は遅れており、また、島根県内においても地域間で普及率に格差のある状況となっている。また、集合処理施設への接続率の低迷、処理施設や管渠施設の老朽化など新たな課題も挙げられることとなった。

このような課題を踏まえ、島根県では人口減少や厳しい地方財政、環境意識の高まりなど近年の社会情勢を勘案した新たな構想として、平成23年度から平成30年度を計画期間とする第4次構想：「島根県生活排水処理ビジョン」を平成23年2月に策定している。

島根県生活排水処理ビジョンにおいては、目標年度において島根県の汚水処理人口普及率を概ね8割（東部地区：概ね9割、西部地区：概ね5割、隠岐地区：概ね7割）とする方針が示されている。

## 【島根県生活排水処理ビジョンにおける構想の視点】

### 【視 点】

### 【施 策】

島根県生活排水処理ビジョン（第4次構想）

視点1：快適な生活環境

全県の平成30年度汚水処理人口普及率の目標を概ね8割とする

普及率が低い県西部地区と隠岐地区の普及率の向上を目指す

視点2：きれいな水環境

平成30年度末の集合処理施設への接続率の目標を概ね9割とする

汚水処理施設の高度化や適正管理に努める

合併処理浄化槽への転換促進を図る

視点3：資源の循環

汚泥の減量化と有効利用を促進する

下水処理水の農業用水、融雪用水等の再利用を促進する

視点4：持続的な汚水処理

汚水処理施設の老朽化に対し予防保全型の維持管理を推進する

汚水処理施設の耐震化を進める

視点5：健全な経営

汚水処理、汚泥処理の効率化を図り経費削減を推進する

接続率向上による料金収入の増加を図る(接続率目標 概ね9割)

維持管理の効率化のために民間活力利用等の推進を図る

## 【汚水処理人口普及率の目標（H30年度末）】

島根県全体	東部地区	西部地区	隠岐地区
概ね8割	概ね9割	概ね5割	概ね7割

# 第3節 生活排水処理計画

## 1. 基本方針

### 1-1 生活排水処理の基本方針

本町では、組合とともに住民に対し生活雑排水処理の重要性について積極的な啓発を行うとともに、より一層の公共下水道等の整備普及、合併処理浄化槽の設置推進に努めるとともに、水洗化されていない家庭及び単独処理浄化槽の家庭からの生活排水についても衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公用水域の水質保全を図り、より快適で潤いのある環境空間づくりを目指すものとする。

#### ◆図表 4-3-1 生活排水処理の基本方針

##### ①生活排水処理の推進

- ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備・普及を進め、生活雑排水処理を推進する。
- ・ 水洗化されていない家庭及び単独処理浄化槽の家庭からの生活雑排水については、合併処理浄化槽への転換を啓発する。

##### ②し尿・浄化槽汚泥の適正処理

- ・ 浄化槽の適正な維持管理について、住民・事業者に啓発し、無意味な汚泥の排出や汚泥への油分の混入を防止し、志谷苑での適正処理を促進する。
- ・ 志谷苑の適正な維持管理により、公共用水域等周辺環境の保全を図る。また、発生する余剰汚泥は、再生処理により資源化を進める。

### 1-2 生活排水処理設備の基本方針

生活排水処理対策の基本として、生活排水処理施設の整備を図るとともに、生活排水処理の必要性について、啓発していくものとする。

#### 集合処理型施設の整備

今後も継続して、公共下水道の整備を図る。加えて、各家庭からの管渠への接続が円滑に行われるよう、啓発・指導等を行う。

#### 個別処理型施設の整備

市町村設置型合併処理浄化槽について、今後も加入促進等について広報等を行っていく。

し尿汲み取り家庭や単独処理浄化槽の設置者については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導等を行う。

#### 生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について住民の理解を深めるとともに、台所等の発生源における汚濁負荷削減対策について啓発を行っていく。

## 2. 処理主体

本町の生活排水の処理主体は、以下のとおりである。また、生活排水の計画処理区域は、本町全域とする。し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業は、本町において許可し、その許可業者がし尿処理施設等へ運搬するものとする。

◆図表 4-3-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	-
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本 町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本 町
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 (一部の集排汚泥を含む)	組 合

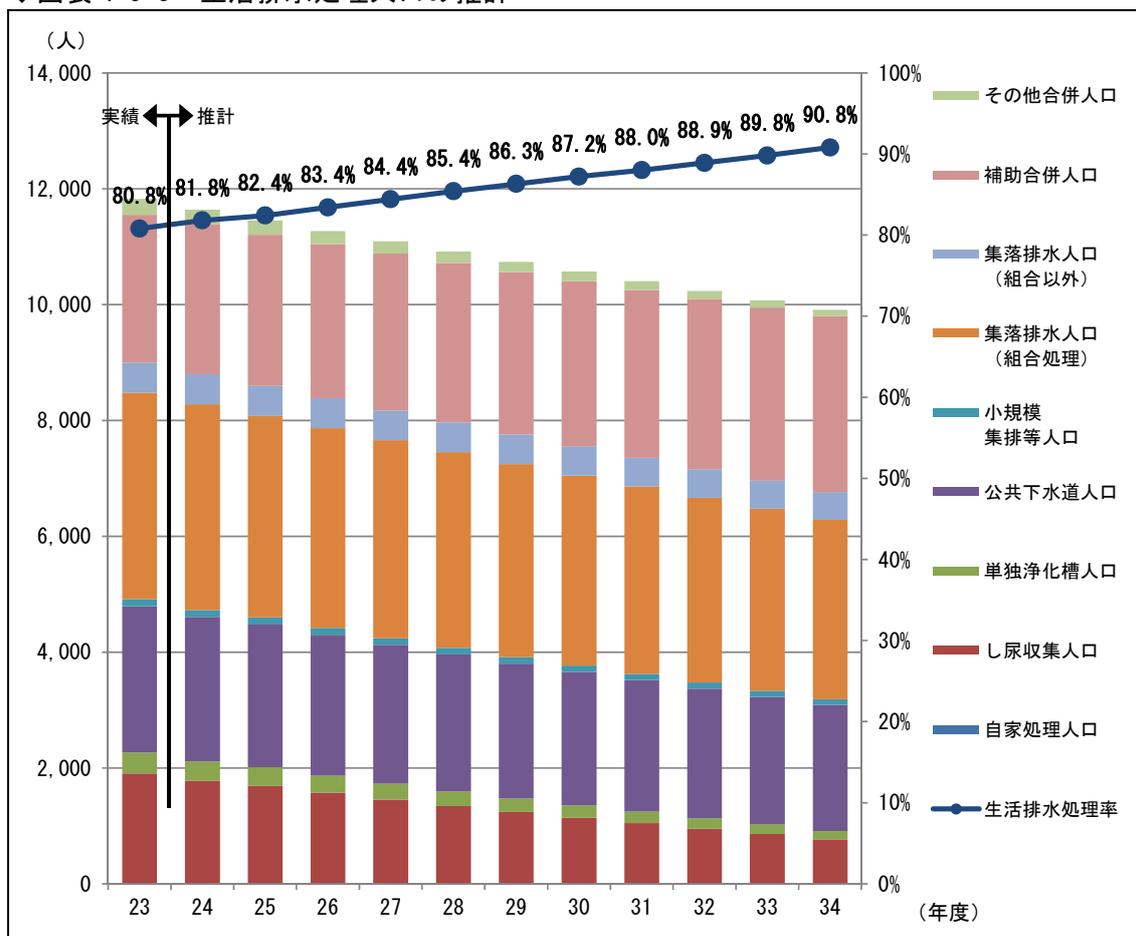
### 3. 生活排水処理形態別人口等の将来見込み

#### 3-1 生活排水処理形態別人口の推計

本町において、台所や風呂といった生活排水をトイレ排水とともに処理している生活排水処理人口（公共下水道人口、小規模集排等人口、集落排水人口、合併処理浄化槽人口、その他合併口）は、生活排水処理施設の整備によって増加すると見込まれ、目標年度の平成33年度において生活排水処理率は、89.8%まで上昇すると見込まれる。

一方で、生活排水を処理していない人口（し尿収集人口、単独浄化槽人口）は減少する見込みであり、平成33年度において、1,023人と見込まれる。

◆図表 4-3-3 生活排水処理人口の推計



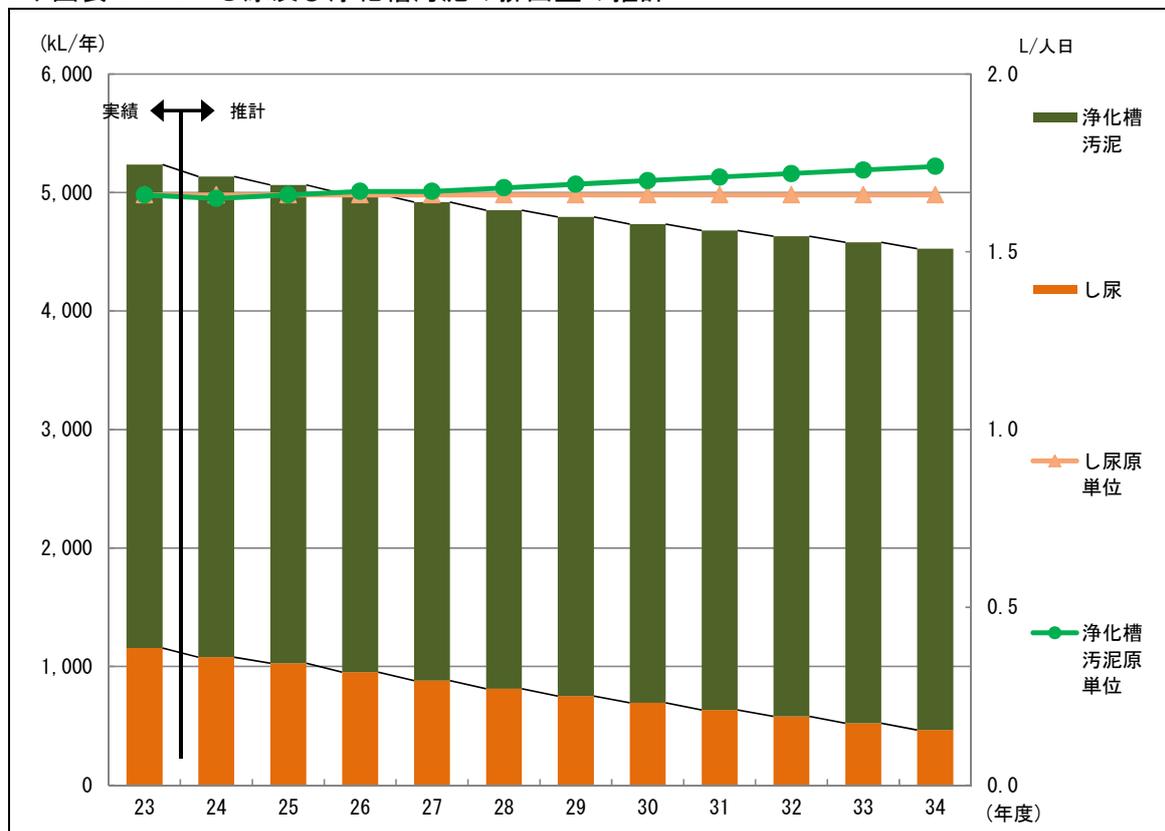
注) 生活排水処理率 = 生活排水処理人口 / 計画処理区域内人口

### 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿及び浄化槽汚泥排出量の合計は、人口の減少とともに減少する見込みである。

内訳は、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加する見込みであり、し尿については、集合処理施設の供用や市町村設置型合併浄化槽の整備により大幅に減少する見込みである。

◆図表 4-3-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計



## 4. 生活排水の処理計画

### 4-1 生活排水の処理の目標

本計画の基本理念及び目標を達成するため、平成33年度において生活雑排水の処理人口を9,049人とし、生活排水処理率は89.8%とする。

◆図表 4-3-5 生活排水の処理の目標

	現在（平成23年度）	目標年度（平成33年度）
生活排水処理率	80.8%	89.8%

	現在（平成23年度）	平成33年度 （目標年度）
行政区域内人口	11,825人	10,072人
計画処理区域内人口	11,825人	10,072人
水洗化・生活雑排水処理人口	9,559人	9,049人

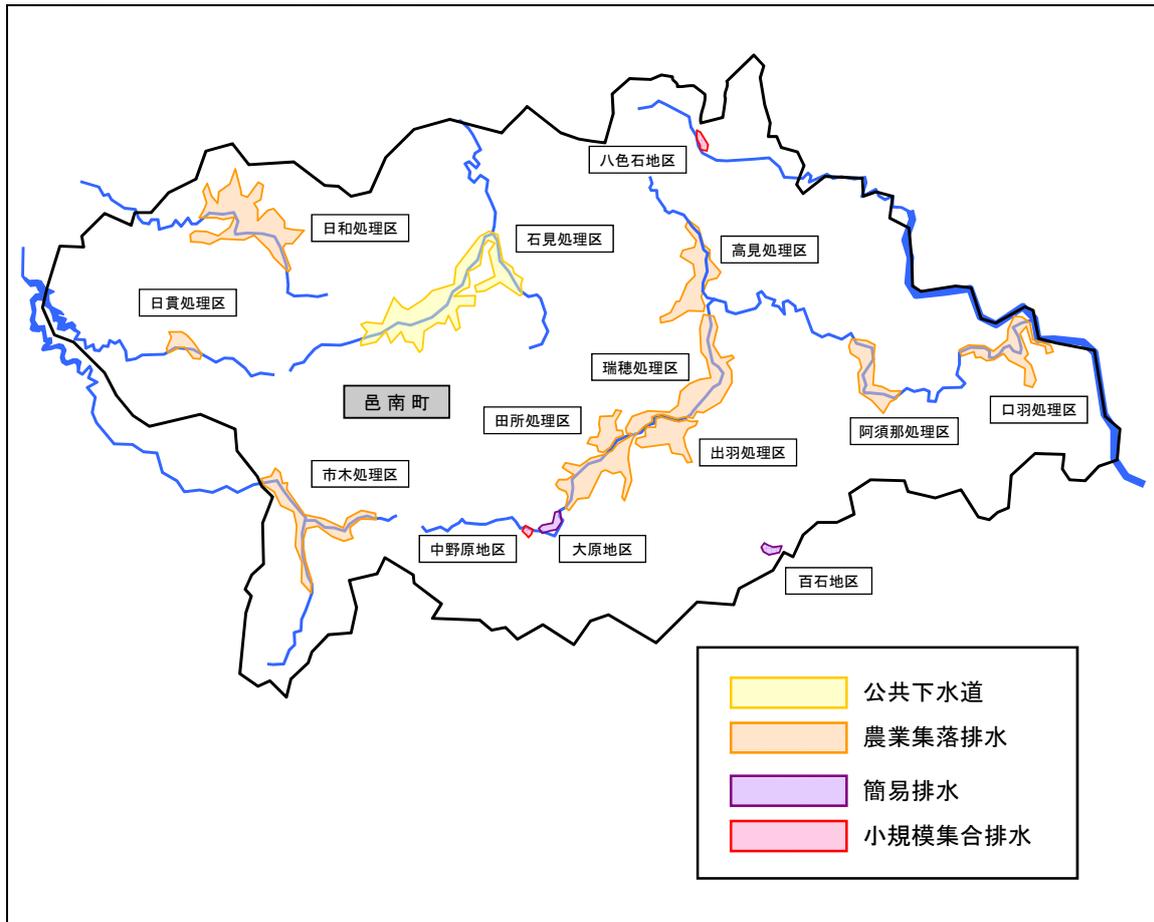
### 4-2 生活排水処理区域及び人口

本町における生活排水処理区域は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備事業ごとに区域が分けられ、各処理施設や地域の特性を踏まえた効率的な生活排水処理を行う。

◆図表 4-3-6 生活排水処理区域及び人口

処理施設の種類	処理計画区域	目標年度（平成33年度）
公共下水道	石見処理区	2,204人
農業集落排水処理	口羽地区、阿須那地区、田所地区、 出羽地区、高見地区、市木地区、瑞穂地区、 日和地区、日貴地区	3,627人
小規模集合排水処理	邑南町大原地区、百石地区	105人
合併処理浄化槽	下水道、集落排水認可区域以外の区域	3,113人

◆图表 4-3-7 生活排水处理区域



#### 4-3 生活排水処理施設の整備計画

今後、し尿及び生活雑排水を処理する施設の整備あるいは運営を行う施設は、本町において公共下水道、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設、さらに合併処理浄化槽について行うものとする。

◆図表 4-3-8 生活排水処理施設の整備状況

整備事業別	邑南町
公共下水道事業	○
農業集落排水事業	●
小規模集合排水事業等	●
補助事業合併処理浄化槽設置整備事業	-
浄化槽市町村整備推進業	○ (市町村設置型)

注) ●：整備済み  
○：整備予定

##### 4-3-1 公共下水道

公共下水道は、継続事業として整備を進めている。

今後、事業完了している施設への接続について広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

◆図表 4-3-9 公共下水道の整備

処理区別	計画処理人口※ <sup>1</sup>	事業区分	整備計画年度
石見処理区	4,570人 (2,705人)	継続	平成5年度～平成27年度

※<sup>1</sup> 計画処理人口は、流入人口等を含めたものである。

##### 4-3-2 農業集落排水

農業集落排水処理施設の整備が完了しており、今後、新たに整備される計画はない。

今後、事業完了している施設への接続について広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

### 4-3-3 合併処理浄化槽

本町の合併処理浄化槽は、市町村設置型で今後も継続して事業を行う。これらについては、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」及び「污水处理施設整備交付金」を活用して整備を進めている。

整備地区は、公共下水道、集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設、簡易排水処理施設の処理区域以外の地区を対象としている。

今後の整備計画は、平成 24 年度から平成 34 年度にかけ、約 480 人分の合併処理浄化槽を設置する。加えて、合併処理浄化槽の設置についての広報を行うとともに、単独処理浄化槽からの転換を推進していくこととする。

### 4-3-4 その他（小規模集合排水処理事業等）

その他の生活排水処理施設については、今後、新たに整備される計画はない。

今後、事業完了している施設への接続について広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

## 4-4 生活雑排水の適正処理推進

風呂や台所の生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備により適正処理を推進する。具体的な施策は、以下のとおりである。

### 施策 1 家庭の取組推進 【本町】

川などの公共用水域の環境を保全するため、水にやさしい生活を送る情報について、広報やチラシ等により広く提供する。

また、地域学習や環境教育の場において水環境の現状を理解してもらうため、本町の担当職員の派遣等により家庭等における取組を推進していくものとする。

### 施策 2 水洗化の普及・啓発 【本町】

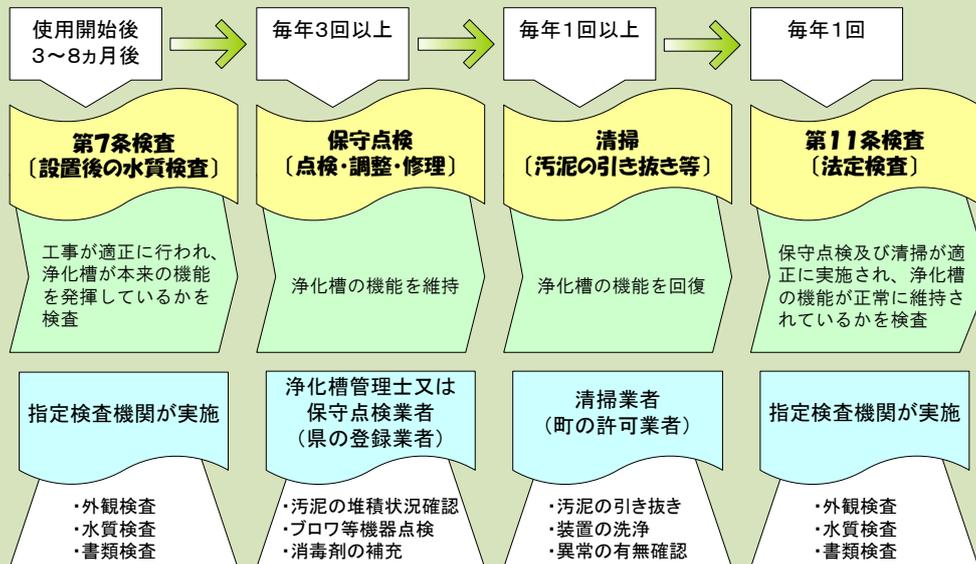
公共下水道や農業集落排水処理施設の整備地区では未接続の家庭等に対し、早期の接続を、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

### 施策 3 浄化槽の適正管理 【本町】

合併処理浄化槽の機能を発揮させるためには保守・点検、清掃等が不可欠である。そのため、浄化槽の保守・点検や清掃等について、浄化槽設置の際に、覚書等を交わして徹底する。また、清掃事業者、保守・点検事業者に対しては、適正な管理について指導するとともに、住民への説明等も行うよう協力要請する。

# ～浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょ～

## ① 浄化槽管理の流れ



## ② 保守・点検

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。  
**保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に委託**してください。
- 浄化槽の色々な装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により汚泥の状態を確認します。
- 汚泥の引抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。



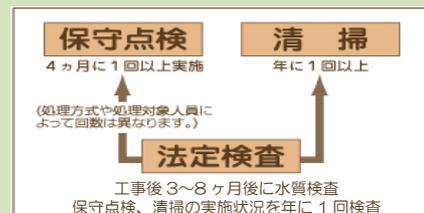
## ③ 清掃

- 浄化槽の清掃は、**町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託**してください。
- 浄化槽に、処理によって生じた汚泥がたまりすぎると処理が不十分になったり、悪臭の原因になります。
- 汚泥などを引抜き、付属装置を洗浄したり、掃除することが必要です。



## ④ 定期検査

- 定期検査は、**県の指定する検査機関**が実施します。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。
- 「保守点検」「清掃」とは別に、定期検査を年に一回必ず受けなければなりません。その他には、使用開始後3ヶ月～8ヶ月以内に設置後の水質検査を実施します。



## ⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

## 5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### 5-1 排出抑制・再資源化計画

#### 5-1-1 排出抑制・再資源化に関する目標

- ① 組合と協力し、浄化槽の清掃に関する認知度の向上に努める。
- ② 浄化槽清掃業者への指導に協力し、無意味な量の排出（汚泥の引き抜き等）抑制に努める。
- ③ し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で排出される脱水汚泥は、委託処理による有効利用を継続していく。

#### 5-1-2 再資源化量の見込み

再資源化の推進は引き続き、組合において行っていくものとする。具体的には脱水汚泥は、セメント原料化または肥料として委託業者にて再資源化を継続していく。し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生する汚泥の有効利用量は、平成 33 年度において組合合計として 450t 程度とする。

#### ◆図表 4-3-10 有効利用の将来見込（組合合計）

	H23 年度（実績）	H29 年度	H33 年度
有効利用量（t/年）	523	482	452

#### 5-1-3 排出抑制・再資源化に関する施策

##### 施策 1 住民に対する啓発 【本町】

浄化槽は、定期的に清掃時に汚泥を引き抜くことが必要である。汚泥の引き抜きについては、浄化槽法第 4 条第 6 項の規定により行うこととされている。その量については、浄化槽の形式により異なるため、浄化槽の形式や清掃方法について、住民に情報提供を行っていくものとする。

##### 施策 2 清掃業者への指導 【本町】

浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、法に基づく適正な汚泥の引き抜きについて清掃業者への指導を行い、無意味な浄化槽汚泥量の排出を抑制するものとする。

##### 施策 3 脱水汚泥の有効利用 【組合】

現在、組合のし尿処理施設から排出される脱水汚泥は、民間業者に引き渡したうえでセメント原料やコンポストとして有効利用されている。

よって、今後とも外部搬出による民間委託処理を継続していくものとする。

## 5-2 収集・運搬計画

### 5-2-1 収集・運搬に関する目標

- ① 現行の収集・運搬体制を維持していく。
- ② 収集・運搬許可業者への指導により、し尿等の安定した搬入に努める。

### 5-2-2 収集・運搬の範囲

収集・運搬を行う範囲は、本町全域とする。

### 5-2-3 収集・運搬の方法及び量

収集・運搬する種類は、し尿（くみ取りトイレ）と浄化槽汚泥、一部の農業集落排水処理施設から排出される汚泥とする。収集・運搬方法は、現行どおり本町が許可する収集・運搬許可業者により行うものとする。

組合への収集・運搬量は、平成 33 年度においてし尿 522kL/年、浄化槽汚泥（一部の農業集落排水処理施設汚泥含む）4,187kL/年と見込む。

◆図表 4-3-11 収集運搬量の将来見込

		H23	H29	H33	
し尿	年間排出量 [kL/年度]	1,157	752	522	
	一日排出量 [kL/日]	3.17	2.06	1.43	
浄化槽汚泥	年間排出量 [kL/年度]	3,202	3,227	3,289	
	一日排出量 [kL/日]	8.76	8.84	9.01	
集排汚泥	年間排出量 [kL/年度]	1,013	949	898	
	一日排出量 [kL/日]	2.76	2.6	2.46	
	組合処理	年間排出量 [kL/年度]	876	814	770
		一日排出量 [kL/日]	2.39	2.23	2.11
	組合以外	年間排出量 [kL/年度]	137	135	128
		一日排出量 [kL/日]	0.37	0.37	0.35
収集運搬量	年間排出量 [kL/年度]	5,372	4,928	4,709	
	一日排出量 [kL/日]	14.69	13.5	12.9	
	組合処理	年間排出量 [kL/年度]	5,235	4,793	4,581
		一日排出量 [kL/日]	14.32	13.13	12.55
	組合以外	年間排出量 [kL/年度]	137	135	128
		一日排出量 [kL/日]	0.37	0.37	0.35

#### 5-2-4 収集・運搬に関する施策

##### 施策1 収集・運搬体制の維持 【本町】

収集運搬量はし尿が減少、浄化槽汚泥が増加するものと見込まれる。し尿等の収集・運搬は、本町において現状の収集運搬許可業者により行うものとする。

なお、長期的には、集合処理施設の供用及び市町村設置型合併浄化槽の整備によりし尿量は減少する見込みであることから、今後のし尿等の排出量を注視しつつ、体制維持について検討していくものとする。

##### 施策2 許可業者指導 【本町】

し尿の収集運搬は、本町が許可する収集運搬許可業者が、住民からの汲み取り依頼により行い、組合の志谷苑（し尿処理施設）へ搬入している。し尿処理施設での処理において、し尿と浄化槽汚泥のバランスが変動すると、施設の運転が難しくなる。

よって、処理施設での処理が円滑に行えるよう、収集・運搬から搬入に至る運行計画について、業者指導していくものとする。



### 5-3 中間処理計画

#### 5-3-1 中間処理に関する目標

- ① し尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設を適正に維持管理し、公共用水域の水質保全を図っていくものとする。
- ② し尿及び浄化槽の搬入バランスの変動に対応できる処理体制について、検討していくこととする。

#### 5-3-2 中間処理の方法及び量

中間処理する種類は、し尿（汲み取りトイレ）と浄化槽汚泥、集排汚泥とする。中間処理の方法は、現行どおり組合の志谷苑による処理とする。

なお、本町から排出される集排汚泥のうち、石見処理区は組合の志谷苑に搬入せず、本町による処理としている。

◆図表 4-3-12 中間処理量の将来見込

			H23	H29	H33
中間 処 理	し尿	年間排出量 [kL/年度]	1,157	752	522
		一日排出量 [kL/日]	3.17	2.06	1.43
	浄化槽汚泥	年間排出量 [kL/年度]	3,202	3,227	3,289
		一日排出量 [kL/日]	8.76	8.84	9.01
	集排汚泥	年間排出量 [kL/年度]	876	814	770
		一日排出量 [kL/日]	2.39	2.23	2.11
計	年間排出量 [kL/年度]	5,235	4,793	4,581	
	一日排出量 [kL/日]	14.34	13.13	12.55	
割合（1日量）	し尿 [%]	22.1	15.7	11.4	
	浄化槽汚泥 [%]	77.9	84.3	88.6	

#### 5-3-3 中間処理に関する施策

##### 施策 1 施設の維持管理 【組合】

組合が運営する志谷苑は、供用開始後 15 年を経過している。組合では、定期的に機能検査を実施し、施設の機能維持に努めている。

今後も、予期しない破損等により大規模な補修等がないよう、定期検査の実施と計画的な補修計画・設備更新計画を立案し、安定的な処理を行っていくものとする。

◆図表 4-3-13 施設の概要

施設名	志谷苑
所在地	島根県邑智郡川本町大字因原701番地1
敷地面積	約5,254 m <sup>2</sup>
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
公称能力	43kL/日（し尿24kL/日，浄化槽汚泥19kL/日） 貯留槽（し尿100m <sup>3</sup> ，浄化槽汚泥80m <sup>3</sup> ，予備260m <sup>3</sup> ）
供用開始	平成9年4月（平成14年度改造（汚泥搬出設備））
管理体制	委託（維持管理人員：4人）

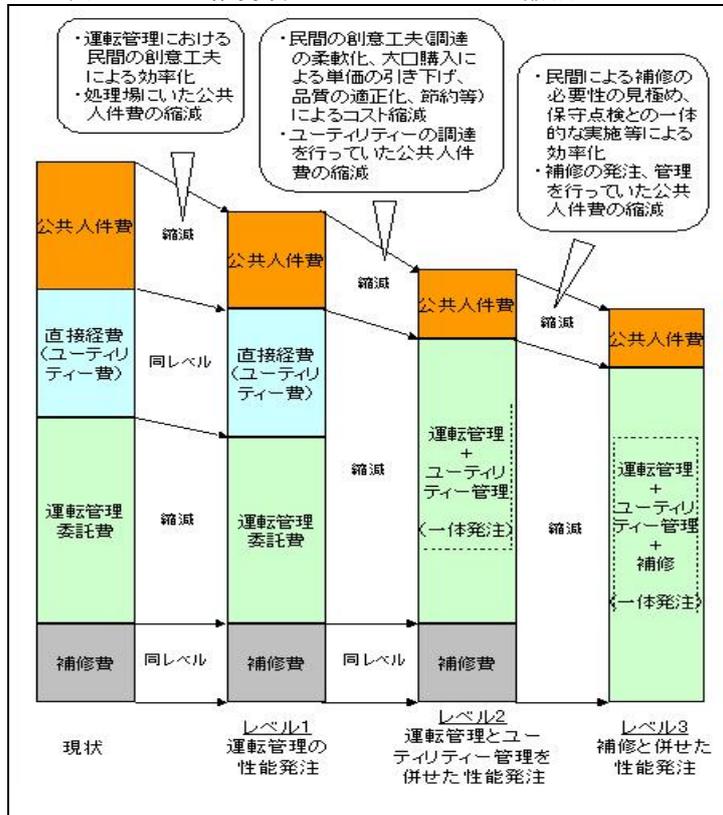
**施策2 施設運営体制の変更 【組合】**

組合が運営する志谷苑は、下流側公共用水域への環境負荷軽減のため、高負荷脱窒素方式を採用している。しかし、近年、搬入されるし尿、浄化槽汚泥の割合が変動しており、施設の運転を困難なものとしている。そのため、施設の運転を専門業者に委託し、継続的な機能維持に努めている。しかし、補修点検等については組合により行っており、専門業者によるノウハウが反映しにくい状況にある。

こうした点を改善するものとして、運転管理から設備の点検補修（右図ではユーティリティー管理）までを包括した責任委託が行われている。組合においても、志谷苑の機能維持、コスト削減、安定した処理を行うため、「長期包括責任委託方式」を採用していくものとする。ただし、住民等へのサービス水準の監視は組合において行っていくものとし、もって地域の公衆衛生の維持や環境保全を図っていくものとする。

なお、具体的な契約期間や責任の範囲等については、今後、調査・検討を行い、組合に最適な方式とする。

◆図表 4-3-14 維持管理におけるコスト削減のイメージ



資料：「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドラインについて」国土交通省 HP

## 5-4 最終処分計画

### 5-4-1 最終処分に関する目標

- ① 中間処理後に発生する汚泥は、有効利用することで最終処分の減量を図る。
- ② 資源化できないし渣は焼却による減量を行い、沈砂とともに適正に処理する。

### 5-4-2 最終処分の方法及び量

焼却残渣及び沈砂の最終処分は、現状どおり組合によるものとする。

#### ◆図表 4-3-15 最終処分量の将来見込（組合格計）

	H23 年度（実績）	H29 年度	H33 年度
し渣焼却灰（t/年）	1	1	1
沈砂（t/年）	2	2	2

### 5-4-3 最終処分に関する施策

#### 施策3 安定した最終処分の推進【組合】

し尿処理過程で発生するし渣は、笹畑クリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣は埋立処分を行い、沈砂は直接埋立処分している。

埋立物を安定化するため焼却施設の安定燃焼に努め、安定的な最終処分を行うものとする。

## 5-5 その他

### 5-5-1 住民に対する広報・啓発活動

本町では、公共下水道や農業集落排水処理施設、さらには合併処理浄化槽を整備あるいは運営していることから、公共用水域の水質保全が達成されると期待できる。しかし、実際には、整備された公共下水道や集落排水処理施設への接続、さらに、合併処理浄化槽の設置など、住民の協力等があって初めて達成できる。また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理が行われないと逆に水質悪化を招く恐れもある。

よって、公共下水道整備地区や集落排水処理施設整備地区では早期の接続、その他の地区では合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換について、さらに、合併処理浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び定期検査の実施について、保健所と連携したうえで、住民、事業者、さらには清掃業者に対し、啓発・指導等を行い、その徹底に努めるものとする。

### 5-5-2 地域の諸計画との関連

本町における公共下水道計画、集落排水処理施設整備事業計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な計画見直しや対策を講じていくものとする。